

平成20年 2 月宮崎県定例県議会（当初）

商工建設常任委員会会議録

平成20年 3 月11日～14日

場 所 第5委員会室

平成20年3月11日（火曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計予算

○議案第7号 平成20年度宮崎県小規模企業者
等設備導入資金特別会計予算

○議案第8号 平成20年度宮崎県えびの高原ス
ポーツレクリエーション施設特
別会計予算

○議案第9号 平成20年度宮崎県営国民宿舎特
別会計予算

○議案第12号 平成20年度宮崎県公共用地取得
事業特別会計予算

○議案第13号 平成20年度宮崎県港湾整備事業
特別会計予算

○議案第20号 宮崎県行政機関設置条例の一部
を改正する条例

○議案第23号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第27号 宮崎県営住宅の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条
例

○議案第31号 宮崎県砂防指定地管理条例の一
部を改正する条例

○議案第32号 宮崎県屋外広告物条例の一部を
改正する条例

○議案第37号 土木事業執行に伴う市町村負担
金徴収について

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

出席委員（9人）

委員 長 横田 照 夫

副 委 員 長 田 口 雄 二
委 員 坂 元 裕 一
委 員 蓬 原 正 三
委 員 水 間 篤 典
委 員 濱 砂 守
委 員 萩 原 耕 三
委 員 外 山 良 治
委 員 武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 高 山 幹 男

商工観光労働部次長
（商工担当） 河 野 富二喜

商工観光労働部次長
（観光・労働担当） 後 藤 厚 一

部参事兼商工政策課長 内 栞 保 博 秋

新産業支援課長 矢 野 好 孝

企業立地対策監 森 幸 男

新産業支援課副参事 藤 野 秀 策

地域産業振興課長 工 藤 良 長

経営金融課長 古 賀 孝 士

観光・リゾート課長 橋 口 貴 至

労働政策課長 西 盾 夫

地域雇用対策監 金 丸 裕 一

工業技術センター所長 河 野 雄 三

食品開発センター所長 青 山 好 文

県立産業技術専門校長 坂 口 正 紀

労働委員会事務局

事務局 長 黒 木 康 年

調整審査課長 洪 谷 弘 二

事務局職員出席者

総務課主任主事 児玉直樹
議事課主任主事 古谷信人

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

本日より当初予算関係議案の審査に入ります。審査方法についてありますが、お手元に配付してあります「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。商工観光労働部と県土整備部の審査につきましては、長時間に及ぶことが予想されますので、数課ごとに説明及び質疑を行い、最後に総括質疑を行いたいと考えております。審査方法につきましては以上であります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

労働委員会事務局の皆さん方、御苦労さまでございます。当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○黒木労働委員会事務局長 労働委員会事務局

の平成20年度当初予算案について御説明をいたします。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料、労働委員会事務局のインデックスのついております523ページからとなっております。

527ページをごらんください。予算総額は、一般会計で1億2,521万2,000円でございます。

その内容について事項別に御説明いたします。

事項は職員費と委員会運営費の2つでございます。まず、(事項)職員費でございますが、8,801万3,000円を計上しております。これは、事務局職員10名分の人件費でございます。

次に、(事項)委員会運営費でございますが、3,719万9,000円を計上しております。その内訳は、説明の欄に記載しておりますように、委員報酬費として15名分の2,977万7,000円、労働争議の調整、不当労働行為の審査に要する経費として201万2,000円、定例総会及び公益委員会議の開催経費など、その他労働委員会の運営に要する経費として541万円となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 1点だけ、15人の委員がいらっしゃるんですけども、委員会費というのは報酬等になると思うんですが、この15人というのは法令で定められたり、例えば2人減らすとか、そういうことというのはできないものなんですか。

○渋谷調整審査課長 労働委員会委員の定数につきましては、労働組合法において規定されておりますので、これを減らすということはちょっと困難だと思います。以上でございます。

○武井委員 わかりました。ということは、宮

崎県は法令の定めにおいて15人という員数が決められているということですか。それとも県の規模とかによって宮崎は15人ということを決めているということですか。

○**渋谷調整審査課長** 都道府県によって違います。例えば福岡は21人ですけれども、九州、宮崎を含めてほかはすべて15人ということで法上、規定されております。以上でございます。

○**武井委員** わかりました。

○**横田委員長** ほか、ございませんか。

○**水間委員** 今、争議の調整とか不当労働行為の審査という問題で何か起きている問題はないんですか。

○**渋谷調整審査課長** 現在、不当労働行為救済申し立て事件を1件抱えております。

○**水間委員** それについて説明してください。

○**渋谷調整審査課長** これは、昨年に申し立てがございまして、これまで調査を2回、証人等の審問でございしますが、この審査を7回ほど終えております。今月に最終陳述がございまして、結審の方向です。できれば7月末ぐらいまでには命令を出したいというふうに考えておりますが、そういった状況でございします。以上でございます。

○**水間委員** これは労働委員会の所管になるのかどうかお聞きしたいんですけど、今、派遣業務の云々でよく問題が起きているんですけども、そこらあたりは労働委員会としての仕事にはならないんですか。

○**渋谷調整審査課長** 基本的には、団体というか、要するに組合との紛争について調整もしくは審査をするんですけれども、最近是个別の労使紛争が多発しているということで、制度的にも平成14年度から個別労使紛争に係る部分について、あっせん等を行うという制度がスタート

しています。また、18年から労働審判なんかもスタートしているんですけれども、今、御質問のあった中で、個別的な紛争について申し立てがあつて、そういう法律に準じた形で手続がとればあっせん等ができるというふうに思います。以上でございます。

○**水間委員** 県内でそういう一つの事例として挙げられるものはありますか。

○**渋谷調整審査課長** 派遣職員に係る紛争はこれまでございません。以上でございます。

○**横田委員長** ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、以上をもちまして労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん方、御苦労さまでございました。

商工観光労働部の審査はあすからとなっておりますりましたが、労働委員会事務局の審査が終了いたしましたので、引き続き商工観光労働部の審査を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

補正のときに蓬原委員から要求がありました資料をお手元に配付してありますので、御確認いただきたいと思います。

商工観光労働部の皆さん方、御苦労さまでご

ございます。今回、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料の目次にありますとおり、「平成20年2月定例県議会提出議案（平成20年度当初分）」について御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。今回提案しております議案につきまして、商工観光労働部関係を抜粋したものであります。

1の議案第1号は、「平成20年度宮崎県一般会計予算」であります。平成20年度の当初予算額は、401億6,835万3,000円となっております。また、債務負担行為につきましては、中ほどの表にありますとおり、平成20年度設備貸与機関損失補償ほか2件となっております。

次に、特別会計予算であります。2の議案第7号「平成20年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」は、11億2,100万3,000円、3の議案第8号「平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算」は、401万2,000円、4の議案第9号「平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算」は、3億2,629万9,000円となっております。

次に、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。5の議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」であります。

(1)にありますように、これは、地域における総務事務の集約、適正な事務執行等を図りするために、県税事務所及び商工労政事務所等の事務を集約し、「県税・総務事務所」を設置するものであります。なお、この議案の詳細及び4月

1日付で予定しております企業立地推進局の設置など、商工観光労働部関連の組織改正案につきましては、後ほど、担当課長から御説明を申し上げます。

次に、資料の4ページをごらんいただきたいと存じます。平成20年度商工観光労働部当初予算（案）の概要であります。一般会計、特別会計合わせまして、部全体の予算額は、416億1,966万7,000円、19年度の6月補正後に比べまして97.6%となっております。各課ごとの予算額は、それぞれ表に記載しているとおりでございます。

次に、表の下の平成20年度重点施策についてであります。1の中山間地域・植栽未済地対策の関連といたしまして、ふるさとツーリズムを推進しますとともに、新たに中山間地域商業活性化支援事業を実施いたしまして、中山間地域における新たなビジネスモデルの構築を目指すことといたしております。また、2の建設産業対策の関連としましては、中小企業融資制度貸付金に新たに建設産業等支援貸付を創設しますとともに、建設産業等経営支援事業を実施することにより、建設業者等の経営基盤の強化等を支援することといたしております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。これは、新みやざき創造計画におきます戦略別の施策体系でありまして、それに平成20年度の部の主な事業を位置づけたものであります。

以下、その主なものにつきまして、施策体系に沿って御説明をいたします。

「戦略2-2 地域福祉・自立支援の充実」についてであります。この戦略は2つの施策に分かれておりまして、1の「障がい者の就労支援等、安定した生活のための施策推進」につつま

しては、改善事業の障がい児者就労体験・就職指導相談事業を実施することによりまして、障がい児者の雇用及び社会的自立を促進することといたしております。

次に、「戦略3-1『みやざきブランド』の総合プロモーション」についてであります。この戦略は2つの施策に分かれております。まず、1の「みやざきブランドの向上及び情報発信強化」につきましては、新規事業の宮崎県優良県産品推奨制度事業を実施することにより、県産品に対する消費者の信用を高め、商品力の向上を目指すこととしております。また、2の「大都市、東アジアなどへの販路開拓」につきましては、新規事業の東アジア販路拡大戦略策定事業において、県や関係団体が一体となって取り組む戦略を策定することとしております。

次に、「戦略3-2おもてなし日本一観光推進」についてであります。この戦略は4つの施策に分かれております。1の「観光資源の掘り起こし・磨き上げの推進」につきましては、新規事業の宮崎おもてなし日本一実践事業を実施いたしまして、地区ごとのおもてなし研修会を開催しますとともに、観光ボランティアの資質向上等を支援することとしております。

次は、6ページをごらんいただきたいと存じます。「戦略3-4働く場づくり・ものづくり振興」についてであります。この戦略は4つの施策に分かれております。まず、1の「戦略的企業誘致活動の推進」につきましては、新規事業の企業誘致専門員設置事業を実施いたしまして、企業誘致活動の充実強化を図ることとしております。また、新規事業の地域雇用対策強化事業を実施することによりまして、地域の雇用対策機関の連携強化や企業への雇用対策事業の導入を促進することといたしております。次に、

3の「県内企業の新技術、新製品等の発掘、研究開発及び販路開拓を支援」につきましては、新規事業の食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクトを実施することにより、新商品開発やベンチャー企業の創出等を促進することといたしております。4の「IT企業の集積とIT技術者の交流の促進」につきましては、新規事業のIT関連産業振興事業を実施いたしまして、本県でのIT関連人材の確保及び首都圏等からの受注の拡大を促進することといたしております。

以上、新規事業を中心に御説明いたしましたけれども、平成20年度は戦略別の施策体系に掲げました施策・事業を職員一丸となって全力で取り組むことにより、本県経済の活性化を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長等から御説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○横田委員長 引き続き各課長に説明をお願いするわけですが、審査に時間を要するため、数課ごとに説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑の時間を設けたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明につきましては、新規事業、重点事業を中心に、簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、まず、商工政策課、新産業支援課、地域産業振興課、経営金融課の審査を行いますので、関係の方だけお残りいただき、その他の方は別室で待機をお願いいたします。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時23分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず最初に、商工政策課長から順次説明をお願いいたします。

○内栞保商工政策課長 商工政策課でございます。各課の当初予算の御説明の前に、各課に共通する事項について御説明をいたします。

まず、組織改正との関係でございます。後ほど御説明いたしますように、商工観光労働部では、来年度、組織の改正を予定しております。予算の説明に当たりましては、現行の組織で行わせていただきますけれども、組織改正により予算の所管課の変動がありました場合におきましても、予算に関する説明書等に記載をしております業務の内容や予算額等に変更は生じませんので、あらかじめ御了解をいただきたいと存じます。なお、予算の説明に当たりましては、歳出予算説明資料を基本とさせていただきますけれども、事業によりましては委員会資料に詳細を記載しているものがございますので、歳出予算説明資料と委員会資料の両方を使用して御説明をさせていただきたいと思っております。また、予算額の前年度との比較につきましては、平成19年度当初予算が骨格予算でありましたので、6月補正後の肉付け後の予算額と比較して説明をさせていただきます。また、新規事業及び改善事業につきましては、歳出予算説明資料の説明の欄の事業の前に㊦、㊧というふうに表示をされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、商工政策課の平成20年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の平成20年度当初予算、歳出予算説明資料の商工政策課のインデックスのところ、239ページをお開きください。平成20年度当初予算額は、3億6,683万9,000円となっております。

平成19年度の6月補正後予算額は、金額的には現計予算額と同じでございますけれども、それと比較いたしますと、456万4,000円の減額、率にして1.2%の減となっております。

それでは、主な事業等について御説明いたします。

241ページをお開きください。(事項) 連絡調整費748万1,000円でございます。次の242ページをお開きください。これは、部の連絡調整等に要する経費や、各部局において政策課題に新たな施策を検討するための調査研究に要する経費などがございます。この中の3の調整事務費でございますけれども、これは、今回の不適正な事務処理の再発防止策の一つとして、各部に新たに措置されたものでございまして、緊急に必要なになった備品への対応として50万円を計上しております。

次に、(事項) 地場企業振興対策事業費192万7,000円でございます。これは、本県の地場企業を取り巻く環境を迅速・的確に把握するとともに、各種商工施策を活用し、活力ある地場企業の育成を図るための経費でございます。具体的には、1の頑張る企業応援事業としまして、県内の頑張っている中小企業を表彰いたしまして、広く県民に周知をすることにより、県内企業に対する理解を深めるとともに、県内企業の競争力を向上させ、本県経済の活性化を図るものでございます。

次に、(事項) 物産観光あつ旋所費1,514万7,000円でございますけれども、これは、大阪事務所の管理運営費及び大都市圏を拠点とした県産品の販路拡大等の活動費でございます。

次に、243ページ、(事項) 計量検定所費880万8,000円でございます。これは、計量検定所の管理運営費及び取引に使用される計量器の定期

検査、製造・修理された計量器の検定、使用中のメーターの立入検査等を行うものでございます。

商工政策課の当初予算につきましては、以上でございます。

次に、組織改正の関係につきまして御説明いたします。

議案第20号でありますけれども、常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。常任委員会資料の29ページをごらんください。議案の内容を御説明します前に、商工観光労働部関係の組織改正案全体につきまして、御説明いたします。

まず、本庁関係でございます。(1)にございますように、企業誘致の積極的な推進のために、企業立地推進局を新設することといたしております。また、新産業支援課と地域産業振興課を再編いたしまして、工業支援課及び商業支援課を設置することといたしております。次に、(2)といたしまして、県外への情報発信や観光客誘致、移住等の交流促進の強化のために、観光交流推進局を新設することといたしております。観光交流推進局には観光振興等を担当する観光推進課と、トップセールス等を担当する「みやざきアピール課」を設置することといたしております。

次に、30ページをごらんください。(3)にございますように、障がい者福祉施策の推進体制の強化を図るために、労働政策課で担当しておりました障がい者の一般就労支援に関する業務を、福祉保健部の障害福祉課のほうへ移管をいたしまして、障がい者の就労支援業務の一元化を行うことといたしております。

その下の参考にありますように、これらの組織改正の結果、商工観光労働部の本庁につつま

しては、6課体制から2局7課体制となります。

次に、31ページをごらんください。出先機関でございます。(1)にございますように、地域における総務事務の集約、適正な事務処理等を図るため、県税事務所及び商工労政事務所等の事務を集約いたしまして、県税・総務事務所を設置することとしております。商工労政事務所は、現在、日南、都城、延岡の3カ所にございますけれども、改正案の例にありますように、都城で申しますと、都城県税・総務事務所の中に総務商工センターを配置することとなっております。次に、(2)にありますように、県外における県の総合出先機関としての連携強化や情報発信の統一的な実施を行うために、大阪事務所の所管を商工観光労働部から県民政策部のほうへ移管をすることとしております。

委員会資料の2ページにお戻りください。議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」についてでございます。

組織改正の概要につきましては、ただいま御説明いたしましたとおりでありまして、県税事務所、商工労政事務所等の事務を集約いたしまして、県税・総務事務所を設置することに伴い、条例を改正するものでございます。

3ページに新旧対照表を掲載しておりますけれども、御説明のほうは省略をさせていただきます。

商工政策課は以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課の平成20年度当初予算について説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料、新産業支援課のインデックス、245ページをお願いいたします。新産業支援課の平成20年度当初予算額は、39億5,004万9,000円で、平成19年度の肉付け予算額と比較しますと8億3,335万7,000円の減とい

うことで、率にして17.4%の減となっております。減額したものの主なものは、企業立地促進補助金が10億4,000万、増額の主なものは新規事業で食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクト1億4,000万などがあります。

それでは、主な事業について説明いたします。

247ページをお願いします。まず、(事項) 産業支援財団創業支援等事業費でございますが、1億3,521万1,000円を計上しております。これは、中小企業の技術開発や産学官の研究開発を推進しております宮崎県産業支援財団佐土原事務所の運営管理に要する経費でございます。

次に、(事項) ベンチャー企業等支援事業費1億328万3,000円を計上しております。1の創業・新事業挑戦支援ファンド事業、これは、今後の成長性が見込める中小企業等に対して、投資による資金面からの支援を行うものでございます。次に、3の東京フロンティアオフィス支援事業ですが、県内中小企業の首都圏における営業活動を支援するために、宮崎県東京ビルの一部をオフィスとして低料金を貸与するものでございます。

次に、248ページをお願いいたします。(事項) 新事業創出環境整備事業費3億1,135万9,000円を計上しております。1の新事業創出環境整備補助事業、これは、宮崎県産業支援財団におきまして、県内中小企業等の新商品の開発、販路拡大等の相談に対応するとともに、産業連携によるビジネスチャンスの創出を図ることによりまして、新事業が生まれやすい環境の整備を行うものでございます。2の新産業・新事業創出研究開発推進事業、これは、新産業の創出による産業振興を図るために、バイオ、ITなどの技術分野ごとに産学官ネットワークを構築しまして、産学官グループに対する研究開発支援、

国の大型プロジェクトへのステップアップ等を推進するものであります。これによりまして、すぐれた研究シーズの事業化を促進するものでございます。3の㊤環境リサイクル技術開発支援事業、これは、産業廃棄物の抑制やリサイクルを促進するために、県内の企業や産学官の共同研究グループが行います、環境リサイクル関連の技術開発を支援するものでございます。7の㊤先端産業みやざき集積促進事業と8の㊤食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクトは、後ほど、委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、(事項) 技術振興対策費2,030万8,000円を計上しております。これは、学校発明工夫展や工業技術センター等の特許権等の管理などを行うものでありまして、企業の技術力向上への支援に要する経費でございます。

次に、(事項) 機械技術センター運営事業費5,253万1,000円を計上しております。県北の機械金属工業界の技術力向上のための研修、技術指導等を行うために要する経費でございます。

次に、(事項) 中小企業IT化促進支援事業費1,903万8,000円を計上しております。249ページに移っていただきまして、実務型IT人材養成事業、これは、県内IT企業の在職者、就職希望者等を対象に、実務に即したIT研修を実施するものでございます。2の㊤誘致企業IT人材養成支援事業ですが、これは、委員会資料のほうで後ほど、説明させていただきます。

次に、(事項) IT関連産業振興事業費2,473万2,000円を計上しております。1の㊤IT関連産業振興事業でありますけれども、IT関連産業の振興を図るために、IT及びコールセンター人材の育成確保、首都圏等からの受注の拡大及び新規分野への進出を促進するものでござい

す。

次に、(事項) 企業立地基盤整備等対策費14億2,088万円を計上しております。3の宮崎フリーウェイ工業団地企業誘致促進事業ですが、当工業団地の分譲価格を抑制するために、事業主体であります宮崎県土地開発公社に対しまして、造成経費の一部を無利子で貸付するものがございます。

次に、(事項) 企業立地促進等対策費10億1,221万9,000円を計上しております。これは、雇用の確保及び県経済の振興を図るために、企業立地の促進等に要する経費であります。3の(4)㊦企業誘致専門員設置事業は、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。4の企業立地促進補助金は、地域経済の活性化と雇用の拡大並びに本県産業構造の高度化を図るため、誘致企業に対して補助を行うことによりまして、企業立地を促進するものがございます。

次に、(事項) 工業技術センター総務管理費1億7,679万6,000円を計上しておりますが、工業技術センターの管理運営等に要する経費でございます。

次に、250ページの(事項) 工業技術研究開発費3,184万2,000円を計上しております。これは、工業技術センターの試験研究に要する経費でございます。

次に、(事項) 企業技術支援事業費1,847万5,000円の計上です。これは、工業用材料等の依頼試験の分析、設備使用及び企業との共同研究等に要する経費でございます。

次に、(事項) 食品開発センター総務管理費1,625万9,000円を計上しておりますが、これは、食品開発センターの運営管理に要する経費でございます。

次に、251ページをお願いします。(事項) 食

品開発センター研究開発費2,556万4,000円を計上しております。これは、食品開発センターの試験研究に要する経費でございます。

お手元の商工建設常任委員会資料のほうに移りたいと思いますので、7ページをお願いいたします。企業誘致専門員設置事業であります。

1の事業目的でございますけれども、企業立地を促進し、地域経済の振興と雇用の創出を図るために、企業誘致専門員を設置し、企業誘致活動を充実強化するものであります。企業誘致専門員を設置する背景ですが、県は、これまでいろいろな方面から収集した情報をもとに、新規企業立地件数100社の実現を目指しまして誘致活動を行ってきたところでございますが、しかしながら、誘致競争はますます激化しております。国内の他の自治体はもとより、海外との競争を行っている状況でもあります。このようなことから、今後一層の企業誘致を進めるためには、基本となる情報収集体制と誘致活動をこれまで以上に強化することが重要と考えたところであります。具体的には、情報収集のためのネットワークを充実強化して、多方面の企業情報を早目に入手して、その情報などをもとに、企業誘致専門員が迅速に企業訪問を行うこととしております。このことによりまして、訪問企業数をこれまでの年間600社程度から1,000社ぐらい上げまして、1,600社ぐらいまでふやしたいと考えているところでございます。

2の事業概要でございますけれども、宮崎県地域産業活性化協議会が行います企業誘致専門員の設置事業に対しまして、支援を行うこととしております。具体的には、製造業等の業界に詳しい民間企業経験者を公募で5人選びます。県の県外事務所があります東京、大阪、福岡、そして自動車産業で活気のある名古屋で県との

情報共有を行いながら、積極的な誘致活動を行うこととしております。

3の事業費でございますけれども、452万1,000円を計上しております。総事業費としましては1,356万1,000円の見込みでございますけれども、経済産業省から3分の2の補助を受ける予定でございます。

4の事業効果でございますけれども、これは、目的どおりに企業立地件数100社の実現につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、8ページをお願いいたします。誘致企業IT人材養成支援事業でございます。

1の事業目的でございますけれども、IT関連企業の誘致促進を図りますために、誘致企業のIT技術者を対象とする自社業務に特化したIT研修を支援するものでございます。

2の事業概要でございますけれども、宮崎県地域産業活性化協議会が行うIT研修に対して支援を行うこととしております。対象企業は、年間7社を予定しているところでございます。

3の事業費でございますけれども、280万4,000円を計上しております。総事業費としては841万の見込みですが、これも経済産業省から3分の2の補助を受ける予定で進めてまいりたいと思っております。

4の事業効果であります。誘致企業が採用した新人IT技術者の即戦力化により、進出済みのIT企業が県内に定着するとともに、新たな誘致企業に対するインセンティブにもなると考えております。

次に、9ページのほうをお願いいたします。食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクトでございます。

1の事業目的でありますけれども、この事業は、医農連携による新産業創出を目指す地域結

集型共同研究事業の研究成果の事業化を図るために、共同研究や技術移転を推進することによりまして、地域企業の新商品開発、ベンチャー創出、新企業立地等を促進しまして、本県のバイオメディカル産業の創造を図ることを目的としております。

10ページの参考資料をごらんください。1のとおり、地域結集型共同研究事業は、食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出を研究テーマに、平成16年1月から平成20年12月までの丸5年間で、約12億円のJSTの支援を受けて行います大型研究プロジェクトであります。これまでに36件の特許を出願するなどの成果が得られております。

2はプロジェクトのイメージでありますけれども、図の下のほう、産学官の中央にある研究所は、県産業支援財団のコア研究室を発展的に改組したもので、研究所を核に、引き続き、企業、大学、県立試験研究機関との共同研究を推進しまして、食品加工業やメディカル産業などさまざまな分野でバイオメディカル産業を創造したいと考えているところでございます。

9ページのほうにお戻りいただきまして、3の事業費ですが、1億4,000万を上げております。研究所の3年分程度の運営費の一部を補助することとしております。

最後に、4の事業効果でございます。本県独自のバイオメディカル産業群の形成が進むとともに、白血病や肝がんなどさまざまな疾病の予防・治療技術などが進展し、医療水準の向上につながるものと考えております。

次は、11ページのほうをお願いいたします。先端産業みやざき集積促進事業であります。

1の事業目的でございますけれども、今後、世界的に拡大が見込まれる太陽電池や航空機産

業等の集積を図りますために、産学官連携による研究開発を行いますとともに、メーカー技術者により県内中小企業への技術指導などを通じまして、これらの部品や装置産業の振興を図るものでございます。

2の事業概要でございますけれども、太陽電池産業につきましては、(1)の県内の産学官で構成するグループを主体として、業界の専門家を招いての最新情報の提供や研究開発活動や、企業の技術者の育成、また、県外の太陽電池製造装置メーカーによる県内中小企業の技術指導などを予定しているところでございます。また、(2)の集積促進策でございますけれども、東京で開催されます国際太陽電池展へのブースの出展や、本県で開催される予定の国際会議の参加を予定しております。また、航空機産業につきましても、県内でのセミナー開催、県内中小企業への技術指導などを予定しております。両者を合わせて事業費は286万5,000円でございます。

4の事業効果でございますけれども、県内中小企業の先端産業分野への進出を促進させることができるとともに、戦略的な企業誘致が可能になるものと考えております。

歳出予算の説明につきましては、以上でございます。

新産業支援課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○工藤地域産業振興課長 地域産業振興課分の平成20年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、地域産業振興課のインデックスのところ、253ページをお開きください。平成20年度の当初予算額は、7億1,241万1,000円となっております。平成19年度の肉付け後予算額、現計予算額と比較しますと、3,673

万1,000円の減、率にして4.9%の減となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

255ページをお開きください。まず、(目)商業振興費(事項)商業フロンティア支援事業費903万7,000円でございます。これは、商業ビジネスサポート事業でございます。本県の商業を担う人材を育成するため、県産業支援財団が県立図書館及び商工会議所との連携により実施する新規開業支援セミナーや経営相談窓口設置、商圈情報提供事業に対して助成するものであります。

次に、(事項)中小商業活性化事業費2,827万9,000円でございます。これは、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費でございます。次の256ページをお開きください。4の地域商業づくり総合支援事業1,510万円でございます。この事業は、市町村が実施する地域の中小商業づくりに関する計画策定の事業や、商店街などの利便性の向上を図るためのソフト及びハード事業に対して助成するものであります。5の^④みやぎの商人モデル創造事業723万3,000円でございます。詳細は後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)地場産業総合振興対策費1,028万円でございます。これは、地場産業の総合的な振興を図るための経費でございます。2のみやぎ特産品PR展開支援事業500万円でございますが、これは、県産品を製造販売する業界団体などが取り組む都市部などへの販路開拓の取り組みに対する助成でございます。

次に、(事項)運輸事業振興助成費1億8,324万1,000円でございます。これは、運輸事業の交通安全対策や環境保全対策、さらには従業員の

福利厚生事業などを推進するなど、運輸事業の振興を図るために、宮崎県バス協会及び宮崎県トラック協会に対して助成するものでございます。

次に、(目)貿易振興費(事項)貿易促進費8,443万5,000円でございます。これは、国際化に対応できる地場中小企業の育成や、貿易の振興などを図るための経費でございます。主な事業は、3の海外交流駐在員設置事業5,184万8,000円でございます。これは、韓国のソウル、中国の上海、台湾の台北に駐在員を設置し、県内企業の海外との経済交流を支援するとともに、県産品の輸出振興や観光・コンベンションの誘致などを促進するものでございます。6の㊦東アジア販路拡大戦略策定事業252万3,000円でございます。詳細は後ほど、委員会資料で説明いたします。7の㊧海外取引促進支援事業230万8,000円でございます。これは、東アジアで開催される国際見本市に本県ブースを設置して、本県中小企業の海外取引の側面的支援を行うことにより、海外取引を実践する企業の増加を目指すものでございます。

次に、(目)物産あつ旋所費(事項)県産品販路拡大推進事業費1億8,603万6,000円でございます。説明欄にあります5つの事業は、県産品の商談会や物産展の開催、地場企業の商品開発・改良、研修、相談、新宿みやざき館などを活用した情報の受発信等の事業を行うことにより、県産品のPR及び販路拡大を図るものでございます。なお、5の㊨宮崎県優良県産品推奨制度事業の詳細は、後ほど、委員会資料で説明いたします。

次に、(目)工鉱業振興費(事項)下請企業振興事業費5,014万6,000円でございます。これは、県内中小企業の取引の拡大や円滑化を支援する

ため、宮崎県産業支援財団を通じて取引のあっせんや情報の提供、技術高度化などの支援を行うための経費でございます。詳細は後ほど、委員会資料で説明いたします。

次に、(事項)工業振興対策費1,555万5,000円でございます。これは、産学官連携の推進などによる工業の振興を図る経費でございます。主な事業は、258ページの4の自動車関連産業支援事業580万2,000円でございます。これは、北部九州で発展する自動車産業への県内企業の参入、取引拡大を推進するため、宮崎県工業会を通じた技術指導や、宮崎県産業支援財団を通じた取引先開拓の支援を行うものでございます。

次に、(事項)鉱業資源対策費1,361万6,000円でございます。これは、県内の鉱業資源の維持管理や、休廃止鉱山の鉱害防止工事に要する経費でございます。

それでは、本日お配りしております商工建設常任委員会資料で御説明いたします。

12ページをごらんください。㊩みやざきの商人モデル創造事業でございます。

この事業は、やる気のある商業者への集中的なサポートをすることにより、県内でモデルとなる商業者、繁盛店づくりを促進するものであります。

事業概要ですが、商工会議所連合会、商工会連合会が、やる気のある中小商業者で構成するグループで実施する経営力強化のための事業に助成することとしております。まず、グループ勉強会といたしまして、共通の課題解決、目標達成のために必要なテーマを設定して勉強会を開催し、経営改善につなげます。次に、繁盛店サポートとしまして、専門家及び商工会議所などの経営指導員による継続的かつ集中的な個別指導を実施します。3つ目は、定期的な情報交

換会、成果発表会の開催、グループごとに、参加者同士の取り組み状況、成果などについて報告、情報交換を行うことによりまして、参加店同士が相互に刺激し合い、成功モデルへとつなげていくものであります。

事業費といたしまして723万3,000円を予定しております。

なお、この事業につきましては、受益者負担を導入するため、委託事業から補助事業へと見直しを行ったものであります。

続きまして、次のページ、東アジア販路拡大戦略策定事業についてであります。

この事業は、急速な成長を遂げる東アジアへの県産品の効率的・効果的な販路拡大を図っていくため、県や関係団体が一体となって取り組むための東アジア販路拡大戦略を策定するものでございます。

事業概要ですが、(1)の東アジア販路拡大戦略の策定につきましては、県や関係団体が一体となって東アジアへ売り込む品目、ターゲットの国などの設定を行うものであります。そのために、(2)としまして、ジェットロや県内で貿易に携わっている東アジアとの貿易に精通した専門家から成る東アジア販路拡大戦略会議を設置しまして、先ほどの戦略の策定について検討を行うということにしております。

事業費としまして252万3,000円を予定しております。

それから、次の㊦宮崎県優良県産品推奨制度事業についてであります。

現在、御存じのとおり、本県産品が全国的にも注目されておりますが、これを一過性のブームで終わらせることなく、引き続き高どまりさせるためには、消費者のニーズに的確に対応した商品づくりが必要であります。そのために、

まず、(2)の①としまして、関係法令や品質などの厳格な審査をクリアした商品を宮崎県推奨優良県産品として県が推奨することによりまして、消費者に安全で高品質な県産品のPRを行うとともに、生産者の関係法令遵守や商品開発能力の向上を図るために、まず県内企業から推奨してほしいという商品の申請を受け付けまして、その商品につきまして、第一次審査として、県の関係課で構成される審査チームによる食品衛生法などの関係法令に違反していないかどうかという審査を行います。それに、実際加工している現場へ立入調査を行いまして、厳格な審査を行います。次に、②の二次審査ですが、一次審査をクリアした産品を対象に、県外などの各業界の有識者による審査会で、その商品に対するアイデア、価格、デザイン、市場性などの面から審査を行い、その結果、一定レベル以上のものを優良県産品として県が推奨し、推奨マークを作成しまして、その使用を認めるとともに、その商品について広くPR活動を行うものであります。

事業費といたしまして360万6,000円を予定しております。

次のページをお開きください。下請企業振興事業についてであります。

この事業は、宮崎県産業支援財団に助成いたしまして、取引情報の提供、開拓、取引あっせんを初め、専門家の技術指導などを通じまして、受注機会の増大を促進するとともに、県内の企業グループなどによる大手企業との取引拡大のための取り組みを支援することによりまして、県内製造業の振興を図るものであります。

事業概要でございますが、まず、(1)の取引振興事業につきましては、取引の紹介、あっせんを初め、発注業者と受注業者との取引面談会

を実施するとともに、東海・近畿地区を中心とした取引先の開拓及び県内企業の情報提供を行うために、取引アドバイザーを設置して、各地で開催される見本市や展示会の出展に対する企業への支援、それから県内外の発注企業への訪問を実施することとしております。次に、(2)の㊤宮崎のものづくり企業グループ育成支援事業でございます。これは、県内中堅企業が県外に外注に出している仕事を県内企業で受注するために、県内企業による協力グループを結成いたしまして、協力グループ間で技術交流を行うとともに、取引面談会などを開催し、グループ企業を初めとする県内中小企業の技術力向上や受注機会の拡大を図るものでございます。

なお、事業費といたしまして5,014万6,000円を予定しております。

地域産業振興課分については、以上でございます。

○古賀経営金融課長 経営金融課の予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料259ページをお願いいたします。当課の平成20年度当初予算は、343億6,644万4,000円となっております。うち一般会計は、332億4,544万1,000円となっております。平成19年度の肉付け後予算額は、ここには記載しておりませんが、333億9,504万7,000円ありますので、前年度との比較につきましては、額にして1億4,960万6,000円の減、率にしまして約0.4%の減となっております。また、特別会計は、11億2,100万3,000円となっております。平成19年度の肉付け後予算額、金額的には現計予算額と同じでございますけれども、それと比較いたしますと、額にして7,406万6,000円の増、率にいたしまして約7.1%の増となっております。

まず、一般会計の主な事業について御説明します。

261ページをお開きいただきたいと思います。初めに、(事項)中小企業金融対策費であります。1の中小企業融資制度貸付金であります。これは、県中小企業融資制度の貸付原資となるものであります。詳細につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。次に、2の中小企業金融円滑化補助金であります。これは、中小企業者の保証料負担の軽減を図るため、保証料の補助を行っているものであります。次に、3の信用保証協会損失補償金であります。これは、中小企業金融の円滑化を促進するため、代位弁済が生じた場合に信用保証協会等で補てんされない保証協会の損失分を補償するものであります。

次に、(事項)貸金業対策費であります。これは、貸金業利用者の保護等を図るため、貸金業者に対する業務の適正化のための監督・指導や貸金業利用者等の相談受理、適正利用のための啓発等を行うものであります。

262ページをお開きください。次に、(事項)中小企業等支援ファンド貸付事業費であります。1の中小企業等支援ファンド貸付金であります。これは、平成15年9月に設立されました宮崎県中小企業等支援ファンドに出資している財団法人宮崎県産業支援財団に対し、毎年、単年度貸付として出資額と同額を貸し付けているものであります。

次に、(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費であります。3の(1)みやざき産業創造設備貸与貸付金であります。これは、中小企業者等への設備貸与事業を実施している産業支援財団に対し、その原資を貸し付けるものであります。

次に、(事項)組織化指導費であります。1の

中小企業団体中央会等補助金についてであります。これは、中小企業団体中央会の職員の人件費や、中小企業連携組織等支援事業などを行うための助成であります。次に、3の宮崎県火災共済協同組合理体強化貸付金についてであります。これは、宮崎県火災共済協同組合の資金運用の円滑化を図るために、運営資金として平成6年度以降、毎年、単年度貸付として貸し付けているものであります。

次に、(事項) 小規模事業対策費であります。263ページをごらんください。1の小規模事業経営支援事業費補助金であります。これは、商工会議所、商工会等の経営指導員等の人件費及び経営指導や相談事業等に要する経費の助成であります。次に、3の建設産業等経営支援事業であります。これは、昨年10月に設置しました建設産業等経営支援協議会の活動に要する経費の助成であります。次に、4の㊦第10回商工会女性部全国大会であります。これは、本年10月に予定されております商工会女性部全国大会開催に要する経費の助成であります。次に、5、㊧商工会給与システム等共通事務環境整備事業であります。これは、県内の全商工会等の事務の効率化等を図るため、給与事務等の一元化を行うシステムの整備に要する経費の助成であります。次に、6の㊨中山間地域商業活性化支援事業であります。これは、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 商工青年事業者学修集団指導事業費であります。これは、商工青年事業者の相互啓発や経営者育成に要する経費であります。3の㊩みやざき次世代経営者育成支援事業につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

以上が一般会計でございます。

次に、264ページをお開きください。小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。

初めに、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費であります。1の(1) 高度化資金貸付金は、中小企業者等が共同して行う事業に対し、長期低利の融資を行うものです。次に、(2) 小規模企業者等設備導入資金貸付金及び(3) 小規模企業者等設備導入貸与資金貸付金は、小規模企業者等への設備資金の貸付や、設備の貸与を行っている産業支援財団に対し、その原資を貸し付けているものであります。次に、2の一般会計への繰出金につきましては、高度化資金の貸付先からの償還金のうち、県分を一般会計に繰り出すものであります。

次に、(款) 公債費につきましては、高度化資金貸付金の原資の一部を中小企業基盤整備機構から借り入れておりますが、その借入金の元金の償還であります。

なお、特別会計につきましては、別途配付の平成20年2月定例県議会議案の議案第7号にもございますけれども、重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

歳出予算につきましては、以上でございます。

次に、主な新規・重点事業の概要につきまして、委員会資料で説明させていただきます。

資料の16ページをお願いいたします。中小企業融資制度貸付金についてであります。

県内中小企業の金融の円滑化を図るために、貸付制度を設けております。貸付制度は、2にありますとおり、県の原資は283億8,381万5,000円ですが、金融機関と協調することにより、融資枠として昨年度より約88億円多い、913億6,783万4,000円を確保することといたしております。当制度は、平成7年度以来の大幅な見直しを行ったところでもあります。

主な改正点は、3の(2)のとおりでございます。まず、①、現在、21ある貸付を、下の表のとおり、13貸付に再編・統合します。②、各貸付の政策性を加味して融資利率や保証料率を優遇いたしております。③、金融機関の金利と同じように、期間が短くなるほど金利が低くなるようにいたしております。

次に、17ページをお開きください。新たに設けます建設産業等支援貸付であります。

この貸付は、平成20年度予算の重点施策である建設産業対策の一つに位置づけられているのであります。

1の事業目的であります。厳しい経営状況にある建設産業等の中小企業者に対しましては、現在、専門家による経営指導等を行っておりますが、これらの施策を金融面からも支援するものであります。

融資条件は、2の(2)に示しておりますが、保証料率につきましては、通常の貸付の場合、0.45%から1.65%でありますけれども、補助の上乗せを行い、ここに書いてありますように、0.35%から1%としております。

3の事業費につきましては、県の原資5億円と20億円の融資枠を確保いたします。

この貸付の創設により、中小企業者の経営基盤強化や新分野進出が促進されると考えております。

次に、県制度資金の再編の概要について御説明いたします。資料の18ページをお開きいただきたいと思っております。代表的な貸付について、3つほど御説明申し上げます。

まず、経営安定貸付をごらんください。これは、汎用性が高く制度の基準となる貸付でございます。政策性の種別をAと位置づけております。融資利率の欄、5～7年のところをごら

んいただきますと、現在の融資利率と同じく2.8%としておりますが、融資期間が短くなるほど金利が低くなるように設定をいたしております。融資利率の右側に保証料率を示しておりますが、企業の経営状況に応じて保証料率が決まることから、0.45%から1.65%にしております。

次に、創業・新分野進出支援貸付をごらんください。この貸付は、政策の推進の必要があるものとして政策性の種別をBと位置づけ、融資利率は5～7年を2.4%、保証料率は0.4%から1.5%としており、基準となる経営安定貸付よりも優遇いたしております。

セーフティネット貸付をごらんいただきたいと思っております。この貸付は、大規模災害等のときに利用できる貸付でございますけれども、特に政策性の高いものとして政策性の種別をCと位置づけ、融資利率は5～7年を2.2%と最も優遇しており、保証料率は、企業の経営状況に関係なく0.55%と非常に低く設定しております。

このように、各貸付の政策性を加味して融資利率や保証料率を設定したところでございます。

制度の見直しにつきましては、以上でございます。

次に、19ページをお開きください。㊟中山間地域商業活性化支援事業であります。

宅配事業等につきましては、高崎や川南町などの商工会で実施しておりますが、利用が伸び悩み、経営的にも厳しい状況にあります。

そこで、1の事業目的にありますとおり、特に条件の厳しい中山間地域で宅配事業等を行うために、市町村や関係機関との連携を図りながら、新たなビジネスモデルの構築を目指すものであります。

2の事業概要であります。商工会と市町村、

訪問介護等を行う福祉サービス事業者や、郵便・宅配事業者などをメンバーとした協議会において、宅配事業等における注文・配送システムの効率化など、検討・検証を行い、地域のニーズに対応したビジネスモデルを構築いたします。

3の事業費であります。県商工会連合会に対し、協議会の運営や調査等に要する経費の助成を行うものであります。

最後に、4の事業効果でございますけれども、地域に密着したサービスの提供により、中山間地域における利便性が向上し、地元商店などの売り上げの増加につながることで商業が活性化することを期待いたしております。

次に、20ページをお開きください。㊦みやざき次世代経営者育成支援事業であります。

商工団体青年部やSSグループなどの団体に対する育成支援に加え、経営手法を体系的に習得する場を設け、スキルアップを促すことで個々の資質向上を図り、地域の中核となるリーダーの創出を目指すものであります。

2の事業概要であります。県内では唯一MBA講座を開設しております宮崎産業経営大学と連携を図り、マーケティング理論やビジネスモデル戦略等における一線級の大学教授や経営者等を県内外から招聘し、体系的な講義を実施します。

3の事業費であります。宮崎産業経営大学に対する委託料を計上いたしております。

最後に、4の事業効果でございます。次世代を担う若手の経営者等が戦略的な経営手法を体系的に身につけることで、事業の発展が図られ、ひいては地域産業の発展に寄与することを期待いたしております。

主な新規・重点事業につきましては以上でござ

いですが、次に、資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。債務負担行為の追加でございます。

まず、(事項)平成20年度設備貸与機関損失補償であります。これは、設備貸与及び設備資金貸付事業において、企業の倒産等が生じた場合に、財団が受ける損失の補償を行うものであります。

次に、(事項)平成20年度中小企業融資制度損失補償であります。これは、中小企業融資制度において、信用保証協会が代位弁済を行った場合に、保証協会が受ける損失の2分の1を補償するものであります。

なお、期間、限度額は、それぞれ記載のとおりでございます。

経営金融課につきましては、以上でございます。

○横田委員長 各課長の説明が終了いたしました。説明のありました議案について質疑がありましたら、どうぞ。

○坂元委員 まず、241ページの職員費、財産収入を教えてください、職員宿舍貸付料、どこの職員宿舍か。

○内栢保商工政策課長 大阪事務所の職員の宿舍の貸付料でございます。

○坂元委員 県が所有している宿舍か。

○内栢保商工政策課長 県が所有している宿舍の貸付料でございます。

○坂元委員 どれぐらいの規模の構造物か、処分したらどれぐらいで売れる構造物か。

○内栢保商工政策課長 処分の価格は別ですが、マンションの一部を県が購入しているものでございます。

○坂元委員 賃貸マンションを県が所有して、それを又貸ししているんですか。

○内戸保商工政策課長 賃貸マンションじゃなくて、*県がマンションを購入して、それを職員に貸し付けているということでございます。

○坂元委員 マンションの購入金額はもともと幾らだったんですか。

○内戸保商工政策課長 今、資料を持っていませんので、後ほど調べます。

○坂元委員 物産センターとか、いろいろ物を売りますね。これは物産協会が売り上げを取つてということなんですか。

○工藤地域産業振興課長 宮崎物産館も新宿のほうも業者の方から委託された商品を販売いたします。その販売手数料を取つてということで、センター自体は在庫は持っておりません。

○坂元委員 販売手数料はどの部門で歳入に上がってきていますか。

○工藤地域産業振興課長 これは、センターが別会計でありますので、そちらの決算のほうに上がってくるということでありまして、県の歳入には入ってきません。

○坂元委員 センターのほうに収入が上がってきて、県の一般会計には全然入ってこないということですか。

○工藤地域産業振興課長 そのとおりでございます。

○坂元委員 しかし、県がかけている経費は一般財源から出ているんですか。

○工藤地域産業振興課長 一般財源といいますか、すべての経費を見ているわけではございません。私どもがセンターのほうの経費を見ているのは、要するに、あそこはアンテナショップということでございますので、売れない商品もたくさんございます。そのテストで売ってもらいましょう、それにかかる経費を県のほうで見ましょうということと、新宿のほうは、あそこ

の建物の借り上げ料なんかを支援しております。

○坂元委員 家主はどっちになっているの、借り主は。

○工藤地域産業振興課長 県が借りておりまして、そこの中の販売をセンターのほうにお願いしているというシステムになっております。

○坂元委員 極端に言えば、どんなに売り上げが伸びて利益が上がっても、県には入ってこない、持ち出しだけだということですね。

○工藤地域産業振興課長 ことしの場合は、イレギュラーで大分収入がありましたので、前の補正のほうでお願いしましたように、2,000万円ほど補助金のほうを減額いたしております。

○坂元委員 イレギュラーと言いが正しいかどうかわからないんですが、要するに補助金を2,000万カットしたと、つまり、利益が上がったわけじゃない、依然として県は持ち出しなんですよ、持ち出し分が減っただけなんですよと。つまり、あそこで幾ら商品が売れたって、県の財政が豊かになるわけじゃないと。納入業者が利益を上げて税金を納めれば別だけど、全く関係ないですよということですか。

○工藤地域産業振興課長 センターのほうが将来は自立をしなければいけないということで、いろいろと対策を打っていきまして、年々、補助金の額を減らしていきまして、将来的には、ほかの県の例を見ても、すべて自立というのはどこの県もやっておりませんので、それは無理だと思うんですが、極力、県の負担を少なくしていこうということで、センターのほうに経営改善を求めておりまして、実際、年々、補助の額は減らしていっております。

○坂元委員 どれだけイレギュラーな状態になれば県が出すのがゼロになるということですか。

※23ページ右段に訂正発言あり

○**工藤地域産業振興課長** 新宿のほうの家賃が大分高いんですよ。実際はあそこの人件費もいろいろとありますので、収入といたしましては、大体6億ちょっとぐらいの収入があればいいんですが、それを売るためには、逆算しますと商品回転率を上げなければいけません。商品回転率を上げるということは、売れる物がまず必要だということと、面積的にちょっとそれは無理ではないかと考えております。

○**坂元委員** フリーウェイ工業団地、去年、14億451万2,000円お出しになって、これがまたことしもずっと行くわけですね。今度、例のメッキ工場で面積が減ったわけだから、公社に払う金額は少なくなっておるといふふうに理解していいですか。

○**森企業立地対策監** 金額につきましては、昨年度と同額で計上いたしております。これにつきましては、実際に土地代金の振り込みが確認できたということの後に県のほうに入ってきますので、補正で対応したいというふうに考えているところでございます。

○**坂元委員** 去年の12月に用地の契約が成り立っていますね。その金は年度内には公社のほうに入らなかったということですか。

○**森企業立地対策監** 土地売買契約は済んでおりますけど、現在は頭金のみ開発公社のほうに入っております。3月末に残金が払われる予定でございます。

○**坂元委員** 県の支出は昨年度よりどれだけ減ると……。

○**森企業立地対策監** *約8,000万ほどでございます。

○**坂元委員** もし、すべての土地が処分できなかった場合には、地元である小林市とか西諸地域が責任を持たなきゃならないという取り決め

がありましたね。そのタイムリミットはもう過ぎていていると思いますが、どうですか。

○**森企業立地対策監** そういう取り決めはないと思います。

○**坂元委員** 土地開発公社が造成したとき、それがなかったですか。地元で調整して処分をするということが決まっているはずですよ、最初着手したときに。その覚書もあるはずですよ。

○**森企業立地対策監** ちょっとお時間をいただきたいと思います。調べます。

○**坂元委員** 255ページの職員費の諸収入、これを教えてください。

○**工藤地域産業振興課長** 調べて後ほど御説明いたします。

○**坂元委員** 火災共済ですが、毎年同額を貸したり返戻したりしているということは、とりもなおさず、貸さない年があったらどうにかなるということになると。来年はこれがちょっとでも少なくなるということではないということですか。

○**古賀経営金融課長** 台風とかがありまして支払いが多くなると、どうしても窮屈になってまいります。今の流れで申し上げますと、18年度が、17年度に台風14号がございましたので、前年より1億円ほど多くなりまして4億5,000万にふえたんですけども、19年度が4億円、来年度が3億5,000万ということで、5,000万ずつ毎年減らしていこうかということで今、組合のほうとはやっているところでございます。

○**坂元委員** ちょっと教えてください。これは、県が関与しなきゃならない理由というのは何ですか。

○**古賀経営金融課長** 中小企業者の方々がこの組合にはほとんど、大体2万人ぐらい入ってい

※23ページ右段に訂正発言あり

らっしゃるということで、ひいてはということ
で助成をしているものでございます。

○坂元委員 企業誘致専門員の設置事業ですが、
公募で5人。事業費、国の補助金なんかを入れて
も人件費が足りるのかなと思うんです
が、1,356万は人件費ということですか。

○森企業立地対策監 このうち約1,200万程度が
人件費でございます。

○坂元委員 1,600社という規模からして、どう
いう人が応募してくるかわかりませんが、でき
れば県庁の職員みんなにメールか何かを発信さ
せて、どこか情報はないかとか、そういうよう
な方法のほうがいいと思うんですが、5人がど
ういうルートで、1,600社もあってどういふ
な成果が上げられるものか、全く雲をつかむよ
うなものに私としては思えるんですよ。よほど
その辺に通じた人、しかし、通じた人であれば、
確実に成果があれば歩合を求めるといふぐらい
の一つの成果報酬というのがないとなかなか働
かないだろうと思うんですが、そういうのは全
部踏まえてのことですか。

○森企業立地対策監 1,600社の内訳につきまし
ては、まず現在の体制で600社ほど回ってお
ります。ですから、あと1,000社追加して回るとい
うことございまして、今のところ、5名で、1
名につき、年間約200社ほど回ってもらおうとい
うことで計画しております。月の活動を約10日
ほど見込んでおまして、1日2社ほど回って
いただければ年間200社ほどは回っていただけ
るということで考えております。

それから、成果でございますけれども、1つ
は、県職員の場合ですと、ほとんどが県外での
活動ということになりますので、県外に行きま
すとまず地理的な問題、なかなかないとかい
うことで、なれるまでに少し時間がかかると

いうこと、それから企業へのルートといいま
すか、人脈といいますか、そういうものが県職員
の場合は非常に弱いということがございませ
んで、即戦力ということで、新規立地企業100社、
残り3年でございますので、そういった意味か
らすると製造業とか、いろんな企業で働いて
きた方をお願いをして、企業を回っていただ
くのが一番効果があるんじゃないかというふう
に思っております。

それから、成功報酬でございますけれども、
この制度につきましては、それは考えており
ません。

○坂元委員 私が県職員と言ったのは、県の職
員の方々が同級生とか大学時代の友達なんか
がいるだろうから、宮崎でも新しい工場でも
建てたいとか、業務拡張をしたいとか、そ
ういう情報はないかということで、職員じゃ
ないですよ。例えば私が知っている人にそ
ういう情報があったら教えてくれといふぐ
らいの、ただ言づてを頼むような意味で
す。県の職員を専従でという意味では
ないです。

従来600社ということで、成果としてはど
れだけ上がってきたんですか。

○森企業立地対策監 19年度の実績でござ
いませけれども、現在、19件の企業立地を
見ているところでございます。

○坂元委員 それと、この間の地域産業集積
活性化基本計画と知事のマニフェストとの
絡み、新みやざき創造計画ですが、平易に
わかるような方法でフローチャートか何
かでお示し願えませんか。委員長報告
にもあったとおり、なかなか理解しづ
らい、検証作業ができないということ
ですから。

○森企業立地対策監 新規雇用の1万人の
問題ということでよろしいでしょうか。

まず、企業立地との関係でございますけれども、新規雇用1万人、このうち4,000人につきましては、企業立地のほうで雇用を創出するというところでございます。残り6,000名につきましては、労働政策課のほうで担当いたしているところでございます。

○高山商工観光労働部長 雇用1万人につきましては、補正の委員会でもいろいろ御指摘をいただきました。ただ、私ども、通常、申しましたように、企業誘致も含めまして、1次産業から3次産業まですべてを含めた形で新規雇用1万人を創出していきたいということで考えています。その中で、企業誘致の計画でただいま言いました4,000人とか、これを少しでも頑張っただけでいかなければならぬとかなかなか難しいということもあります。そこ辺を含めて、全体として検討させていただきたいと存じます。

○横田委員長 フローチャートで示してほしいということで今、御要望があったわけですが、できますか。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時46分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

もう一回、坂元委員から今の質問の趣旨を説明していただきたいと思います。

○坂元委員 これは私だけか知りませんが、一般的に、マニフェストの場合は新規企業100社1万人雇用と、これはセットなんですよ、あのせりふを聞いていると。100社誘致して雇用を1万人発生させるということだなど。ということは大変だよな、1社が100人ぐらい採用する会社を連れてこないといかんわけだからなど私は思ったわけよ。しかし、どうも最近、雲行きが違っ

てきて、4,000人が走ったり6,000人が走ったりする、おまけに新規就農者とかあるから。県庁が今度何人採用するか知らんけど、これも新規雇用になるのかなど。だから、どの辺がその1万人の目安になるかさっぱりわからんので、その辺を3年間だ、何だかんだ言うのであれば、もうちょっと平易にわかるようにお示し願えませんかということですから、言っておられる方々だから説明するのは簡単だと思うんです。説明されたことがどうしてもわからんとき、また聞きますから。それを総括質疑の段階でもいいから、お示ししてくださいと言っているだけです。

○横田委員長 よろしいでしょうか。総括質疑のときに今の質問をまた取り上げさせていただきたいと思います。

○工藤地域産業振興課長 先ほど、坂元委員のほうから御質問ありました255ページの諸収入の件でございます。これは2つありまして、1つが新宿みやざき館の中にセンターの事務室があります。その事務室の家賃の収入と、それから、10年前に新宿みやざき館ができたんですけど、そのときに小田急のほうに保証金として1億1,000万ぐらい出してあります。そのときの契約条件が10年間据え置きで、10年目から10年かけて均等割でその保証金を返すという契約になっておりました。それで、平成20年が11年目に入ります。そういうことでこの1億1,000万割る10年で、1,100万ぐらいが毎年、今から10年かけて小田急のほうから返還されます。その保証金の収入でございます。

○坂元委員 KONNEの事務室は県がだれに貸しているのか。

○工藤地域産業振興課長 センターに依頼しているのは、そこで物を売ってください、商品を置いてくださいと依頼しておりますので、売り

場に対しては別に家賃は取りませんが、センターの職員がいます。その事務室については県が借りているのをセンターのほうに貸しているわけですから、その家賃をセンターのほうからもらっているということでもあります。

○坂元委員 KONNEの家賃は年間どれくらいですか。

○工藤地域産業振興課長 平成20年からまた家賃が上がりまして、家賃だけで5,568万1,000円、それに共益費が1,049万6,000円でございます。

○坂元委員 KONNEは利益はちなみにどれだけ上げていますか。

○工藤地域産業振興課長 まだ決算が済んでいないので、アバウトになりますけど。

○坂元委員 利益よ。

○工藤地域産業振興課長 利益の計算まではまだやっていないんですが、要するに売り上げに対する25%程度を手数料として受け取ります。それに売り子さんの人件費なんかがありますので、今のところはどのくらいになるかはわかりませんが、全体的な推計でいきますと、今年度は、センター全体ですけど、宮崎と新宿を合わせまして約8,000万ぐらい利益が出る見込みにはなっております。

○坂元委員 KONNEで共益費をまぜると6,600万ぐらい出しているなら、それも出してもらえば。

○工藤地域産業振興課長 私どもがセンターにやっているのは、公益部門で補助金とかを出しておるわけでありまして。色分けがちょっと難しいんですけど、要するにアンテナショップとしてお願いしているということで、今の状況はアンテナショップというよりもお土産屋さんみたいな感じになっているんですが、あくまでも私らは利益のない公益部門について、センターの

ほうに販売をお願いしているわけですので、販売会計と公益会計というのは別のものだと考えております。したがって、幾ら向こうの方で利益が出たからといっても、向こうは社団でございますので、それを全部返してくださいというのは、会員の皆様の総意がない限りは、県のほうから一方的に返せというのは難しいのではないかと考えております。

○坂元委員 公益、公益と言われるけれども、公益というのは公の利益ということでしょうか。違うんですか。

○工藤地域産業振興課長 私らにおいては、公益というのは、要するに地元の業者の皆さんがある製品を開発したとします、普通の一般の小売店は、売れるか売れないかわからないので売ってはいけません。センターの使命として、そういうふうなテストマーケティングをやる場なので、売れようが売れまいが一回置いてテスト販売してもらおうということでありまして、そういうふうな部門とか、それから消費者の皆さん、買い上げのお客さんの意見を聞くとか、新しい商品を開発するとき、いろいろと専門家を呼んで売れるようになるための指導してもらおう、そういうようなのを公益部門としておりまして、そういう部門について補助金を出しているということございまして、物を売るためだけの部門について補助金を出しているわけではないのでございます。

○坂元委員 構成員もおられるからいろいろと言われるけど、問題は家賃の半分ぐらいは出してもらおうとか、そういうことがある程度ないと、もちろん県が豊かであればそれはそれでいいでしょうけれども、そのような状態もある、一方では指定管理者をどんどん入れているというようにところもあるわけですよ。そういう団体も

あったりしているのに、東京という地価の高いところだからそうなるのかもしれませんが、どうなのかなと思ったので……。

産業支援財団ですか、下請企業振興事業費5,000万円、具体的には何に使うんですか。

○工藤地域産業振興課長 これは、県内だけの仕事ではその企業が伸びません。どうしても県外の仕事をとってこないことにはなかなか県全体の企業の底上げは図れません。そういうことで大阪とか福岡とかに、こちらのほうから企業が出かけまして、県外の発注企業の皆さんと面談をいたしまして仕事をとってくるというような事業と、近畿と大阪方面に仕事を探していただけるようなアドバイザーを設置しまして、それを財団を通じまして、県内企業の人に紹介して、値段の折り合いがつけば、宮崎のほうの企業さんの仕事がふえるというようなことでございます。なお、関東地方に置いていないのは、流通コストの関係で無理だろうということで、近畿から南のほうの仕事を探しているということでございます。

○坂元委員 それはわかります。具体的に、この5,000万は何に使うんですか、人件費ですか。

○工藤地域産業振興課長 すべてではございませんが、半分程度は人件費でございます。

○坂元委員 その明細を総括質疑までに出してください。

それともう一つ、建設産業ですが、経営指導を受けた中小企業者、この経営指導者というのは経営診断士か何かということですか。

○古賀経営金融課長 経営支援チームというのがございまして、ここには経営指導員だけではなくて、保証協会の職員とか、診断士、税理士、そういったもろもろ入ったチームの助言を受けたということです。

○坂元委員 今、東京で問題になっている新銀行東京と似たようなことにならないかと。代位弁済があると予想されると思いますが。

○古賀経営金融課長 支援チームの支援というのは、本業を強化したい、もしくは新分野に行きたい、でも今のままだったらここで見切りをつけたほうがいいのか、大きく3つぐらいに分かれると思います。そういった部分について、どのようなふうにやっていったらいいかという助言を受ける、その助言に従って、例えば新分野に進出する、事業を強化するという場合については、また、別に制度資金ということで金融機関、また保証協会のほうの申し込みをしていただくという流れになっております。

○坂元委員 余り大きくない会社であればこれぐらいの融資限度額であれば進出できる分野があると思う、鶏に行くか、農業に行くかどうかして。だけど、そこ辺のノウハウがちゃんと備わっているのかどうかということですね。しっかりそこ辺の指導はされたほうがいいかなど。以上です。

○森企業立地対策監 先ほどの坂元委員の宮崎フリーウェイ工業団地の管理の問題でございませけれども、これは、協定書がございまして、最終的にはその所有及び管理については宮崎県が行うという協定になっております。

それから、先ほど、フリーウェイ工業団地の土地の売買のお話がございまして、私、約8,000万と申しあげましたけれども、7,260数万円でございます。訂正させていただきます。

○内栞保商工政策課長 先ほど坂元委員のほうから御質問のありました大阪事務所、私、ちょっと間違っていまして、全部県が所有していると申しましたけれども、6人分のうち4人分、4棟は県が所有をしております。残り2棟は、県

が借り上げたものを職員に貸し付けているということでございます。4棟の分につきましては、昭和55年に購入をしております、その当時の購入代金は1億2,600万、今は多分、半減の価値だろうと思っております。

○横田委員長 それでは、午前の審査はこれで終わらせていただきまして、午後1時から再開をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、商工政策課、新産業支援課、地域産業振興課、経営金融課、4課の審査を行います。

説明がありました議案についての質疑がありましたら、出してください。

○工藤地域産業振興課長 午前中に坂元委員のほうから、歳出予算説明資料257ページの下請企業振興事業費、この中に人件費はどのくらい入っているかという御質問がございました。5,014万6,000円のうち、人件費が3,610万円でございます。内訳といたしまして、産業支援財団の職員費4名分、3,284万8,000円、取引開拓アドバイザー3名の方、合わせまして325万2,000円でございます。

○坂元委員 これは費目として別に出してくれんですか。運営費補助金とかですね。

○工藤地域産業振興課長 私どもは下請の取引関係の事業をやっていただく経費ということで、もろもろの経費と合わせてこのようにしております。

○坂元委員 下請の今までどういう成果があったんですか。

○工藤地域産業振興課長 これは、発注企業と受注企業に登録していただきまして、あっせんをしているわけですが、発注企業、要するに県内の企業に仕事を出したいということで登録している企業数が296社、県内で仕事が欲しいと登録している業者が616社、全部合わせて912社でございます。これのあっせん・紹介件数なのですが、19年度がまだ最後までいっていないので、18年度の例で申しますと、441件ございまして、そのうち成立した件数が50件、不成立が390件——不成立の理由は、要するに、コスト面で合わないとか技術面で合わないとか、そういうことですが、折衝中が19件、成立件数で契約金額ですけど、4億3,655万7,000円という結果になっております。

○坂元委員 不成立はコスト面で合わないということ、それはもちろんそうですが、普通、民間の商談でもこれはありますね。わざわざ人件費を出して官の組織が関与しなきゃならない分野なんですか。

○工藤地域産業振興課長 私らが商談会とかをやっているわけですが、営業担当でもいる大きな会社だったらよろしいんですけど、日々、従業員と技術者、事務員としても一緒に働いているところは、県外まで行ってセールスするというのがなかなか難しゅうございます。そういうことで、国のほうで下請中小企業振興法という法律がございまして、それで下請企業の振興に努めなさいということになっておりますので、県といたしましても、その法律にのっとりまして、こういうあっせん・紹介をやっているところでございます。

○坂元委員 これは後の労働分野かもしれませんが、建築関連でもいっぱいそういうのがあるんですよ、要するにミスマッチというのが。別

に何も行政は手助けしてくれません。行政が手助けしてくれる分野と、してくれない分野というのが歴然とあるわけで、こういう多額の金を使って救われる分野、全く捨て置かれている伝統的な技能分野とかいろいろあるんですね。そういう財団が存在しなきゃならない理由というのがあるとすれば、もう少しすそ野の広い存在価値を生み出していくということにいかねば不公平じゃないかなというような気持ちがあるので、多額の経費がゆえにお聞きしました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 組織改正について説明があったんですが、新産業支援課をおつくりになったのはいつでしたか。

○内栢保商工政策課長 平成17年4月に設置しております。

○水間委員 20年の4月、今度新たにこの新産業支援課を廃止された要因となったのは何が——新しい工業支援課あるいは商業支援課になってきたのか、そこを御説明いただけませんか。

○内栢保商工政策課長 新産業支援課、地域産業振興課、その当時は機能分担ということでそういう組織をつくったんですけれども、なかなか県民の方から見たときにわかりにくいという面もございました。いわゆる自分たちのやられている業種といいますか、工業等、どちらのほうに相談なりに行っているのかわかりにくいという話もございまして、そういう意味で県民の方にわかりやすいような組織にしようということでございます。

○水間委員 県民の目線でわかりやすい課を新設されることも非常にいいことなんですが、逆言うと猫の目といいますか、ころころ——執行権者がかわれば当然マニフェストの関係やらい

ろいろいろあるんでしょうけれども、余りにもいろいろ課の云々については、どこでどう相談をされて、どのようになっていくのか、結局、ここに来てこうやって知らされるようなこと。前回でも土木部が県土整備部になっていく、こういうことについても議会としてどこまでタッチできるのか、どういう方向でそうなったのか、余り説明が今までなかったものですから、お聞きしました。ひとつ工業支援課あるいは商業支援課、頑張っていたいただければと思います。

ちょっとお尋ねをします。細々たくさんあるんですが、もう出ましたので、簡単にお聞きしますが、242ページの頑張る企業応援事業、これについては、去年はたしか5社でしたか6社でしたか、頑張る企業を表彰されて、頑張りたいということで知事のもとで何かあったようですが、表彰だけですか、ちょっとお聞かせください。

○内栢保商工政策課長 知事のほうから表彰いたしますとともに、例えばテクノフェアの場でパネルをつくりまして、パネルをその会社のパンフレット等と一緒に置かしまして、PRといたしますか、そういうようなPRをいろいろやっております。

○水間委員 パネルをつくったり、テクノフェアに出したり、それだけで表彰に値する企業の創出ができるんでしょうか。

○内栢保商工政策課長 もちろん、これだけですべてそういう企業の創出ができるということではございませんけれども、今まで頑張っていたらっしゃる企業さんにそういう機会がなかったということで、そういう機会をおつくりして、表彰してさしあげることによって、その企業さんもまたやる気がふえますし、県内のほかの企業さんも、こういう企業もいる、あそこも頑張っ

ているんだというような形でそういう意欲もわく、それから、県民の人にもこんなに頑張っている企業がいるんだということを知っていただくということも、ディスプレイができると思いますので、その一助になるというふうに思っております。

○水間委員 その5社の皆さん方の御意見も、表彰を受けてどんな気持ちになったのか、どういうふうにお感じになったのか、これからもまた意欲が出たのか——もうちょっと何か新しい応援の仕方とか、県のかかわり方、あるいは地元市町村とのかかわり方、それに対する県の指導とか、そういうものをひとつ、後で追っかけという言い方は失礼ですが、今度新たなこういう応援企業を表彰されるようなことになるんだろうと思うけれども、後の問題としても、ただ表彰すればいいだけじゃなくて、県としてもフォローをしていただければなと思いますが、いかがですか。

○古賀経営金融課長 先ほど、委員会資料18ページで新しい制度の再編というのを申し上げましたけれども、頑張る企業ということで表彰を受けた企業さんにつきましては、みやざき地域資源活用貸付、この貸付の適用ができるということで、通常の金利よりも安くで貸付を受けられるというような支援措置も講じているところでございます。

○水間委員 先ほど、フリーウェイ工業団地の件が出ましたが、その他でお聞きしようと思ったんですが、現状としてどうですか、フリーウェイ工業団地に誘致企業として、この前の補正のときもいろいろ話しましたが、まとめりそうですか。

○森企業立地対策監 昨日、住民側と町と協議を行いまして、けさの宮日新聞でも報道がござ

いましたけれども、住民側のほうから合意に向けて話し合いをしたいということで、今後その方向で細かいところを話し合っていくという状況でございます。

○水間委員 その際、報道を見ると、県の工業団地の中の調整池は使わないで、別な方向でパイプラインですか、排水パイプを使いながら河川にというような表現になっています。問題としては、その努力は評価をしますが、今後の問題として、調整池を何のためにつくったのかと、後は企業の問題にあるんでしょうが、公害が出るか出ないかの。新しい企業が来れば、すべてパイプライン、排水パイプをほかに設置しなきゃならないかという問題になると大変なことだろうと思いますので、せっかくの調整池、工業団地の中に必ずあるわけですから、そういう意味では既存のできた調整池を使えるような方向の説得の仕方、あるいは企業との、あるいは住民の皆さん方との話し合いの中でも、そこを解決していかないと、今度、企業が自分でパイプラインというか、排水パイプを設置しなきゃならないのか、それを県が整備してくれるのか、あるいは市町村が整備をしてくれるのか、そこらあたりの問題も出てきますから、ひとつ十分な説明をしていただければと思いますが、今の現状ではどうなんでしょうか。

○森企業立地対策監 今回のケースの前までは、排水についても調整池に流すという方向で企業のほうにも説明をしてきたところでございますが、今回の事例もございますので、今後の誘致に当たりましては、進出を希望される企業、どういう業種を選定していくのか、排水の問題、住民への影響、そういったことも考慮しながら誘致活動には当たっていきたいというふうに考えております。将来的には、排水問題について

も、いろいろ検討していく必要があるかとは思っております。

○濱砂委員 詳しく教えてください。フリーウェイ工業団地、いつも出てくるんですけど、造成費の一部を無料貸付しているというような件、造成年月日、土地の取得費と総工費で大体どのくらいかかったんですか。

○森企業立地対策監 約34億円でございます。

○濱砂委員 何年ですか。

○森企業立地対策監 本体工事に入りましたのが平成9年でございまして、平成11年3月に完成をいたしまして、11年4月から分譲開始をいたしております。

○濱砂委員 今まではどこも入ってきていなかったということですか。

○森企業立地対策監 1社、食品関係の会社が進出したしまして、その後、業績不振で撤退をいたしまして、その後に現在、また同じような富士産業が1社入っております。今回の事例につきましても、2社目ということでございます。

○濱砂委員 34億円のうちの14億円、あとの20億円の資金はどうなったんですか。借入金ですか。

○森企業立地対策監 県のほうからの長期の貸付金という形で土地開発公社のほうに貸付をいたしております。

○濱砂委員 利息は全然ついていないんですね。

○森企業立地対策監 無利息でございます。

○濱砂委員 市町村の土地開発公社が土地を造成して一時取得しますね、売買の関係で。そうした場合は、借入金等があったらすべて利息分も含めて地価そのものは上がっていく。県の場合は、県の長期・短期で貸付しているから、いわゆる地価相場というのは当時と同じ単価で今は売買ができるということなんですか。

○森企業立地対策監 それまでかかりました経費も含めまして、当初の分譲価格、平米当たり1万2,000円ということで設定をいたしましたけれども、途中で補助金制度をつくりまして、実質的に値段の引き下げを図っております。現在、平米当たり6,600円でございます。

○濱砂委員 その差額はどのくらいですか。半額ですか。

○森企業立地対策監 45%補助ですので、55%となっております。

○濱砂委員 取得金額が34億円かかっていますから、今、売買したときに差額が幾らですかということなんです。

○森企業立地対策監 実際の売買に当たりましては、平米当たり1万2,000円で土地の売買契約を結びまして、購入した企業に対して土地取得補助ということで45%の補助をいたしております。

○濱砂委員 つまり、その土地を買った企業だけに45%返還しているわけですか。

○森企業立地対策監 そうでございます。

○濱砂委員 その差額は、今まで土地購入して、造成をして、県費を入れて無利息で貸付をして、10年弱ですか、そうした上に45%結果的には値引きをしているということなんですか。

○森企業立地対策監 そうでございます。

○濱砂委員 早くできるように頑張ってください。

○水間委員 256ページの貿易促進費の3、海外交流駐在員設置事業ですが、説明をお聞きしたんですけど、ソウル、上海、台湾ですか、人数はどうなりますか。

○工藤地域産業振興課長 県職員を含めまして、ソウルが3名、上海もアルバイトの人を入れて3名、台湾は駐在員ですので、1名の方で

ございます。

○水間委員 海外交流駐在員を置かれた中で、貿易振興協会あるいはジェトロを含めて、そういう皆さん方といろいろ貿易に関することをやられるとは思いますが、向こうで商社関係と会合を開くのは何社ぐらいで、どのように今後やられるのか、希望としてはどんなものなんですか。

○工藤地域産業振興課長 韓国のほうは、ほとんど駐在員の方たちは観光・コンベンションの仕事が主でございます。というのが、日本の製品とか食品とほとんど変わらないような状況でございますので、韓国のほうには工業製品とか食料品の輸出は難しゅうございます。中国のほうは、中国本土でございますので、これもなかなか輸入規制が厳しくて、農産物関係にしますと、野菜のほうはリンゴとナシと米しか現在のところ中国には輸出できないようになっております。それと、肉関係もほとんどBSEと鳥インフルエンザと豚コレラの関係で今できないというようなことになっておりまして、現在の主力は、向こうのほうからの観光誘致と、それから、県内の企業の皆さんの事務所とか工場が中国本土にいろいろございます、それのお手伝いをしているというような状況でございます。台湾のほうは、これも観光・コンベンション関係の仕事が主になっているような状況でございます。

○水間委員 香港には置いておられないんですか。

○工藤地域産業振興課長 香港は以前置いた経緯がございますけど、現在のところは、香港はほとんど自由貿易みたいな感じなので、いいシェア、それから後背地がなかなかないので、先行投資として中国を今からねらわないとどうして

もいけないので、上海に事務所を移したというようにございます。

○水間委員 台湾やら香港あるいは上海ですか、物産フェアとかいう企画はされておるんですか。

○工藤地域産業振興課長 商工部門のほうでは現在のところ、台湾でことしました3月末にやるんですけど、3店舗ほど、それから香港のほうでやります。中国本土につきましては、今年度、九州各県合同で上海の百貨店の地下で物産フェアをいたしました。

○水間委員 商工観光労働部としては、今回のエバー航空の開設に伴うイベント的なものは持っていないんですか。

○工藤地域産業振興課長 就航するということ、現在、地元の百貨店と宮崎フェアができないかどうかを交渉中で、近いうちにそこを調査してくる予定になっております。

○水間委員 長年の懸案である日台のエバー航空が就航することによって、今、お話のように、いろんな人事的な交流もある、職員関係もあるでしょう。こういう貿易というものに関して、せっかく開設する新規のものを大事にするという意味では、積極的に予算要求するなり、あるいは知事等も恐らく行かれるんでしょうが、ひとつ前向きにといいますか、頑張ってくださいと思います。

次に、257ページですが、宮崎県物産振興センター、非常に売れ行きがよさそうですが、結果的に今、KONNEとか、先ほどもお話がありました、売り上げとしてはどんなものだったんですか。

○工藤地域産業振興課長 いろいろテレビでの宣伝効果もありまして、対前年比で見ますと、宮崎のほうは約6倍ぐらい、新宿のほうは1.7倍ぐらいになっておりますが、最終的には、新宿

のほうは2月からブームになっておりましたので、2月、3月は対前年比が若干下回るのではないかと考えております。ただ、トータル的には昨年の3倍ぐらいいくんではないかと考えております。

○水間委員 金額では出ませんか。

○工藤地域産業振興課長 まだ途中経過ですけど、19年度、2月まで11カ月間で宮崎物産館が6億7,900万円、新宿のほうは5億6,500万円でございます。

○水間委員 さっきもちょっと話があったんですが、いろんな品物を開発されて、物産館に持ち込んで売っていただくと。前の部長・中馬さんが行かれていますコンベンション協会あたりが開発をされた品物が物産館に並んで、あそこしか置いていないとか、知事のシールつきで販売されている、そこらあたりの整合性というか、悪いんじゃないんでしょうが、そういう経過があるんですか。

○工藤地域産業振興課長 物産館に展示する商品につきましては、まず会員になってもらうのが一番いいわけなんですけど、その会員の人の商品を置いております。コンベンション協会も会員になっておりまして、基本的にはそういう品物も置けるということでございます。

○水間委員 コンベンション協会から何種類、どういう品物があるかわかりますか。

○工藤地域産業振興課長 何品だったか思い出せないんですけど、全部、雑貨類でございまして、観光カレンダーとか、メモ帳とか、そういう文具類でございまして。

○水間委員 お土産としては非常な売れ行きを示しているというような話も聞くんですが、普通の商店の文具屋さんが、コンベンション協会がやることによって、あそこに行くお客さんが30

万人、40万人になろうとする、こういう中で非常に売れ行きがいいということで、地元の商店の皆さん方が大変なことだという表現も聞くんだけれども、それはそれとして、売り上げを上げることはいいことなんだろうけど、先ほどの話では結果的に県の一般財源としては入ってこないんだという表現でしたが、こういうものもそうなんですか。

○工藤地域産業振興課長 要するに、あそこは売れたものの手数料がセンターのほうに入るわけですので、直接的に県の収入になるということとはございません。

○水間委員 物産館全体の決算資料はどこに行くんですか。

○工藤地域産業振興課長 毎年、総会資料の中で決算書がございまして。それは閲覧させなければいけないということになっております。

○水間委員 では、後で示してください。

それから、261ページ、中小企業融資制度貸付金、商工観光労働部の予算のほとんどがここに来ているような気がするんですが、今の融資実績といたしますか、ちょっとここに出ているんですが、件数としてはどんなものなんですか。

○古賀経営金融課長 2月末で、これは保証つきになりますけれども、8,506件でございまして。

○水間委員 融資金額としてはどんなですか。

○古賀経営金融課長 失礼いたしました。これは年度末の累計でございました。件数が2月末ですが、2,595件、保証つきです。そして金額は290億5,509万5,000円。金額で申し上げますと対前年比の105%ということなんです。

○水間委員 信用保証協会損失補償金ですが、これは代位弁済をし、できない分を、保証協会の分を受け持つというような表現でしたね。ここあたりは大体件数としてはどんなものですか、

代位弁済をしている損失補償は。

○古賀経営金融課長 代位弁済が今年度、県制度分ですけれども、2月末で237件、金額で申し上げまして、12億3,900万ございます。

○水間委員 これは代位弁済ですから、全く返ってこないと見ていいんですか。それとも方法があるんですか。

○古賀経営金融課長 通常でしたら、また再保険をいたしておりますので、国のほうから大体この70%ないし80%ぐらいは返ってまいります。さらに、担保をとっているものもございまして、担保を実行した場合には幾ばくかの回収が期待はされるところです。

○水間委員 わかりました。

263ページですが、ちょっと小さいんですけれども、中小企業経営革新指導事業、これあたりの承認件数についてはどうですか。

○古賀経営金融課長 これも2月末ですけれども、今年度、19件の承認をやっております。

○水間委員 昨年からするとどうなんですか。

○古賀経営金融課長 昨年度は27件でございます。この制度につきましては、平成11年度から実施いたしておりますけれども、現在、累計で189件ということになっております。

○水間委員 わかりました。

○横田委員長 地域産業振興課長、今の水間委員から物産館の決算書のことがありましたけど、もうできているんですか。

○工藤地域産業振興課長 3月末決算ですので、18年度の決算書ならございます。

○横田委員長 水間委員、それでよろしいですか。

○水間委員 それしかないですね。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、ございませんか。

○外山良治委員 宮崎と新宿の物産センターに補助をしている額はそれぞれ幾らですか。

○工藤地域産業振興課長 先ほど申しましたように、本部のほうの経費がございまして、それも新宿のほうの……。

○外山良治委員 予算上での補助。

○工藤地域産業振興課長 すべてを合わせまして、歳出予算説明資料の257ページ、県産品販路拡大推進事業費、20年度はこれは全部センターに委託する予定にしております。

○外山良治委員 幾らですか。

○工藤地域産業振興課長 1億8,600万円。

○外山良治委員 相手先は公益法人ですね。

○工藤地域産業振興課長 社団でございまして、そうです。

○外山良治委員 規約があるんじゃないんですか、寄附行為規約とか。

○工藤地域産業振興課長 ございます。

○外山良治委員 寄附行為規約ではどうなっていますか。というのは、物産振興でしょう。その中でこういう物を売ったり、県内物産ではないものを売る、これは規約上、できますか、できませんか。

○工藤地域産業振興課長 すべて、物産を現在売っておるんですけど。

○外山良治委員 正直言って、質問と答弁が噛み合わないのですよ。県内物産振興でしょう。意味はわかりますね。それを県外から買い入れたもの、鉛筆とか手帳とかこんなものはもともとは物産振興会館は売っていません。それが可能なかどうかということを行っているんです。

○**工藤地域産業振興課長** 県内企業がつくったものを売っておりまして、ただ、県産品の定義は、県内の企業が県内の原料を使うか、もしくは県外の原料を使って県内で生産するか、もしくは県産品を県外企業に委託してつくらせたのを県産品と定義しております。

○**外山良治委員** その程度はわかっています。そういった検証というものが的確に把握をされているかどうかということが第1点です。

第2点目、もともと財団とか社団というのは、利益を上げることにはなっていない。そのことは御存じですね。あなたの言葉をかりれば、イレギュラーということで莫大な利益を上げたと、その場合、規約では理事組織ですか、どうなっていますか。

○**工藤地域産業振興課長** その利益処分のことでしょうか。公益法人ですので、利益配当はできないことになっております。寄附につきましては、センターと相談したんですけど、これがもし多額に上る場合は、やはり理事会だけでは後からまた追及されるおそれがあるので、総会にかけないと難しいという御返答を得ております。

○**外山良治委員** 理事組織になっていますかどうか、構成はどうなっていますかという質問をした。

○**工藤地域産業振興課長** 会員の中から業種別選ばれております。

○**外山良治委員** 今、理事の構成はどうなっていますかということは質問していません。理事会組織ですねということを知っているわけです。

○**工藤地域産業振興課長** 理事会の組織は、総会の下に理事会がございまして、その人数のことなんでしょうか。

○**横田委員長** 理事会の組織があるかどうかと

いう質問です。

○**工藤地域産業振興課長** ございます。失礼しました。

○**外山良治委員** 利益を処分するということできないということになっていると思うんですよ。しかし、利益が多額に上ったと。先ほど聞いていたら、25%、8,000万、こういったことを私、初めて聞きました。法人が多額の利益を上げた、利益処分をどうするか、これはできないと。どうされるんですか。

○**工藤地域産業振興課長** 私どもは、センターをいつの日か自立していただく、県の支援なしにやっていただくということを考えておりまして、今年度得た利益につきましては、内部留保していただきまして、来年度から補助金を若干削るんですけど、ことし得た利益を充当していただくということで、私らの計算によると、5年間は補助金が2,000万は削っていけるのではないだろうか。その間に今後、自立に向けて、リストラとかをしていただくということにしております。

○**外山良治委員** その理事に県は入っていますか。

○**工藤地域産業振興課長** 県のほうは理事には入っておりません。

○**外山良治委員** 今、理事に入っていないということであれば、あなたが2,000万をどうこうするということが言えますか。

○**工藤地域産業振興課長** 多額の補助をしている関係で、指導はできると考えております。

○**外山良治委員** ちょっとそれはおかしいと思いますよ。できたら発言を撤回されたほうがいいと思います。後々大きな問題になりますよ。行政が法人に対してそういったことを軽々に言うということは、僕は今まで聞いたためしがあ

りません。各団体、いっぱいあります。例えば、うちの団体でも社団法人、市から補助を受けている。しかし、市が社団法人に対して、ああしなさい、こうしなさいとは一切言いませんよ。法制係、だれかここにおりますか、そういうことが言えるかどうか。

○**工藤地域産業振興課長** 一応、補助金という形で出しておりますので、補助交付先ということで、ある程度の指導はできるのではないかと考えております。

○**外山良治委員** そのことは後で確認します。

○**武井委員** 順番にる御質問を申し上げていきたいと思えます。

まず、242ページから質問させてください。物産観光あつ旋所費なんです、首都圏物産観光対策費というのが上がっているんですが、先ほどからずっと出ています物産振興センターなんかでも、物産の関係で多額の経費を首都圏でかけているわけなんです、これとの違いというものはどういうものか教えてください。

○**内栢保商工政策課長** これは、県外の東京、大阪の事務所の職員の旅費といえますか、活動費の一部でございます。

○**武井委員** わかりました。

そもそも県が大阪に事務所を構える必要性というのはどういうものなのでしょうか。

○**内栢保商工政策課長** 大阪というのは日本で2番目に大きい都市圏でございますし、いろんな物産の流通等も宮崎とは非常に多い関係が従来からございますので、その必要性はあると思えます。

○**武井委員** いろいろ県も財政改革をしているわけですが、私も民間企業にいまして、その会社もいろんな出先機関を持っていたんですが、出先機関の統廃合というのは、当然、民

間会社がリストラをしていくという中で避けて通れないところなんです、確認ですけど、大阪事務所は、今、人員は何人いて、どういう仕事をしているのでしょうか。

○**内栢保商工政策課長** 人員は8名でございます。いわゆる物産とか観光関係の業務をやっていると思えます。

○**武井委員** 8名という人員は適切なのでしょうか。例えば、これを少し減量してでもできるのかというような形というのは考えられないのでしょうか。

○**内栢保商工政策課長** 現状ではその人数が必要だというふうに考えております。

○**武井委員** とにかく、この辺の一人一人の仕事の分量、あり方、もう一度見直していただいて、県外事務所というのは非常に経費もかかるものですから、効率的な運営がされるようお願いしたいと思えます。

247ページ、新産業支援課に移らせていただきます。東京フロンティアオフィス支援事業のところを伺いたいんですけども、私、市ヶ谷の県の建物があるところですが、実際に視察でも行ってまいりました。使っている会社の方にもお話を聞いたりもするんですが、中には本当に1カ月に1回も見たことがないとか、とりあえず名刺に東京という事務所が書けるから置いているとか、本来の趣旨に沿っていない形で使っているところもあるようなんですが、実際に入っているところの活用等については、ちゃんと把握をされているのでしょうか。

○**矢野新産業支援課長** 開設してから3年目になりますけれども、昼間見られないというのは、営業に出ておられるから見られないというのがありますし、実績もそれなりに上がっているという企業も聞いております。自分たちがいろん

な懇談会とかやる中でそういう話を聞いておりますけれども。

○武井委員 わかりました。ということは、例えば月に1回しか事務所に来ないとか、そういうところであっても別に構わないということですか。活用の基準とかというものはないんですか。

○矢野新産業支援課長 ここは家賃を取って貸しておりますので、県から営業の方法をどういうぐあいにやるというところまでは規制はしておりません。規制している部分というのは、そこを宿に使ったらいかんとか、宿泊に使ったらいけませんよと。ただ、24時間、海外との取引で夜中に使うこともあるだろうし、そういうことも含めて、特に県からそういう規制はかけておりません。

○武井委員 非常に安い値段で貸しているわけなんですけれども、現状では、例えば希望者がウエイティングしているとか、入りたいという問い合わせがあるとか、その辺の需要と供給のようなバランスみたいなものはどういうふうになっていますか。

○矢野新産業支援課長 今、入っている企業さんはこの夏ぐらいに3年目を迎えますけれども、再募集をしなくちゃいけない時期なんですけど、まだ引き続きたいというところもあります。ただ、1～2社は出たいというところもありますので、状況を見ながら、公募については、今後の方針をどうするか、今の企業さんはさらに残すのか、全部総入れかえするのかということ今から夏ぐらいまでに検討していきたいと考えております。

○武井委員 今の現状で入りたいか入りたくないか、そもそも募集も告知もしていないからわからないというような理解でいいということでは

すか。

○矢野新産業支援課長 連休明けぐらいから募集の作業に入りますので、その状況を見て決めたいと考えています。ですから、今のところ、入りたい企業はどれぐらいいるかというのはつかんでおりません。

○武井委員 これは仮定の話ですからわからないところもあるんですが、募集をして、応募があったときに、当然、出たいという意思表示がある会社と、応募してきた会社の数が多ければ、当然、応募しても漏れるというところがある可能性もあるわけですね。そうしたときに、大事なことは、それが一つの既得権になったり、おおよそ有効に活用されていないというのは、県の財産を特別な値段で貸していることですから、やはり非常によろしくないと思うんですね。その辺というのは、一つの既得権にならないような対応・対策というのが必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○矢野新産業支援課長 入居して3年をめどに出ていただくということを最初にお約束していただいております。ただ、今後募集して応募が少なければ再利用も考えたいとは思っておりますけれども、そこは応募状況を見て考えたいと思っています。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。249ページ、企業立地促進等対策費の関係に移らせていただきます。まず、一番最初に書いてあるところからちょっと気になりますのは、説明書きの(3)誘致企業フォローアップ対策強化事業というところで121万1,000円と上がっているんですが、実際に誘致された企業さんなんかを私もいろいろ回ってみますと、例えば信号がつく、つかないとかの話もそうですけど、来る前とは違うとかいうような話も聞

くんですが、誘致自体には非常に力を入れているのはわかるんですが、そういったフォローアップの体制というものはもうちょっと強化をしていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○森企業立地対策監 委員おっしゃられたとおり、立地後のアフターサービスなりフォローをどうやっていくかというのは非常に重要でございまして、平成19年度の3月7日現在でございまして、183社を回っております。これは、本庁、県外の事務所の職員が手分けをいたしまして回っているところでございまして、会社からのいろんな要望等を聞いているところでございます。

○武井委員 それにおいて経費的にはこれで十分、今までの活動ないしはそれ以上、より充実したものができるということでよろしいですか。

○森企業立地対策監 来年度から実施予定の新規の企業誘致専門員制度、こちらのほうも活用しながら、フォローアップの充実強化というのを図っていきたいというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

では、専門員について今、出ましたので、引き続き伺いたいんですが、5名ということなんですが、1人当たりの年間の人件費というのは幾らですか。

○森企業立地対策監 1人当たり、年額で237万6,000円でございます。

○武井委員 そうしたときに、この人たちは専従で、つまりはほかに業を持たずに、この仕事を専業としてされるということよろしいのでしょうか。

○森企業立地対策監 そこまでは考えておりませんで、月のうち10日、企業のほうを回っていただきまして、あと1日につきましては県外事

務所との打ち合わせということで、月11日ほど活動していただければというふうに考えております。

○武井委員 月に営業日と言われる日が20日あると考えると、大体半分ぐらいをこれに費やしてということになるかと思うんですが、先ほども少しありましたけれども、頑張る方とそうでない方というのが、当然、人がいればあると思うんですが、こういった方というのは特に正規雇用の県職員じゃないわけですから、ある程度歩合的なものが加味されて、モチベーションを上げていくということが大変重要ではないかと思うんですが、その辺の検討というのはなされたのか、なされなかったのか、その結果どうなったのか、教えていただきたいと思います。

○森企業立地対策監 確かに、そういうふうなモチベーションを上げるためということも検討いたしましたけれども、今回につきましては、過去のほかの県のいろんな事例等も含めまして、成功報酬制度というものはなかなか効果の上がないというところもございまして、今回の専門員制度については、報酬制度につきましては導入をしないということで考えております。

○武井委員 今期はわかりましたので、そういうことのほうがより効果的になるということはずいぶん含んでいただきたいと思います。

この方々の任期は何年でしょうか。

○森企業立地対策監 1年で、更新可能ということにいたしております。

○武井委員 わかりました。

次ですけど、例の50億円の補助金というのが知事の企業立地についてありましたけれども、それは、企業が立地したとして50億円の払いをするというようなことになれば、予算書のどこ

からそれは充当されるものなんでしょうか。

○森企業立地対策監 仮に50億円を支出するような案件が出た場合でございますけれども、要綱上、10年以内に分割払いができるということもございますので、会社のほうとも御相談しながら、そういう形もとりながら、この企業立地促進補助金の中で対応していきたいと考えております。

○武井委員 わかりました。

次に、256ページに移らせていただきます。地域産業振興課ですが、みやぎきの商人モデル創造事業というのがあります。こういったものというのは、商工会議所なんかと一緒にいろいろやってきまして、今の宮崎市内ですとアゲインビルでチャレンジショップなんていうのをやって、小さい新規起業の促進とか、いろんなことをやってきたんですが、成功したもの、失敗したものというのがいろいろあったと思うんですが、これを実施するに当たり、そういった過去のさまざまな事例とか、そういったものはどの程度検証をされた上でこの新しい事業を策定されたのか、教えてください。

○工藤地域産業振興課長 この事業につきましては、3年間の事業で前の事業はやってまいりました。今回は、以前の場合はほとんど参加者の手出しなしということでやってきたわけですが、手出しがないと安易に受けてしまう人たちが多くて、真剣に考えている人と少しギャップが生じるということで、今回は自己負担を取りましょうということで、会議所、商工会連合会ともお話ししまして、補助制度にすることにしております。これで人数はもしかすると少なくなるかもしれませんが、成功する人たちがたくさん出てくるのではないかと期待しております。

○武井委員 わかりました。これは結構です。

次に移ります。地場産業総合振興対策費というのがあるんですが、いろんなPRとか事業はわかるんですが、4に県産酒全国展開事業なんていうのがあるんですけれども、例えば伝統工芸で小さな家族工業みたいなのところであればこういうもので補助していくというのはわかるんですが、酒造会社なんて大きいところも多いわけですから、これは、本来ならば、県ではなくて、酒造組合と民間でしていくべきものではないかと思うんですが、県としてこれをやる理由、また、どういうふうなことをやっていくということなのか教えてください。

○工藤地域産業振興課長 本県の焼酎メーカー、40社ほどおります。そのうちに4～5社はでかい企業かなと。あとは小さな酒蔵ばかりでございます。今、焼酎が大分ブームになりまして、首都圏あたりまでは行っているんですが、まだ手薄な酒どころの京都、それから東北地方、ここがまだ転勤族の人たちしか焼酎を飲んでおりません。そういうことで酒造組合とも相談いたしまして、そちらのまだ手薄な部分に展示会とかして、県産の焼酎を広めていきたいと思いますという事業に助成する予定にしております。

○武井委員 小さい会社があるというのはよくわかるんですが、大体この割合といたしますか、例えば半々ぐらいで県と組合が出し合うとか、そういった何か決め事みたいなものはあるんでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 酒造組合は酒造組合で別にいろんな事業をやっておりまして、そのうちの一つを助成するというので、補助率が2分の1ということにしております。

○武井委員 わかりました。

次に、貿易振興費に移らせていただきます。

貿易促進費の中の1に日本貿易振興機構（ジェトロ）の福岡への負担金というのが662万円上がっているんですが、今、独立行政法人の改革みたいなものが非常に叫ばれる中で、ジェトロもその筆頭に挙げられているようなところがあるんですが、そういった意味で、ジェトロにこれだけの額を出捐していくということの意義並びにその必要性、ないしは削減をされるような努力等があったのか、お伺いしたいと思います。

○工藤地域産業振興課長 宮崎県の場合は、ジェトロの職員の事務所があるというわけではなくて、事務をする機能を持ってもらおうということで、貿易振興協会に置いております。ほかの県はジェトロの正規職員がおりまして、県費でそういう人たちに負担をしているということなので、ほかの県は大分多額な負担をしておるようでございます。うちの県は、ただ担当の人を1人、宮崎県の人を雇っております、その事務をしているということで、ほかの県よりも経費的には安上がりに済んでいるということでございます。

○武井委員 中身は今後も見ていきたいと思うんですが、当然、そういうお答えになると思うんですが、662万以上の費用対効果を宮崎県に対してもたらしているというふうなお考えであるということによろしいですか。

○工藤地域産業振興課長 大分情報化が進んできたんですけど、やはり生の貿易取引の問題点とか、どうしたらいいとかいうようなことは、もしこれがなかったら、福岡とか遠いところに行かなきゃいけないんで、県内には中小企業の方が多いので、やはり近くにあったほうがよろしいのではないかと考えております。

○武井委員 今、これだけIT化も進んでいる中で、あり方というのはまた見直していかなければ

いけないのかなとは私は思っております。

次なんですが、貿易促進で業界団体の方なんかが大挙して出張に行かれて、2～3日回って帰ってこられるというのが非常に多いですし、私なんかも旅行会社にいましたから、そういうお世話もしたりしたこともあるんですが、そういった意味でのいわゆる旅費みたいなものというのは、これは県の経費から出したものの中で行っているということになるわけですか。

○工藤地域産業振興課長 県が企画する商談会、上海でやっているんですけど、私らは会場設営費だけで、旅費なんかはすべて自己負担してもらっております。

○武井委員 そういうものがあるときに、県職員の人は大体何人ぐらい行くものでしょうか。副知事なんかこの前行かれたと思うんですが。

○工藤地域産業振興課長 中国の場合は権威主義なところがありまして、自治体のトップまたはその次の人が行かないと、優良な企業なんかを紹介していただけません。ということで副知事に行ってもらったんですが、そのほかに事務局としまして4名ほど行って、2人は会場の設営とか準備なんかをするんですけど、残り2名は、それまでにお世話になった政府の市役所とかにあいさつ回りしておかないと、次がなかなか難しいんで、そういうことをやっております。

○武井委員 出張のあり方というのは非常に考えていかなければいけないと思うんですが、ちなみに、昨年で延べで大体どれぐらいの方が海外に行っていらっしゃるか、わかりますか。

○工藤地域産業振興課長 それは、個人的に行かれるとか、ほかの業界団体で行かれる人、把握しておりません。

○武井委員 県職員が出張で行く分なんですけど、それは当然、復命があると思うので、わか

と思うんですが。

○**工藤地域産業振興課長** それは商工観光労働部だけというか、地域産業振興課だけですか。

○**武井委員** その関係で。

○**工藤地域産業振興課長** この商談会には、物産展を上海と台湾でやっております、おのおの2名ずつ派遣しましたから4名、それと商談会にはうちの課から3名でございます。

○**武井委員** 後で結構ですから、またその辺、書類でいただければと思っております。お願いしてよろしいでしょうか。簡単にでも、出張の人数とか、場所とか……。

○**横田委員長** それは地域産業振興課だけの出張ということよろしいですか。

○**武井委員** 部全体でわかれば大変ありがたいんですが。観光・リゾート課なんかもあるので、後で。

○**横田委員長** では、商工観光労働部全体としての数字が必要ですか。

○**武井委員** 海外出張について。

○**横田委員長** 回数と人数だけでいいですか。

○**武井委員** 行き先、目的も含めて。

○**横田委員長** 目的も含めてということですが、御提出いただけますでしょうか。できるだけ早い機会にお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時15分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

○**武井委員** 長くなりますので、最後に1つ、物産振興センターの件がいろいろ出ていますので、この件について伺ってまいりたいと思えます。大体出ましたので重複は避けたいと思うんですが、収入が非常に上がって、それを今後プー

ルしていきたいという話があったんですが、先日、補佐に来ていただいてお話ししたんですが、物産振興センターは年末に5日間休んだんですね。29、30、31、1、2と。県外から来られた方にも正直言うと大変不評で、お盆はあいていたんですが、お休みになっていた。いろんな事情はあったと思うんですが、これだけ売上げが上がって収入も上がっているにもかかわらず、そういった内部的な経営改善とか顧客満足みたいなものにお金を回せなかったのかと、この理由を改めて伺いたいんですが。

○**工藤地域産業振興課長** ことは入店客が予想以上に多かったんで、十分にはできなかったと思うんですけど、月1回の店休日がございます。そういうときに県内の製造業者のところにお伺いして、いろいろ意見を聞いたりとか、従業員の教育はしております。

○**武井委員** 従業員の教育はわかるんですが、売上げが非常に上がって収入も上がったにもかかわらず、年末年始なんかは5日休んだりしているんですが、つまり、販売員の体制であるとか、それであればある意味、人を余計雇ってレジを回したりとか、そういったこともできくと思うんですが、売上げが上がっている、それを将来的な自活に向けた内部留保することも大事なんですが、そもそもの現段階でもっと経営改善とか、お客さんの満足に対してもっと投資をその分ですていくべきではないのかということなんですが。

○**工藤地域産業振興課長** それは現在もやっております、年末年始は、29日はあける予定だったんですけど、電源工事をしなきゃいけないということでやめております。それから、年末年始なぜやらなかったかといいますと、土産物屋さんには別にセンターばかりじゃなくて、市内

にも飛行場とかホテルとかスーパーとか、いろんなところで売っております。余りひとり勝ちしているんじゃないかという批判も受けておりますので、そういう点も考慮しまして、ほかの店があいているときはいいんじゃないかということでございます。

○武井委員 その論理でいくのであれば、あしたにでも廃業したほうがいいんじゃないかという話になってしまうと思うんですね。やっぱり県外から、お盆はお父ちゃんのところへ帰って、お正月はお母ちゃんのところへ帰るような人もいっぱいいるわけで、初めて来たという人がいっぱいいて、僕も何回か案内して入れなかったというようなことがあって、結局は近隣の某市場のほうに非常にお客さんが流れるというような事態になってしまったんですけれども、つまり、今、レジが非常に並ぶとか、そういったことも含めて、売上げが上がっている分がそういった内容の改善とかに回さずに、ストックをしていくというのは非常に理解に苦しむんですけど、そのあたりで売上げが上がった分はもっと改善に使っていかないんですか。

○工藤地域産業振興課長 今年度につきましては、レジを1台、奥のほうにふやしました。

それと、先ほど、みやざき館のほうがいろいろ出たんですけど、あそこがもう10年たちまして、リニューアルしなきゃいけないということで、今年度、飲食コーナーを県産材を使った内装に、得た収入で変えたところでございます。

○武井委員 わかりました。

最後に1点だけ、経営金融課、263ページ、SSの運営補助金があったと思うんです。これは仕分け委員会で非常に話題になっていた——たしか要るのか要らないのか、不要だのなんだのというふうな話が出たと思うんですけれども、

そういうことは、この事業を予算化するに当たって何がし反映がされたのかお伺いしたい。

○古賀経営金融課長 SSにつきましては、幾つかの事業を今年度やっておりましたけれども、そのうちの一つについてはやめたということで、来年度、ここに掲載いたしておりますけれども、106万につきましては、SSの連絡会議の補助金ということで、全体を運営するための補助金は、ちゃんと組織として今、一生懸命活動をやっているわけですから、それについては県としても引き続き支援をしていこうということで予算計上をいたしております。

○武井委員 そのやめたものというのは、どういったものだったんですか。

○古賀経営金融課長 最近、会員さんが100人前後でずっと推移いたしております。少しでも会員拡大をしていただくということで、会員拡大のための予算措置をしていたわけでございますけれども、それにつきましては、来年度は取りやめということでございます。

○武井委員 わかりました。

○萩原委員 経営金融課長、263ページ、小規模事業経営支援事業費補助金、言うならば経営指導員の人件費なんですけれども、経営指導員の人数と身分、待遇——身分はどのような身分なのか、県職員並みなのか、商工会並みなのか、商工会議所並みなのか、それと採用はどこで採用しているのか、どのような身分の人を、筆記試験だけで採用しているのか、その辺を具体的に教えてください。

○古賀経営金融課長 まず、20年度の補助対象人員ということで申し上げさせていただきます。会議所が9会議所で87名ということです。商工会は39商工会でございますけれども、182名ということです。商工会の場合は県連組織がございま

すけれども、これが21名ということで、総計290名が補助対象職員ということで計上いたしております。

身分でございますけれども、商工会議所につきましては、それぞれ9つございます会議所の職員ということの身分になっております。商工会につきましては、県連がございまして、県連の職員ということで、それぞれ39の商工会に派遣をされているということでございます。

試験につきましては、会議所、商工会、中央会合同で筆記試験、面接試験等を行いまして、採用試験を行っているという状況でございます。

待遇につきましては、ほぼ県の給与体系に沿った形でやっておりますけれども、会議所につきましては、それぞれ給与規程等がまだ統一化されておられませんので、今、統一化に向けて作業を進めているという状況です。

○萩原委員 年齢の上限はないんですね。採用と定年の年齢。

○古賀経営金融課長 採用については、今、特に定めてはないと思います。来年度採用予定の人も30代の方もいらっしゃいますので、そういったことはないと思います。定年につきましては、60歳ということでございます。

○萩原委員 経営指導員だから、ある程度経営に携わった人、そういう人が僕は経営指導員としておるのかなと思っておったんですよ。定年も60歳じゃなくて、ある程度の企業経営なり携わって引退したとか、そういう人が当たるのか、ただ帳簿上の指導員だったら簡単だけれども、経営の指導員だから、その辺はもうちょっと幅があるのかなと思ったんですけど。

○古賀経営金融課長 経営指導員につきまして申し上げます。経営指導員の場合は、まず研修生として研修課程を修了した人、大学卒の場合

につきましては、商工業の指導または経営実務を最近5カ年のうち2年以上従事した経験を有する者というような格好で、それぞれ経験年数等が必要にはなっておりません。

それと、60歳定年につきましては、一応60歳定年ということでございますが、御本人さんが希望される場合につきましては、再任用という措置もっております。

○萩原委員 中小企業が非常に厳しいですから、ひとつ、より充実をしていただきたいと思いません。

次に、地域産業振興課長、新建設産業、先ほど坂元委員のほうからありましたが、経営支援チーム、あるいは商工会議所、商工会の経営指導を受けた中小企業ということになろうと思うんですよ。ところが、これは私は本会議でも言ったけれども、横須賀建設業協会の副会長が、例えば3,000万銀行に融資をお願いしたと。今までは売り上げが想定できた。5億なら5億の売り上げがありますということでできたけれども、一般競争入札になったから、売り上げを上げても、借り入れる以上は事業計画をつくる、事業計画をつくるということは売り上げの目標を持たんといかんわけで、金融機関から、「あなたのところは5億という売り上げを計画しておるけど、本当に5億とれるんですか」ということなんですよ。「一般競争だから、とれるかとれんかやってみなわからんのですよね」と。金融機関は、「困ります。それでは返済計画は立てられない。この事業計画そのものができないとだめじゃないか」ということになってきたわけです。結局、借り入れできなかった。今度のこの場合に、経営支援チームなる指導者から受けても、例えば1,250万のうちの1,000万借り入れします、1年据え置き、5年返済にしましょうと。年間

に200万、月平均すると約10万前後、金利5%ぎりぎりだったとします。そうすると、幾ら指導員がおっても売り上げの計画は立たんわけですね。箱物だったら民需がありますから、6・4か7・3で民需が30%か40%あるとしても、土木に入ってくるといよいよもって民需のパーセンテージは10%いくかいかんか、ほとんど9割以上は官公需事業です。この部分が一般競争入札であれば、売り上げの計算のしようがないわけです。売り上げが出ないことには、返済計画は立たないわけですから、僕が本会議で言ったように、そうすると金融機関と保証協会がキャッチボールをするんじゃないかと。キャッチボールというのは目に見えないんですよ。金融機関に行けば、「保証協会がうんと言えればいいんですけどね」、保証協会に行けば「金融機関のどこど銀行の窓口がうんと言えればいいんですけどね」と。はっきり言ってくれればわかるけど、それをそれらしい雰囲気と言うわけです。これは私も何回もいろんなところで経験しました。これが絵にかいたもちにならないいがなと思うんですが、その心配はありませんか。

○古賀経営金融課長 現在、どういう状況になっているのかなというのをまず申し上げたいと思います。今年度は1月までしか実績が出ていないものですから、18年度、19年の実績で建設業の貸付状況はどうなっているかと申しますと、18年度1月までですが、804件の69億ぐらい貸付がございます。今年度、850件の約80億ということで、件数で105.7%、金額で126%ということで、建設業関係の貸付というのは予想に反してと申しますか、前年よりも伸びているという状況でございます。

それと、今回新たに建設産業等支援貸付をつくった理由でございますけれども、1つには、

どうして建設業の方々に金がよく回っていくようにするかというのを考えた場合には、リスクを負うところが2つあるわけです。1つは金融機関が貸し倒れのリスクが出てくる。それと保証を行う保証協会のほうの代弁のリスクが出てくる。ここの部分をどういうふうにして解決しようかということで、まず1つ目には、金融機関につきましては、例えば、委員会資料の18ページをごらんいただきますと、通常ですと経営安定貸付とか、新分野に行きたいということであれば創業・新分野進出貸付というのが用意されておりますので、例えば経営安定貸付の場合は5年から7年で2.8%とか、創業・新分野の場合は2.4%ということで、金利的には低くなるんですけれども、金利を5%以下と金融機関に所定ということにすることによって、金融機関のリスクを金利で少しでも見てもらえないだろうかというのが1つございます。もう一つは、経営状況が悪いということになりますと、どうしても保証料率が高くなります。これにつきましては、保証料率が高くなればそれだけ実質的な金利が上がるわけでございますから、この部分を1%以上にならないように補助をしていこうということで、建設業者の方の負担を軽減すると。もう一つは、代弁が生じた場合につきましては、保証協会負担の2分の1は県のほうで損失補償しましょうということで、制度資金の中でどういうふうにしてそういった困った方々に金が回っていく仕組みをつくっていこうかということでこの貸付を考えたわけでございます。

さらに、この支援チームの中には保証協会の職員も入っているわけでございますので、このあたりの金融的なアドバイスもちゃんと聞いていただけるんじゃないかなということで、こういう貸付としたところでございます。

○萩原委員 いろいろお話しされても、本当に貸してくれるかどうか、ひとつ見守っておきたいと思います。決して絵にかいたもちにならないように。私もこの道いろいろやってきておるわけですから、実際、あなたが言うようにうまいぐあいにいかんのよ。

次に、もう一つ、部長にお尋ねします。29ページ、組織改編、ロケ・コンベンション誘致担当がなくなっておるわけですが、もうこっちはいかということですか。それとも、ほかのところが担当するんですか。

○内戸保商工政策課長 ロケ・コンベンションにつきましては、いわゆる担当の名前としてはなくなっておりますけど、当然、業務は残っております、ロケにつきましては、29ページの観光交流推進局・観光推進課の中にロケ関係は企画振興担当、それからコンベンション関係は*総務計画担当で担当することとしております。

○萩原委員 それと、さっき休憩時間に部長には聞いたんだけど、部長の下に次長がおり、次長の下に推進局長が2人できるわけですね。中2階になるわけですか、中3階。

○高山商工観光労働部長 中3階とは難しいところですけども、今の総務部の状況あるいは県土整備部、総務部は次長がおりまして、専門の危機管理局長がおります。県土整備部が高速道対策局長がおりますので、そういった形の推進体制になるというふうに御理解いただければありがたいなと思います。

○萩原委員 7ページ、企業誘致専門員設置事業、県庁職員の同級生関係が優秀な企業におるのか、私が思うのは、前も本会議で一回やったことがあるんですが、官僚と言ったらいかなかな、国の役人に宮崎県出身ほどの程度おるのか、あるいはそれぞれ在京宮崎県人会とか大阪とか

いろいろありますね、そういうものに具体的にどういう方々を御存じですかというアンケートというか、何か聞き取り調査というか、そういうことをやったことは今までないですか。

○森企業立地対策監 企業誘致関係では特にアンケートというような形ではやっておりません。ただ、私、東京事務所にいた時代には、お知り合いになった国の方とか、そういったものは一覽にして企業誘致担当みんな情報共有をいたしておりました。

○萩原委員 隣の鹿児島県はそういう人脈の組織がすごくでき上がっているんですね、県人会が。国の役人の県人会、企業出身の県人会。僕は都城ですけど、そういう人脈が都城までも相当は入り込んでおるんです。宮崎県は何となくその辺が心もとないなと。そういうものをもう少しこっちに利用したらいいんじゃないかなといつも思うんですけど、銭よりもやっぱり人脈ですよ。言い方を悪くすればしがらみかもしれんけれども、そういう人脈があって初めてふるさとのためにとというのがあるんですよ。その辺をもう一回、私は本格的にやったほうがいいと思うんですけどね。

○森企業立地対策監 東京のほうには在京経営者の会、宮崎県人の会とかいろいろございまして、そちらのところにつきましても、企業誘致関係、例えば、東京のほうでは企業立地のセミナーを開催するとかいった場合については、案内を差し上げたり、あるいは企業誘致担当が定期的に訪問していろんな人脈、あるいは企業誘致に関する情報というのを収集しておりますけれども、委員おっしゃるとおり、そういった人脈の活用というのは非常に重要でございますので、今後とも、そういった部分につきましても、

※57ページ左段に訂正発言あり

情報収集の活動を充実させていきたいというふうに思っております。

○萩原委員 これは余計なことかもしれないけれども、宮崎県の歴史が小藩で一つの県ができた。ですから、県北から県南までぱっとまとまろうというところに欠けておるような気がするんですね、東京県人会とか、そういうところに行っても。この際、すばらしいかは別として、非常に有名な人が出てきたわけですから、何とか一丸となれるような体制づくりで人脈を掘り起こしていただくことを努力していただきたいと思っております。そういうのは足で稼ぐことですよ、そういう人脈を見つけるためには、ということをお願いしておきます。

○蓬原委員 私は手短かに簡潔に終わりますので。産学官という言葉の定義を聞きたいんですが。2年ぐらい前まで産学公と、ちょっと遠慮されて使っておられましたが、ここに来てまた産学官となっているんだけど、これは今後、どちらを正式な使い方としてやっていくのか。

○矢野新産業支援課長 産学官を使いたいと思っております。産学公というのは、前の知事がそういう言葉を使うようにということだったんですけども、また今の知事になりまして産学官という方向で責任あるような形にします。

○蓬原委員 今、お話が出ました企業誘致専門員設置事業、かなりの数の会社訪問をされるということですが、宮崎のキャッチフレーズ、何を売り込んでいかれるのかということ。国が3分の2補助を出しておりますから、全部の県に補助を出して「おまえたち、勝手に頑張れ」ということだろうと思うので、各県とのそれぞれの引き合いだろうというふうに思うわけですね。そうすると当然、宮崎はこういうことがあるからおいでくださいという売りになるもの、キャッ

チフレーズがないと、なかなかただ訪問するだけでは効果はないんじゃないかなということが1つと、企業のターゲットは何をターゲットに選ぶのか、あれもこれも下手な鉄砲も数撃ちや当たるでいうことで回られるのか。私は、宮崎としてはこういう産業の部分のこの部分を集中して誘致したいんだという、何かターゲットを設けていくのか、まず、この2つについてお聞かせください。

○森企業立地対策監 委員おっしゃったとおり、これまでの企業誘致につきましては、若干そういったところが弱かったような気がいたします。そういうこともございまして、昨年からは企業立地促進法に基づきます宮崎県産業集積活性化法の計画を策定いたしましたところがございます。その中で、いわゆる宮崎県の特長は何だろうかと、まずそういうところを踏まえまして、その上でターゲットとなる業種をどうしていこうかと、さらに今後どのような活動をしていこうかということで計画をまとめたところがございます。ターゲットといたしましては、輸送関係、電子・精密関係、バイオ関係、IT関係の4つの分野を重点的にやっていこうと。例えば、バイオで取り上げますと、宮崎県は食品産業も非常に盛んでございますし、農林水産資源もあるということで、それぞれの誘致活動の担当あるいは専門員の方々が、こういった宮崎県の特長を売り込みながら企業誘致に結びつけていこうと、そういうことを今、考えております。

○蓬原委員 そうした場合のセールスポイント、宮崎はこれがあるから来てください——所得は低いわけですね、かつての企業誘致というのは、人件費が安いから行く、土地が安いから行く、安いから行くというのが大きな基本だったと思うんですが、遠い将来としては所得アップにつ

ならないといけないという、またこちらはこちらの都合があるわけですが、そのセールスポイントは何を。例えば、我々が知っている人脈というのがあって、そこに宮崎は今、こういって企業誘致していますよという情報を流すことだっているわけですね。そのときに売りは何があるか。ターゲットはわかりましたけれども、売りのところも詳しく、わかりやすく教えてください。

○森企業立地対策監 大きな売りといいたしましては、土地が安いというところ、人材が豊富にあるということ、それから県民性、非常に勤勉で誠実に仕事をしていくと、こういったようなところが一番の大きな財産かと思っております。ただ、それだけではなかなか企業のほうに訴える力が弱いものですから、先ほど申し上げました4つの分野ごとに、例えばITで申しますと、コールセンターとかに今、力を入れております。現在来ていただいているコールセンターの方にお聞きしますと、非常に宮崎県の県民性はコールセンターに向いている、電話関係の対応が非常にいい、お客様からの評判がいいというふうなことをお聞きしておりますので、そういった宮崎県人が持っている県民性、そういったものをまずIT関係ではひとつ売り出していかうかなど。それともう一つは、宮崎空港が市街地から非常に近いと。これは首都圏から見ますと非常に魅力的に映っております。東京からでも日帰りができるというふうなことも聞いておりますので、そういったところを例えばITでは売り出していかうと。

それから、例えば自動車関係では、県内にもそれなりの集積があります。これまで宮崎県と申しますと、自動車産業と少し無関係と申しますか、余り集積がないような気がしましたけれ

ども、いろいろ調べてみますと、結構いろんな企業があるということですので、そういった資料もつくりながら、宮崎県にもこういう産業がある、しかも、豊富な労働力がありますよといったようなことをセールスしていきたいと思っております。

○蓬原委員 わかりました。

それから、従来、企業誘致アドバイザーという方がいらっしゃったですね。この方はこの企業誘致専門員を新しく設置されたことについて、その処遇と申しますか、後はどうなっていくんですか。

○森企業立地対策監 アドバイザー制度、これは県庁の職員が誘致活動をする際にいろいろとアドバイスをさせていただく、あるいは新聞で得た情報、どここの会社が今度新しい工場をつくるよというような記事が出た場合に、なかなか私ども、直接電話しても会ってくれないと、そういったときにアドバイザーの方に相談して、アドバイザーの持っているルートでアポイントをとっていただく、そういうふうなことで今までやってきたところがございます。ただ、それだけでは今のアドバイザーの数も少ないということで、謝金のほうも今、月2万円というふうに非常に安い金額になっております。そういうことであれば金額のほうもなくして、宮崎県のために応援していただけるサポーターというふうなものに名称を変えて、もう少し幅広くそういった応援をしていただくようなものにしていきたいということを今、考えております。

○蓬原委員 わかりました。

先ほどから県庁マンの情報というのが出ていますが、12月議会だったですか、県庁マンの皆さんの同級生だとか、そういう人脈を利用して情報を集めるんだという説明が、たしか事業と

してあったような気がします。でも、さっきからのいろいろな質問に対してその話が出てこないものですから、取り組んでこられて3カ月ぐらいですか、どういう状況なんですか。何もないからお答えに出てこないのかなと……。

○森企業立地対策監 昨年の10月に企業立地推進本部をつくりまして、そのときに県庁総力戦といいます、県庁職員が持っているいろんな人脈・ネットワークを活用していこうということで、県庁の掲示板等でもいろいろお願いをしているところでございます。その後、ぼつぼつではございますけれども、いろんな情報が来しております。実は、きょうも電話がありまして、私の知っている人がいるんだと、これは県庁の方でございますけれども、ぜひ紹介したいということで電話が来たと、こういうふうな感じで今、やっておるところでございます。

○蓬原委員 成果は上がりつつあるということですね。

予算について2点ぐらいお尋ねします。256ページ、運輸事業振興助成費というのがあって、1と2、バス協会とトラック協会に交付金が出ております。この協会員数と、1億6,900万だから結構大きいんですが、どういうことをやるのか具体的に。

○工藤地域産業振興課長 バス協会が30社で構成されております。トラック協会は414社でございます。助成の目的なんですが、これは、軽油引取税から出ておりまして、引取税が上がったときに、大量に燃料を消費するトラックとかバスは経営的に苦しいということがありまして、その税金のうち何ほかをまた還元しましょうということになっておりまして、この計算式がありまして、県内の軽油引取税の見込み額に営業用のトラックとかバスの使用量が何割ぐらいあ

るかというのが基礎になりまして、それにある一定割合を掛けたのがこのバス協会の1,400万とトラック協会の1億6,900万でございます。

○蓬原委員 もう一件、261ページ、貸金業対策費、消費者金融相談員設置費、登録、立入検査費等事務費ということなんですが、相談員はどこに何人配置になるんでしょうか。

○古賀経営金融課長 相談員は全員嘱託でございますけれども、3名、県庁のほうに相談所を設けております。

○蓬原委員 ということは、当然、いろんな被害状況を把握されてのことだと思っております、今、どのような県内の消費者金融の被害状況ととらえておられたんでしょうか。

○古賀経営金融課長 2月末までの相談件数で申し上げますと、867件の相談がっております。このうち約半数の400件が負債整理について相談がっております。残りの370ほどにつきましては、例えばダイレクトメールが来たとか、そういったときに業者の信頼性がどうなんだろうかと、そういったもの、もしくはカードを名義貸しした、どうしたらいいんだろうかと、もしくはヤミ金関係、それとか取り立て行為、そういったような相談がっております。

○蓬原委員 利息制限法と出資法だったですか、ちゃんと法律で決まりがありますね。一般の人がそれを知らずに、結局、自転車操業で高いと知りながら借りてしまう。実際は、弁護士に相談をしたら、逆に今まで返した分をかなり返却できた、自殺をせずに済んだという例がかなりあるわけですね。だから、そのあたりのところの一般に対する知らせといいますか、それと県庁だけに置くというのは、県南・県北長いですから、相談に来るには、電話でといたってなかなか遠いんじゃないか、もっと身近なところ

に置かれたほうが、自殺対策担当というのも福祉保健部のほうに何か置くということで、こちらにあったものが向こうに行くというようなこともあるようで、これはちょっと所管外ですけども、これとつながることなので、その配置についてはどうなんですか、県庁のどこに置んですか、3名。

○古賀経営金融課長 貸金業対策につきましては、一昨年、法律が大幅に改正されました。そこにつきましては、ただいま委員がおっしゃるとおり、相談窓口をやはり身近なところに置くべきだというような法の趣旨がございまして、市町村単位で置いていただきたいということで今、県のほうにつきましても、多重債務者対策協議会というのを設置いたしまして、相談窓口の強化なり、セーフティネット貸付とかヤミ金の取り締まりをどういうふうにやっていくとか、そういったことにつきまして、専門機関・団体で今、やっているわけでございます。多重債務者問題につきましては、本サラ金相談所だけではなくて、消費生活センターなり、また宮崎市ほかの市の相談センター等で今、受け付けているところでございます。

○蓬原委員 今に関して、一般の県民の方にどこに相談に行けばいいんだというのを、県の広報なりでうまく知らせていただいて、それを知らない人が結果的には高い利息で借りてしまつて、大変な状況に追い込まれるということのようですから、そのあたり、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○横田委員長 入れかえのときに休憩をとろうと思っていたんですけど、長くなりましたので、ちょっとだけ休憩をとらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 では、5分間休憩をさせていただきます。

午後2時52分休憩

午後2時57分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの続きでお願いします。

○濱砂委員 4ページの20年度商工観光労働部当初予算案の中で、新産業支援課が20年度の当初予算が39億5,000万、19年度当初予算は26億3,200万、13億3,000万の当初予算が減少、何か政策的な意図があったんですか。

○内栢保商工政策課長 19年度当初予算は骨格予算でございましたので、6月の補正後と比較させていただいていますけれども、6月補正の内容を御説明すればよろしいということでしょうか。

○濱砂委員 政策的なものは織り込んでいないんですね。骨格と新規予算ということだけの違いなんですか。19年度当初予算と20年度当初予算の差が、新産業支援課には13億3,000万減少している。片や経営金融課は骨格予算だったにもかかわらず、今回は110億増加している。そこ辺は今回の平成20年度の予算編成の中に政策的なものが織り込まれているんですかと、増加、減少分。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課部分は企業誘致立地補助金が減になった分と、新規事業のバイオプロジェクトの分の1億4,000万の増、これによるものでございます。

○古賀経営金融課長 経営金融課でございまして、約110億ほどふえているようでございますけれども、これは、県制度資金の原資につきまして、新規融資分を、19年度当初の部分につきましては、4月から6月分までの枠でしか

要求しなかったということで、これだけの差が出てきたわけでございます。ですから、7月以降の分につきましては、昨年6月の骨格予算でつけたと。今回は当初から1年分の予算をお願いをしているというものでございます。

○濱砂委員 今回はこれだけの予算編成、金額的には年間を通して昨年とほとんど一緒ですから、6月補正で間に合うけれども、当初にかけたと。別に政策的なものはないということですね。

○古賀経営金融課長 予算整理上の問題で、政策的な意図はございません。

○濱砂委員 委員会資料の14ページ、宮崎県優良県産品推奨制度事業、この事業目的はわかるんですが、加工食品を対象に審査を行い、加工食品は県内産を加工ということなんですか。

○工藤地域産業振興課長 加工食品の場合は、県内産の原料に限定しますと数が限られてきます。どうしてもお菓子類は輸入小麦とかを使わないとできないような状況にありますので、県内産には限らないことにしております。

○濱砂委員 さっきもそういう話なんですけど、いわゆる推奨優良県産品として宮崎県の名前で売り出す、しかし、原材料は県産品ばかりではないというんですね。実際であれば、例えば宮崎牛が神戸牛に変わったり松阪牛に変わる、あるいは川南のウニが広島のウニに変わるとかというようなことも、県によって付加価値をつけて売り出すということですから、なるだけというか、県産品を使ったものに限定して宮崎県の推奨商品という形のほうがベターではないのかと思うんですけど、どうなんですか。

○工藤地域産業振興課長 農産加工品の場合はそういうことが言えるんですけど、お菓子類とかまで考えておりますので、菓子類になります

と、小麦とかそばとかいうのはどうしても県外か輸入物を利用しないとできないような状況になっております。

○濱砂委員 商品の言い合いをするつもりはさらさらないんですが、予算ですから。だから宮崎県産、宮崎県にしかないから宮崎県産という考え方のほうが——でないと、どこでもつくれるものを宮崎でつくったから、宮崎で推奨してPRするんだよということではちょっとおかしいような気持ちがするんですけども。

○工藤地域産業振興課長 そういう限定でやっている県もあります。そうやってきますと、企業が大きくなろうとすると、どうしても県内産だけに限っていると販路が拡大しないんですよ。要するに、全国のコンビニに置くといったって、ロット、原料調達の関係でなかなか難しいような場合があります。私ら、審査で点数をつけるときに、県産品のみを使っているというのは高い点数をつける予定にはしております。ただ、小麦粉とかそば粉とか、お菓子類がそれになると推奨できないんじゃないかと考えております。

○濱砂委員 最終的に何品目ぐらいですか。

○工藤地域産業振興課長 業者の方から商品を応募していただきまして、まず衛生面とか法令遵守の面をチェックした上に、今度は県外のバイヤーさんとかから、これは売れそう製品だとか、これはいいアイデアだとか、味がいいとか、そういうことでありますので、全然見込みは立たないんですけど、数十種類になればいいなと考えております。

○濱砂委員 さっき、いわゆる小規模の焼酎蔵、小さい焼酎蔵がたくさんだと、4社ぐらいしか大きくないと。小規模の焼酎蔵だから希少価値があって、少ないものだから高く売れる。うちの小さい地域にもあるんですね。手に入らない

んです。東京あたりに行くのと売っているんですが、高いです。インターネットなんかで調べると市価の10倍ぐらいしているようなんです。こういった価値観、県のPRにせつかく金をかけてやるんだったら、宮崎県にしかできないもの、そういうものを目指すべきじゃないかと私は思ったものですから、質問させてもらったんですけど、どう考えられますか。

○工藤地域産業振興課長 今後、そういう点についてどうするかは、事業を検討する段階で、これだと県内で調達できるんじゃないだろうとかかいうようなのがあったらそっちの方面を優先するとか、それは運営の段階で考えていきたいと考えております。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。

○外山良治委員 今、4課がそれぞれ説明をしてくださいました。伺っていますと、宮崎県の1次から3次産業の振興すべてに関係するものとなっていました。しかし、19年度中におけるこれら予算が、具体的に宮崎県の産業振興に寄与したかどうかを見てみますと、例えば、倒産件数、県民所得の低下、自殺増、そしてまた破産申告件数、工業系の県外への就職の増加等々、私は決して十分ではないと思っております。そこで、各担当課長のこれらに対する認識、そして20年度、各課の課長としてこの事業は前年度比としてどうしても伸ばしたいと、いわゆる課長マニフェスト、こういった視点で事業というものをごどのようにお考えになっているかということです。お話になったことを私は課長マニフェストということでとらまえていきたいと思ひます。私になぜ、こういった問いかけをするかと申し上げますと、例えば昨今の円高、そしてまた昨今の原油高、バレルがたしか100ドルを超しています。そして、政府小麦売り渡し30%アップ、

そしてまた鉄鉱石の60%アップ、こういったことが宮崎県の産業、4課にどのような影響を与えていくのかと、非常に私は不安視しています。そういった視点から、先ほど私が申し上げた予算説明、そして、これだけはどうしてもやりたいといったことを4課の課長に説明を求めたいと思ひます。

○内栢保商工政策課長 商工政策課につきましては、直接余り事業をしておりますが、数少ない中で申しますと、先ほどちょっと話が出ました企業の表彰事業、これについてはやり方の工夫ができないかどうかというのを検討してまいりたいと思ひます。ただ、私どもの課は、部全体のいろいろな調整業務をしておりますので、各課の力が十分発揮できるようないろいろな工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課でございます。新産業支援課は、まさに委員がおっしゃったように、工業系の問題を抱えておりますが、産業のグローバル化、低炭素時代へということでありまして、県内の製造業が抱えている外因的な問題は、おっしゃったように、原油や素材の高騰、円高、CO₂排出量削減、それから、産業のグローバル化によりまして価格競争とか技術競争等の外因問題があります。それに内包している課題としまして、物流コスト、高度設計技術の自前でできるようなことをやりたいという問題もあります。それと、人材育成・確保、こういう課題を抱えている中で、規制とか競争の生き残り対策を一生懸命、企業は今、模索しているところでございます。物流コストの見直しにつきましては、社外物流とか社内物流とかありますが、これにつきましては、今、工業会とか県北の企業さんたちと一緒に研究会等を

やって、どのような対策をやればいいのかということで、アドバイザー等を工業会そのものが自己負担をしながら、そういうぐあいに頑張っているところがございます。これにつきましては、18年10月から私どもで仲介をしまして、物流の問題に対して研究をしているところであります。成果ももちろん出てきております。

それと、企業が価格競争、技術力の競争に勝つためには、世界のトップレベルの技術でない生き残れない、そういう認識が非常に強いところがございます。販売競争に打ち勝つ製品をつくらないかん。環境とか省エネ対応の高効率の製品をつくらないかん。そのために生産ラインの見直しとか、人員の効率的な配置、そういうところを一生懸命取り組んでいるところです。これにつきましても、自前でどうしてもできないというところももちろんあります。現在、県北のほうで、私ども自治体とか機械技術センター、地元の企業さんと一生懸命協議しているんですが、まず、機械技術センターでは、テクニカルフェローシップということで、自前の門外不出だった技術をほかの企業に、今、若手経営者のほうに伝えようという、そういう努力がなされています。さらにまた、旭化成と中小企業の間で設計の高度化を自前でやらないと地元間の取引ができない、そういうことで、いろんな形で設計技術の地元開発ということで取り組まれているところがございます。

また、人材育成につきましては、今、宮崎大学とか企業、行政と一緒にあって、そういう取り組みをしていかなくちやいけないということでやっているんですけども、今後、地元特有の産業を興していきたい、地域結集型のバイオ産業とかも含めますけれども、新規事業で航空機産業とか、太陽電池等の産業も育てたい、こ

ういう将来的な夢と、それと今まで申し上げたような構造的な問題、これをしっかり取り組んでいかないと、宮崎は全産業が厳しいことになっていくだろうという認識でおります。

○工藤地域産業振興課長 地域産業振興課では、19年度は物産の振興、これが今、全国的にブームなもので、これを積極的に打ってまいりました。それと、北九州方面で自動車産業が伸びておりますので、そっちの仕事をとることで頑張ってもらいました。20年度につきましては、将来の10年後を見越した場合に、ちょうど20歳から60歳の一番食ったり飲んだりする世代が、大体650万人ぐらい減る計算になっております。ということは、熊本、大分から南の九州地区の人口が全部なくなって、あとは余り購買力のない年な人たちがふえるということです。そういうことで、将来を見越しますと、私らのように物を売ったり何かつくったりしているところは、市場が縮小してしまうということなんで、平成20年度は、どうしても今から伸びるであろう東アジア進出への足がかりを仕事で頑張りたいと考えております。

○古賀経営金融課長 経営金融課でございますけれども、340億ほどの大半は金融関係の手当てでございます。先ほど委員がおっしゃられたように、原油高騰とか、ことしは景気が後退局面に来るんじゃないかなろうかというようなことを言われております。また、倒産につきましても、今、高いところで小康状態を保っている状況ですけれども、夏場にかけて拡大するんじゃないかなろうかというふうに非常に厳しい状況にあるということから、先ほど提案させていただいておりますとおり、県の制度資金について大幅な見直しを行いまして、いわゆる産業の血液でございます金融、特に県の制度資金というのは一番

困っている方々のところに行くような資金だと思っておりますので、これがちゃんと回るように、特に制度が大きく変わったわけでございますので、普及、また活用について努力をしたいと思います。

2番目でございますけれども、2番目に大きい事業といたしますのが、商工会、商工会議所に対する補助でございますけれども、これは、それぞれ零細企業の方々に経営ノウハウとか、いろんな支援を行っていくということでございますけれども、これもサポートと同時に、指導員の質の向上、やる気のアップ、こういったものについて、それぞれ団体のほうと相談しながら、一緒に悩んで取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますけれども、貸金業対策でございますが、自己破産の状況で見ますと、18年度も19年度も約1,800前後で変わっておりません。また、自殺も18年度ですけど、360名ほどの中で80名ほどが経済苦で自殺をされていると。先ほど、蓬原委員のほうからも要望がございましたけれども、相談すれば防止できる部分というのは相当ございます。ですから、19年度も相当努力をいたしたつもりでございますけれども、まだまだこのあたりができないと。例えば、相談体制をさらに充実するとかいうようなことで、少しでも自己破産者もしくは自殺者の低減に貢献ができればというふうに思っております。以上でございます。

○外山良治委員 本当にありがとうございました。と申し上げますのは、宮崎県の総生産額、たしか3兆2,000億、そのうち農林水産のほうが約10%、3,200億というところ、この4課が占める総生産額というのは非常に大きいと。ですから、県民というのは、観光・リゾート課が入ります

が、この4課に負うところが大きいと。今、それぞれの課長の説明を聞いて安心をしました。ぜひ、頑張ってくださいと思います。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、議案以外で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で商工政策課、新産業支援課、地域産業振興課、経営金融課の審査を終了いたします。

入れかえのため、5分間、休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時23分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

次に、観光・リゾート課、労働政策課の審査を行います。観光・リゾート課長から順次説明をお願いいたします。

○橋口観光・リゾート課長 観光・リゾート課関係の平成20年度当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の冊子、平成20年度歳出予算説明資料の観光・リゾート課のインデックスのところ、265ページをお開きいただきたいと思います。当課の平成20年度当初予算、11億1,718万8,000円となっております。このうち一般会計は、7億8,687万7,000円となっております。前年度現計予算額と比較いたしますと4,520万2,000円の減、率にして約5.4%の減となっております。また、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計は、401万2,000円となっております。前年度現計予算額と比較しますと20万8,000円の減、率にして4.9%の減となっております。

県営国民宿舎特別会計は、3億2,629万9,000円となっておりまして、前年度現計予算額と比較しますと30万7,000円の増となっております。

267ページをお開きください。まず、一般会計の主な事業につきまして御説明をいたします。

(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費 2億4,020万7,000円でございます。これは、県営国民宿舎特別会計に対する繰出金でございます。

次に、268ページをお開きいただきたいと思っております。(事項) 観光振興費でございます。説明欄3のふるさとツーリズム推進事業325万5,000円ですが、これは、モニターツアーの企画実施に対する支援や、実践者養成講座などによるふるさとツーリズムに携わる人材の育成を行うものでございます。5の宮崎おもてなし日本一実践事業452万9,000円につきましては、後ほど、委員会資料にて御説明をさせていただきます。

(事項) 観光・コンベンション誘致促進事業費でございます。説明欄1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金7,196万4,000円は、財団法人宮崎観光コンベンション協会の運営費の一部を補助するものでございます。2のコンベンション誘致推進事業3,568万7,000円、これは、コンベンション主催者に対します開催経費の一部補助や、開催地決定権を有するキーパーソンの招聘などによりまして、コンベンション誘致を推進するものでございます。

次に、269ページをごらんください。(事項) スポーツランドみやざき推進事業費でございます。説明欄3の㊤スポーツイベント等開催促進事業1,740万円は、本県におけるスポーツイベント等の開催促進と育成を図りますために、スポーツランドみやざき推進協議会を通じ、大会運営に要する経費の一部を助成するものでございま

す。4の㊤スポーツランドみやざき誘致促進事業2,324万8,000円でございますが、これは、大学や社会人等のスポーツ合宿などの誘致促進や、プロスポーツキャンプ等の受け入れにおきまして、地元受け入れ協力会等が行います歓迎・観客サービス事業等を支援するものでございます。5の㊤スポーツランドみやざき受入基盤強化事業1,750万円は、市町村の有するスポーツ施設につきまして、スポーツキャンプ等の誘致のために受け入れ能力の維持や向上を図る目的で、スポーツ施設の改修・改善を行う市町村に対しまして、その経費の一部を支援するものでございます。6の㊤マリンスポーツパラダイスみやざき強化事業603万3,000円、次の(事項) 元気、感動みやざき観光地づくり事業費1,890万円でございますが、後ほど、委員会資料にて説明をさせていただきます。

次に、270ページをお開きいただきたいと思っております。(事項) 国内観光宣伝事業費でございます。説明欄1の長期滞在型観光促進事業1,013万4,000円ですが、シニア層を主たるターゲットとして、長期滞在型の観光ニーズに対応できる受け入れ体制を整備いたしますとともに、その旅行商品化を促進いたしまして、観光客数及び滞在日数の増加を図るものでございます。4の㊤「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業3,883万7,000円と、次の(事項) 国際観光宣伝事業費、この中にも説明欄3に㊤「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業2,828万8,000円、2つございますが、後ほど、委員会資料にて説明をさせていただきます。説明欄7、㊤新みやざき観光イメージ発信事業900万円でございますが、これは、本県の観光資源でございます自然、農林水産業、食、文化、そうした魅力を総合的に情報発信いたしますために、ポスター、パン

フレット、ガイドマップなどのPRツールを新たに作成し、宮崎の認知度の一層の向上を図るものでございます。8の㊟教育旅行誘致強化事業136万5,000円及び次の(事項)国際観光宣伝事業費の説明欄4に㊟教育旅行誘致強化事業122万8,000円ございますが、いずれも、国内また国外からの教育旅行のさらなる誘致を図りますために、市町村や民間との連携のもとで、学校教育で求められております有機農業とか環境学習、マリンスポーツ等を体験するメニューを造成いたしますとともに、積極的なPR活動や、受け入れ対応への支援を行うものでございます。

次に、(事項)共同観光宣伝事業費でございます。説明欄1の広域観光協議会等負担金3,604万3,000円でございますが、これは、広域的な連携によりまして、観光客の誘致促進を図りますために、九州観光推進機構や国際観光振興機構などに対し、負担金を拠出するものでございます。

以上が一般会計でございます。

次に、271ページでございます。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

初めに、(事項)県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費87万9,000円は、施設の維持・補修費などでございます。

次に、(款)公債費313万3,000円でございますが、これは、えびの高原スポーツレクリエーション施設の建設起債の償還金でございます。

次に、273ページをお開きください。県営国民宿舎特別会計でございます。

初めに、(事項)国民宿舎えびの高原荘運営費1,541万円及び(事項)国民宿舎高千穂荘運営費173万4,000円につきましては、施設の維持・補修費などでございます。

次に、(款)公債費3億915万5,000円につきましては、えびの高原荘、高千穂荘の建設起債の償還金でございます。

なお、特別会計につきましては、別途配付の平成20年2月定例県議会提出議案の議案第8号及び議案第9号にもございますけれども、重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

歳出予算の説明は以上でございます。

次に、主な新規・重点事業の概要につきまして、委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

委員会資料の21ページをお開きください。㊟宮崎おもてなし日本一実践事業についてでございます。

この事業は、地域別研修会の開催と、おもてなし向上に資する事業の支援等を行うことによりまして、県民総力戦による宮崎おもてなし日本一の実現を目指すものでございます。

2の事業概要でございますが、おもてなしの重要性についての意識啓発を図りますため、

(1)のおもてなし研修会開催事業といたしまして、観光関係者を対象といたしました研修会を開催し、観光客からの苦情などの事例の紹介、専門家による講義、意見交換等を行うことといたしてございます。また、観光関係者が問題意識を持ち、自分たちの実情に応じた自主的な取り組みを進めていくことが重要でございますので、(2)のおもてなし推進活動支援事業では、おもてなしマニュアルの作成など、観光関係団体などの自主的な取り組みへの支援を行うことといたしております。さらに、観光ガイドボランティアの役割も非常に重要でございますので、(3)に掲げておりますように、ガイドボランティア支援事業では、全県組織でございます「癒

しの国みやざき観光ボランティア協議会」が実施いたします資質向上のための講習会開催などの取り組みに対しまして、支援を行うことといたしているところでございます。

事業費は452万9,000円をお願いいたしております。

次に、22ページをごらんいただきたいと思います。㊤マリンスポーツパラダイスみやざき強化事業でございます。

この事業は、400キロにも及びます本県の海岸線など、本県のすぐれた環境を生かしまして、マリンスポーツを観光資源として磨き上げてまいりますために、受け入れ体制の充実を図るとともに、本県をマリンスポーツのメッカとして県内外に広くPRすることにより、マリンスポーツを核とした観光振興を図るというものでございます。

2の事業概要でございますが、(1)のマリンスポーツ環境整備事業におきましては、マリンスポーツの受け入れ環境の充実を図りますために、市町村が行うマリンスポーツ関連施設、例えばトイレの整備等に対する一部支援を行うものでございます。また、(2)にありますように、安全面の確保やマナー、ルール等の啓発に対する活動に対する支援など、マリンスポーツに係る受け入れ体制の充実、さらには(3)にありますように、サーフィンとかダイビング、こういった体験メニューを組み込んだモニターツアーの実施や旅行商品のセールス等を行うことによりまして、本県のマリンスポーツ環境というのを県内外へ広くPRを行うことといたしております。

事業費は603万3,000円でございます。

次に、23ページでございます。元気、感動みやざき観光地づくり事業についてでございます。

この事業は、近年の観光ニーズの変化や、地域特性等を踏まえた観光戦略計画に基づきまして、地域固有の観光資源を活用したソフト・ハードの事業を一体的に行うことで、地域の観光力を高めようと、そうした公民協働の取り組みを支援することによりまして、地域が主体となった観光地づくりを推進するというものでございます。

具体的には、2の事業概要の(1)にありますますが、外部の知恵を取り入れながら、公民が協働して戦略的な行動計画の策定を行い、その後、(2)にありますように、行動計画に基づいた公民役割を分担しながら事業の展開を図っていくことで、観光地としての魅力を高めていく、そうした市町村に対して支援を行うというものでございます。現在、青島地域、母智丘・関之尾地域、細島地域、綾町、高千穂町の5地域で取り組んでおられますが、事業費は1,890万円ということでございます。

次に、24ページをごらんください。㊤「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業についてでございます。

この事業は、地域や民間の取り組みを活発化させながら、競争力のある宮崎ならではの魅力を創出いたしますとともに、効果的でインパクトのある情報発信を行うことによりまして、旅行目的地としての知名度を向上させ、国内外観光客数の増加を図るというものでございます。

具体的には、2の事業概要にございますように、(1)の国内対策といたしまして、メディアや観光物産展を活用したPR、さらには旅行エージェントへのセールス活動、地域が主体となって取り組む、観光資源を活用した周遊・滞在プランの観光商品化と市場へのセールス活動への支援、県内市町村と連携して観光客の周遊を促

進するための「日本のふるさと宮崎」キャンペーンを行うというものでございます。また、(2)の国外対策といたしまして、韓国、台湾、中国、香港の東アジアの4カ国地域を対象にいたしまして、旅行会社へのセールス活動やキーパーソンの招聘、外国人観光客の県内周遊促進のためのアクセス改善対策等を行おうというものでございます。さらに、(3)の韓国・台湾特別宣伝事業では、定期便が昨年11月に増便されました韓国と、定期便就航が予定されております台湾におきまして、商談会、観光説明会等を実施することといたしております。

事業費は、6,712万5,000円をお願いいたしております。

観光・リゾート課からの説明は以上でございます。

○西労働政策課長 労働政策課の一般会計歳出予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、275ページをお開きください。労働政策課の予算総額は、11億673万6,000円で、平成19年度現計予算額に比べまして2,406万円の減、率にして2.13%の減となっております。

主な事業について御説明いたします。

277ページをお開きください。(事項)高年齢者雇用対策費1,589万9,000円は、シルバー人材センター連合会への支援など、高年齢者の雇用促進に要する経費でございます。説明欄の4の㊦高年齢者就労支援強化事業につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)障がい者雇用対策費673万2,000円でございます。278ページをお開きください。これは、事業所等に対する障がい者雇用に関する普及啓発や職業的自立の支援など、障がい者の雇用の促進に要する経費でございます。

また、(事項)Uターン対策費1,048万2,000円は、ふるさと雇用情報センターの運営や、東京、大阪、福岡で開催いたしますふるさと就職説明会の開催に要する経費であります。

次に、(事項)雇用安定対策費917万7,000円は、公正な採用選考の啓発や家内労働相談員の設置に要する経費であります。

また、(事項)地域雇用対策強化費846万1,000円でございますが、1の㊦地域雇用対策強化事業につきまして、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)若年者・障がい者等就労支援強化事業1億1,145万円でございます。279ページをごらんください。これは、1の県内就職説明会開催事業を初めといたしまして、若年者や障がい者等の就労支援を推進するために要する経費であります。6の㊦就職相談支援センター運営事業及び9の㊦障がい児者就労体験・就職指導相談事業につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

また、(事項)労働福祉事業費3,369万5,000円は、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上等に要する経費であり、教育資金や生活資金等の貸付などを行うものであります。

次に、280ページをお開きください。(事項)認定職業訓練費7,655万8,000円は、認定職業訓練団体が実施します職業訓練に対し助成する経費であります。

(事項)職業能力開発対策費8,173万1,000円は、宮崎県職業能力開発協会が行います技能検定等に対する補助や、各種技能競技大会等への参加などに要する経費であります。

次に、281ページをごらんください。(事項)県立産業技術専門校費3億8,251万5,000円でございますが、これは、本県の中核的スキル労働者の

養成等を行っております県立産業技術専門校の管理運営や委託訓練等に要する経費であります。282ページをお開きください。15の㊦障がい者就職準備基礎講座事業について御説明します。障がい者の職業訓練につきましては、委託訓練等により取り組んでおりますけれども、委託先の企業、就職先の企業等から、もっと基本的なビジネスマナーを就職前、訓練の前にちゃんと習得をさせておいてほしいといった要望がございますところから、障がい者を対象としました基本的なビジネスマナーを習得する講座を実施しまして、早期の就職促進、雇用の定着につなげたいというふうに考えております。

以上が当初の歳出予算の説明であります。

引き続きまして、お手元の常任委員会資料によりまして、主な重点事業について御説明いたします。

委員会資料の25ページをお開きください。まず、㊦高年齢者就労支援強化事業であります。

1の事業目的であります。この事業は、本格的な少子高齢社会を迎える中で、本県経済の活力を維持していくため、経験豊富な高年齢者を有効に活用することが重要であります。そういうことから、シルバー人材センターにおきまして、子育て支援とか介護支援など、高年齢者の多様な就業ニーズにこたえる事業を実施しまして、高年齢者の雇用促進を図るものであります。

2の事業概要であります。この事業は2つの事業で構成しております。まず1つ目の(1)の子育て支援・家事援助促進事業、これは、シルバー人材センター連合会にコーディネーターを2名配置しまして、育児支援に必要な知識等の講座、ホームヘルパー資格取得のための講習を実施するとともに、会員の就業先となり

ます企業の開拓を行っていかうとするものであります。2つ目の(2)のシニア労働力活用事業は、シルバー人材センター連合会にコーディネーター1名を配置しまして、関係機関と連携したワークショップや就労体験事業を実施するとともに、企業退職者等と企業とのマッチング等を行うものであります。

3の事業費であります。全体の2分の1を県が負担することとしておりまして、458万5,000円を予定しております。あと2分の1は国が負担することとなっております。

次に、26ページでございます。㊦地域雇用対策強化事業であります。

1の事業目的にありますように、本県においては、有効求人倍率が全国平均を大きく下回るなど、厳しい雇用情勢が続いております。特に、県北・県南地域はさらに厳しい状況に置かれております。このような中、地域の自立的な取り組みを促しますとともに、地域の特性を生かした決め細かな雇用対策の強化を図るために、この事業を実施するものであります。

2の事業概要ですが、この事業も2つの事業から構成されております。1つ目の(1)地域別雇用対策連絡会議開催事業、これは、県内5つのブロックにおきまして、県、労働局、地元市町村等で構成します連絡会議を設置して、国の事業の活用も含めまして、新たな雇用創出に向けた施策の検討を行いますとともに、雇用の維持安定などについて協議いたしたいと考えております。次に、2つ目の(2)雇用推進員機能強化事業でございます。この雇用推進員4名を労働政策課、各商工労政事務所に配置しまして、企業訪問の拡大によります雇用の掘り起こし、フォローアップ、商工団体との連携によりまして、各種助成事業などの普及啓発を実

施してまいりたいと考えております。

3の事業費は、846万1,000円を予定しております。

次に、27ページであります。㊸就職相談支援センター運営事業であります。

1の事業目的であります。県内における若年者の完全失業率は他の年齢層と比較して高く、フリーター問題など依然として厳しい雇用情勢が続いております。このため、下の米印にありますように、従来実施しております就職相談支援センター設置事業とヤングJOBサポートみやざき機能強化事業を統合しまして、就職相談支援センターを中心に、総合的な就職支援を実施するものであります。

2の事業概要であります。 (1) にありますように、現在、宮崎市と延岡市に設置しております「ヤングJOBサポートみやざき」におきまして、若年者就職相談員により個別カウンセリングや就職関連情報の提供などを行おうとするものであります。それから、(2) にありますように、現行のホームページを全面的にリニューアルしまして、求人情報の提供等に関する機能強化を行うこととしております。

3の事業費は、2,161万7,000円を予定しております。

最後に、28ページをお開きください。㊸障がい児者就労体験・就職指導相談事業であります。

1の事業目的であります。この事業は、これも下の米印にありますけれども、特別支援学校等の高等部2年・3年生を対象として実施しております障がい児就職指導支援相談員設置事業と、中学部から高等部1年生までを対象としましたチャレンジド就労サポート事業を統合しまして、中学部から高等部までの一貫した就労支援等を行うことによりまして、障がい児者の

雇用及び社会的自立を促進するものであります。

2の事業概要であります。障がい児就労支援相談員を延岡南、宮崎、都城の各養護学校に2名ずつ配置しまして、事業所における職業・仕事体験（ぷれジョブ）や、これらを支援しますジョブ・サポーターの育成、研修、企業訪問等による求人開拓などを行うものであります。

3の事業費であります。1,968万円を予定しております。

労働政策課の説明は以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○横田委員長 2課の説明が終わりましたが、ここで委員の皆さん方にお諮りいたします。

本日の委員会日程は4時までというふうになっておりますが、ただいまの2課の審査は引き続きしたほうがよろしいでしょうか、それともあすに回したほうがよろしいでしょうか。

〔「あす」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 では、あすにさせていただきたいと思いますが、全体の委員会日程を考えると、できることならば商工観光労働部、あすの午前中で終わりたいと考えております。そのことに対する御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それと、観光・リゾート課長にお願いですが、先ほど、武井委員のほうから、商工観光労働部全体の職員の海外出張の人数とか場所とか目的とかの資料要求がありましたので、観光・リゾート課もあわせてお願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会を終わらせていただきます。

午後3時53分散会

平成20年 3月12日 (水曜日)

県立産業技術専門校長

坂口正紀

午前10時1分再開

出席委員 (8人)

委員 長	横田 照夫
副委員 長	田口 雄二
委員	坂元 裕一
委員	蓬原 正三
委員	濱砂 守
委員	萩原 耕三
委員	外山 良治
委員	武井 俊輔

欠席委員 (1人)

委員	水間 篤典
----	-------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高山 幹男
商工観光労働部次長 (商工担当)	河野 富二喜
商工観光労働部次長 (観光・労働担当)	後藤 厚一
部参事兼商工政策課長	内戸保 博秋
新産業支援課長	矢野 好孝
企業立地対策監	森 幸男
新産業支援課副参事	藤野 秀策
地域産業振興課長	工藤 良長
経営金融課長	古賀 孝士
観光・リゾート課長	橋口 貴至
労働政策課長	西 盾夫
地域雇用対策監	金丸 裕一
工業技術センター所長	河野 雄三
食品開発センター所長	青山 好文

県土整備部

県土整備部長	野口 宏一
県土整備部次長 (総括)	濱砂 公一
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	山田 康夫
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	江川 雅俊
高速道対策局長	岡田 義美
管理課長	持原 道雄
用地対策課長	小野 健一
部参事兼技術検査課長	児玉 幸二
道路建設課長	荒川 孝成
道路保全課長	東 康雄
河川課長	児玉 宏紀
ダム対策監	小城 文男
砂防課長	桑畑 則幸
港湾課長	竹内 広介
空港・ポート セールス対策監	立脇 政利
都市計画課長	河野 大樹
公園下水道課長	富高 康夫
建築住宅課長	藤原 憲一
営繕課長	藤山 登
高速道対策局次長	渡邊 純教

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉 直樹
議事課主任主事	古谷 信人

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず最初に、昨日、武井委員から要求がありました国外出張についての資料をお手元に配付してありますので、御確認ください。

○内栞保商工政策課長 昨日、萩原委員から御質問ございました組織関係についての私の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。観光・リゾート課のロケ・コンベンションの担当業務のうち、コンベンション誘致の業務につきましては、昨日は観光推進課の総務計画担当が所管をすると申し上げましたけれども、ロケ誘致業務と同じく、企画振興担当が所管をいたしますので、訂正をさせていただきます。

○横田委員長 それでは、昨日に引き続き、商工観光労働部の観光・リゾート課及び労働政策課の審査を行います。昨日説明がありました議案についての質疑がありましたら、お受けいたします。

○坂元委員 まず、みやざき観光コンベンション協会なるものの存在理由というのは何ですか。

○橋口観光・リゾート課長 県と協会との役割分担というものにもかかわってくると思いますけれども、県のほうでは、行政の立場から県全体の観光、コンベンション、スポーツの県内での振興を図っていくということで進めておるわけでございますけれども、協会につきましては、協会は民間団体、賛助会員から構成されておりますことから、そういった民間団体と県と緊密な関係を図りながら、県の策定しました計画のもとで、行政の枠に縛られない民間独自の機動力、ノウハウを発揮しながら、最前線で事業を展開していただいていると、そういったところで大きな役割を担っていただいているというふうに考えておるところでございます。

○坂元委員 県からの派遣職員はいないということになりますか。

○橋口観光・リゾート課長 当然、県との密接な業務との関連もございますので、そういった意味で県にも派遣要請が参っておりますので、

県からも職員を派遣しております。

○坂元委員 何名。

○橋口観光・リゾート課長 県職員がOBを含めまして7名ということでございます。

○坂元委員 OBを含めまして7名。現職は。

○橋口観光・リゾート課長 県から派遣しておりますのは、OB1名と事務局以下の職員の6名でございます。

○坂元委員 OBを派遣する制度というのはあるんですか。どういう身分で、OBを再び任用して派遣されておるんですか。

○橋口観光・リゾート課長 実質的には、県は現職だけしか派遣できませんので、それは引き続き協会側で任用されているというふうなことでございます。

○坂元委員 つまり、県で雇用している職員は6名ということですか。

○橋口観光・リゾート課長 そういうことでございます。

○坂元委員 ということになると、コンベンション協会というのは官になるんですか、民になるんですか。

○橋口観光・リゾート課長 公益法人ということでございます。

○坂元委員 官になるの、民になるの。

○橋口観光・リゾート課長 民でございます。

○坂元委員 民に県費の派遣職員がいるということですね。「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業、行政と民間が一体となった誘致宣伝活動によりというのは、民であるコンベンション協会が民で、官は県当局だということですか。

○橋口観光・リゾート課長 官といいますか、要するに行政ということで、県ということでございます。

○坂元委員 だから、「日本のふるさと宮崎」誘

客活性化事業で言う行政と民間が一体となったという、民というのはコンベンション協会の民だということですね。

○橋口観光・リゾート課長 そういことです。

○坂元委員 しかし、コンベンション協会は組織的には官と民が一体となっておる団体ですね。それで、運営費の補助金が7,196万4,000円ありますが、きのうの説明では運営費の一部というふうに言われました。一部ということは運営費の何%ということですか。

○橋口観光・リゾート課長 まず、コンベンション協会の成り立ちは、もともとは社団法人と財団法人、それにスポーツランドみやざき推進協議会、この3つが過去、15年度までであったわけですが、これを一つの民法上の財団法人というふうなことで設立されました。それが16年4月からスタートしてきている。そういった意味で民ということで申し上げているんですけれども、それで、県のほうからコンベンション協会に補助をしている、これは補助金とか委託料とか負担金とかさまざまございますけれども、これを合計いたしますと、19年度が2億4,000万ほどございました。これが協会全体の収入、これは19年度の協会自体の当初予算でありますけれども、約3億5,500万ということで、約67%が補助金、委託料、負担金によって賄われているというふうなことでございます。なお、20年度の県の予算では2億1,600万円余なんですけれども、これがどれだけの構成比を占めるかということは、向こうの予算がまだ出されていないので、わかりません。

○蓬原委員 観光コンベンション、6名、事務局職員を派遣していますね。この給与費、職員費というのはこちらの一般会計から出ているんですか。それとも補助金を流した観光コンベン

ション協会のほうで——6名の職員の給与等、職員費の支払いは、こちらの本課のほうの費用として支払われているのか、観光コンベンションに出向という形で向こうで支払われているのか。

○橋口観光・リゾート課長 これについては、県のほうで補助ということでその人件費相当は補助をいたしております。

○蓬原委員 ということは、一般会計からの支出ではなくて、協会に人件費分を補助して、向こうで支払われているということ、その6名の方の身分の取り扱いはどうなっているんですか。

○橋口観光・リゾート課長 県として協会にその相当分を補助いたしまして、それが協会からその御本人には支払われているということでございます。

○坂元委員 けさ、NHKでえびの高原宿舎が出ていましたが、このコンベンション協会は事業仕分け委員会に出されたんですか。

○橋口観光・リゾート課長 今回、事業仕分け委員会でテーマになりましたのが、それぞれの事業でございまして、協会自体についての議論はございませんでした。

○坂元委員 いろいろ問題になった刊行物があるんですね。御存じですか。コンベンション協会の立場というものの範囲というのか、裁量権というのが非常に幅広く許されているんだなというふうなことを思うんですが、ただ、そういうような事業の中である程度、客観的に見て中立性に欠けるような内容というのがあった場合に、県の指導がどういうふうに及ぶのかどうかわかりませんが、この議論はコンベンション協会のやり方でしょうから、そっちのほうにあると思うんですが、コンベンション協会の責任者は今、だれですか。

○橋口観光・リゾート課長 コンベンション協

会の最終責任者は会長がおります。

○坂元委員 会長はだれですか。

○橋口観光・リゾート課長 商工会議所会頭の中島さんです。

○坂元委員 酒泉の杜の……。

それは別途また協議しますが、マリンスポーツパラダイス、宮崎県はあれだけ海洋性に富んでいるところなのに、何かしら海釣りができる施設というのがないんですね。私は日南の市役所に、「釣り用のいかだでもつくったもんじゃ。釣り桟橋でもつくったらどうか」と言うんだけど、なかなかやらないんですが、漁業権との兼ね合いがあるのかもしれない。一方で、カジキのトロリング国際大会をやろうとしたら、県の漁連は賛成だったんだけど、単協が反対してきたと。そういうふうに国際的な大会でもやりたいという希望者がおるんですが、それについてはこのパラダイスには入っていないんですか。

○橋口観光・リゾート課長 このマリンスポーツパラダイス、改善事業で20年度に実施しようとしておりますものは、今のところの想定として考えておりますのは、最近、急激に全国的にも知られるようになりましたサーフィンとか、そういったものを前提としたマリンスポーツのトイレであるとか、そういったものの設置ができればなというふうなことで予算化をさせていただいているところでございます。

○坂元委員 そうなんですね。新しく強化される事業だけど、結局はサーファーたちのトイレをちゃんと整備するというぐらいのことでしょう。だから、広義の意味のマリンスポーツという取り組みとしては考えていないということですか。

○橋口観光・リゾート課長 先ほどのトロリー

ング、そういったものも、これからいろんな広がりが出てくる、そういった動きも始まっていることは承知しております。ただ、あの場合は、なかなか難しいのは、先ほど委員のほうのお話にもございましたように、地元漁協との調整というのが非常に難しいというふうなこともございまして、そこは地元で御了解いただけるようなものでないと、我々としてはなかなか推進しにくいという部分はございます、現実のところですね。今のところは、こういったマリンスポーツの、例えばダイビングであるとかサーフィンであるとか、そういったところからまずスタートしていこうというふうなことで考えているところでございます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 質問させていただきます。まず、268ページからいきたいと思うんですが、観光振興費、いろいろ出ているんですが、去年の補正の中で、知事の肝いりでできた観光塾とかいうのがあったんですけれども、ことしはそれはないようなんですけれども、あれについてはもう使命を終えたという理解でよろしいということでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 一応、19年度で実施しました観光塾、これにつきましては、単年度事業ということで予算化されていたものでございまして、おっしゃいますように、これまた一つの大きな成果を上げて、いろんな形で、やる気を持った人たちがいろいろとそれに磨きをかけていただいたという意味で大きな意義があったと思っております。事業としては終わっているわけですが、これを何らかの形でつないでいく方法はないのかなというようなことでは考えておりまして、その中に人材育成の「おもてなし日本一」であるとか、可能な限り

そのあたりの人材育成というのを引き継ぐ形でやっていければなというふうなことで考えておりますけれども、個別にそのことを延長してやることは今のところは考えておりません。いろんな形で、また工夫しながら、そういった人たちを生かしていくような方策を、あるいは活用しながら、そのほかの人材育成の事業につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、観光情報活動事業費というのがございます。これの中にインターネットによる観光関連情報発信事業というのがありますが、これ、今、観光協会が「旬ナビ」というホームページをやっていると思うんですが、この「旬ナビ」については、観光コンベンション協会がやっているわけですから、観光コンベンション協会の経費、つまり県で言うところの補助金の中で既に運営されているという理解でいいかと思うんですが、これ、改めてまた100万以上の経費をつけているんですが、具体的にどういったものに対して発信事業を行うということでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 これは、「旬ナビ」の情報をどんどん更新していく、そういう経費に充てるというふうなことでございます。

○武井委員 ということは、県の観光ホームページである「旬ナビ」の運営経費というものは本課が持っていて、観光コンベンション協会が持っているものではないということでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 ホームページのサーバー自体の維持更新、サーバーを持っている部分についてのメンテの経費、これがここで予算化している分でございます。「旬ナビ」自体

の内容の更新については、観光コンベンション協会のほうで実施していただいているということでございます。

○武井委員 ということは、つまり、内容自体は観光コンベンション協会が更新をしているんですけれども、いわゆるサーバーとか、私なんかもホームページを持っていますけど、そういったハードの維持費というものは県が持っていて、その経費がこれだけ上がっているという理解でよろしいですか。

○橋口観光・リゾート課長 そのとおりでございます。

○武井委員 128万ということは、月にすれば大体10万ぐらいになるんですけれども、私たちが議員でもそれぞれホームページを持っていたりもしますが、私のでせいぜい6,000円ぐらいなんですけれども、月に10万というのは、あのページの規模からしたらいささか高いような気がするんですけれども、この辺が入札等はちゃんと行われた結果としてこういうふうになっているんでしょうか。ちょっと割高感を感じるんですが。

○橋口観光・リゾート課長 その経緯については調べさせていただきますので、時間をいただきたいと思います。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。スポーツランドです。私、代表質問でも会派のほうで挙げさせていただいたんですが、巨人軍の問題が非常に今、出ているかと思うんですが、特に、ことし、それについて予算的なものを含めて、こういうことを巨人に対してアプローチしていきたいとか、心がけていきたいとか、その辺があれば教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 19年度で50年の記

念事業ということを実施したわけでございますけれども、さらに今後、ことしも50周年に当たってくるわけでございますので、そのあたりについての予算措置を100万円ほど予定しているところでございます。

○武井委員 その100万円は、例えば、具体的にどういったものをやりたいとか、どういったものに使いたいとかいうのがありますか。

○橋口観光・リゾート課長 まだ特別この内容を確定はいたしておりません。いろんな地元の市との協議もまた必要になってこようかと思えますけれども、いろんなスペシャルゲームとか、そういったものの盛り上げに使っていこうというふうなことが基本になるのではないかというふうには考えております。

○武井委員 わかりました。できるだけ早急に決めていただいて、対応していただくようお願いします。

次に移ります。「ほほえみの花の国みやざきづくり」推進事業、フラワーフェスタの関係についてお伺いをいたします。運営経費はこれを出しているんですが、例えば、花の女王の選定等に係る経費というのは、この中でどれぐらいかかっているかお願いします。

○橋口観光・リゾート課長 選定には、募集から、一次選考会、二次選考会とやるわけですが、これにつきましては、選考会をやる中でいろんなフラワーフェスタの盛り上げ、機運の醸成にもかかわってくることでございますので、そういった意味で選定の委託費として210万円をかけているということでございます。

○武井委員 選出、その後の当然いろんなことでの人件費とかもまた別にかかってくる中で、選出だけで200万と、確かに、盛り上がりというのはわからなくはないんですが、結構かかると

は思うんです。花の女王というのは続けていけないものなんでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 いろいろな御意見はあるかもしれませんが、現時点では花の女王がいろんなところで活動をいただいて、県外にも行っているようなPR活動をしていただいておりますので、そういった意味では、このまま来年度も続けるというふうに考えておるところでございます。

○武井委員 3人必要ですか。

○橋口観光・リゾート課長 それについても、現在でも3人というのは必要であるというふうなことで予算化をさせていただいております。

○武井委員 わかりました。今後とも、あり方は継続して見直していただければと思います。

次に移ります。270ページ、観光宣伝事業費についてお伺いをいたします。リーフレット368万円とあるんですが、前のほうを見てもいろいろリーフレットみたいなものをつくります。例えば、観光情報活動事業費なんかでもポスター等負担金だのいろいろと書いてあるんですが、実際に368万という予算で大体何種類のものを、どれぐらいつくりたいとか、細かいところは結構ですが、どういう積算に基づいてこの金額になっているのかお願いします。

○橋口観光・リゾート課長 パンフレット、リーフレット等の作成費でございますけれども、県内のさまざまな観光地情報、こういうのをイベント等で配布するわけですが、作成いたしますものとしたしましては、外国語表記のパンフレットとか、あるいは総合パンフレット、観光ガイドマップ、トラベルガイド、こういったものを作成していくというふうなことで考えております。

○武井委員 もちろん時々によっていろいろ表示の中身も変わっていくので、ある程度やりかえていくのは仕方がないと思うんです。きょう、持ってくればよかったんですけども、年号とか年とかが入っているもので1年しか使えないようなものというのも中には結構あるんですね。その辺を見直して、例えば2年使えるものとかもいっぱいあると思うんですが、ちゃんと長期間、なくなるまで使えるような工夫というのはもっとしていかれてしかるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 私どもも大変厳しい財政状況の中で、しっかりとした観光PRを少ない経費でやっていこうとするためには、そういった工夫を重ねながら作成していくということが大切だと思います。そういった意味で、そういった点も十分留意しながら作成に当たりたいというふうに考えているところでございます。

○武井委員 最後にしますが、議会の中でも多くの議員から出ていました、例の県庁の観光案内のボランティアの件というのがいろいろと出ていたと思うんですが、ことし、それに向けて、例えばそういう者を育成するとか、トレーニングするとかということがあるのか、また、もしあれば、それについての予算措置があるのかお願いします。

○橋口観光・リゾート課長 これにつきましては、最初の商工建設常任委員会ではなかったかと思っておりますけれども、県庁ツアーが始まったころにいろいろと御意見を賜った記憶をしておりますけれども、4月にスタートして以降、いろんな受け入れをしていきます中で、職員に対する負担というものがいろいろと出てまいりまして、ボランティアの導入を含めまして、いろいろ

と内部でも検討をいたしたところでございます。そういう中で、5月から、非常勤職員の1名で内部の受付業務をやっておりますし、それから案内業務については、7月から非常勤職員を中心にして実施しているところでございます。何分、今は県庁見学というのは旅行会社がツアーを造成していく際の重要なポイントというふうなことになってまいっております、常に一定レベルの案内はしていく必要があると。それから、ツアーの申請から案内まで、いろんな電話対応もございまして、特に駐車場のほうは他の所管課がありますけれども、そちらとの調整とか、あるいは秘書広報との調整とか、そういった連携も生じてくる、そういったものなど、あるいはその日になっていろいろとツアーの人たちの到着時間の変更される、こういったことなどもございまして、案内についても非常勤職員と課の職員、そういった者を入れてやっていこうというふうなことで対応してきているところでございます。

○武井委員 この問題で終わりにしますが、現実に見ていまして、けさなんかも、やっぱり正職員の人が案内をしているんですね。委員会並びに議会でもずっとこの話は出てきたと思うんですが、では、実際の案内の中で職員と非常勤職員の割合みたいなものというのは、大体何割ぐらい非常勤職員がやっているかというのはあるんですか。

○橋口観光・リゾート課長 県外の団体ツアー案内をさせていただいているわけですが、7月の非常勤職員を導入してからは全体の65%が非常勤職員、そのほかの部分観光・リゾート課職員と部内の各課職員で手分けしてやっているというふうなことでございます。特に、ことしの1月から2月までの状況で見ますと、

7割以上が非常勤職員で対応というふうなことでございます。

○武井委員 これができるだけ早い段階で100%になるように、中には結構カリスマで出た方もいますから、リクエストなんていうのもあるのかもしれないんですが、本来の業務ということに、原点に立ち戻らないといけないと思いますので、それについては今後、それが100%になるように、鋭意努力をしていただければと思っております。

○横田委員長 先ほどの「旬ナビ」の件はわかりましたか。

○橋口観光・リゾート課長 「旬ナビ」のホームページの更新料あるいはサーバーの維持費も含めて87万6,000円、それからパソコンのリース料が36万2,000円ということで、合わせて123万8,000円となっております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 観光についてなんですけど、いろいろやっていただいているようですけれども、私も宮崎の中のローカルにいる人間からしますと、ここでいろいろやっておられることというのは、どうしても宮崎中心だよねという気が正直します。それで、概念として結構なんですけど、観光ということを政策上実施するに当たり、高千穂とか——高千穂は非常に有名な観光地ですけれども、考え方として、県西、県南とか、県央以外でどういうところにスポットを当ててやろうとしておられるのか、その基本的なところをお聞きしたい。

○橋口観光・リゾート課長 県の観光の浮揚というのは宮崎近辺だけでできるとは私どもも全く思っていませんで、県全体として、バランスよく、地域、地域がその地域の魅力というのをしっかりと発信できるようになっていく、そう

いう観光地づくりというのが求められていると。それでまた我々の施策が地域にも幅広く還元されていくというふうに基本的には考えております。現在、元気、感動みやざき観光地づくり事業ということで、委員会資料の23ページにも掲げておりますけれども、それぞれの地域が意欲を持って、これからの観光地づくりをやっていくというふうなところには、そうしたフォローを県としてもやっていきたいということで実施している、これが宮崎市の青島地域であったり、母智丘・関之尾地域であったり、細島地域であったり、綾とか高千穂とか、そういったところでそういう取り組みがなされておりますので、その背中をまた押していこうというふうなことがございますし、また、今度新規事業で挙げております宮崎おもてなし日本一実践事業、こういう中でも県内各地域でおもてなしについての専門家による講義なんかもやりながら、そこで意見交換しながら、お互いで自分たちがどうしたら観光地づくりができるのか、そういったところの意識の啓発と言ったら何ですけれども、そういったものも図っていこうというふうに思っておりますし、その地域で何らかのマニュアルをつくったり、おもてなしの食を開発しようとか、そういったものにも一定の支援ができるような形で、そういうことが県内全域で広がっていくことを目指して、いろんな施策を展開しているところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

268ページ、ふるさとツーリズム推進事業、これまでやってこられたわけですが、これまでの経過にどういう評価をして、ことしはどのようなことを具体的にやろうとされているのか、お知らせください。

○橋口観光・リゾート課長 農林水産業の体験

とか、そういったものを通じたものを全体として「ふるさとツーリズム」と呼んでおりますけれども、これまでもいろんな形で、その担い手とか案内人、そういった方々を育成してきたりしていたわけですが、いよいよそれをツーリズムとして商品化できるような形にもっともっと前進させていきたいというふうなことで、この事業を仕組んでいるところでございます。

○蓬原委員 具体的にこういうことという、例えば、こことかというんじゃなくて、ソフト事業みたいなことですかね。

○橋口観光・リゾート課長 モニターツアーにつきましても、これは地域を限定してどこでやるということではございません。地域でこういったのをモニターツアーでやりたいというところには、そこはしっかりとフォローしていくというふうなことでございまして、特に、ことしの重点事業であります中山間地域の対策といたしまして、そういったところについては、通常の補助率が2分の1というところを、3分の2までかさ上げしてそこを支援していこうというふうなことで考えているところでございます。

○蓬原委員 みやざき観光コンベンション協会、会計の決算等についての報告といたしますか、これはどこでどういうふうに、当然、一般会計が行っておるわけですから、監査委員も2人いらっしゃるんですが、監査の対象になっているのかということと、この会計の報告というのは、当然、我々、一般会計のほうで審査をやるわけですから、その補助先でありますので、当然、我々はそこまで議論をする義務もあるだろうというふうに思うわけですが、どういうふうな形での報告になっておるんですか。あるいはチェック体制はどうなっているのか。

○橋口観光・リゾート課長 コンベンション協会につきましては、県からの補助金等を受けておりますので、県の委員監査を受けているところでございます。それから、決算等につきましては、理事会で報告されて、それが承認されるというふうなことでございます。

○蓬原委員 ここ近年、監査事務局の監査を受けた実績というのは、おわかりになりますか。

○橋口観光・リゾート課長 毎年受けております。

○蓬原委員 毎年。

○橋口観光・リゾート課長 はい。

○蓬原委員 私は3年前ですか、監査をしていましたが、ここに行った覚えはないんですね。手分けしてはいますが、監査委員4名おりますけれども、私は行っていません。しかし、大体2人体制で行っていますから、確率は5割のはずなんですけど、間違いはないですか。

○橋口観光・リゾート課長 毎年監査はいただいておりますが、委員監査は1名でお見えいただいていると思います。

○蓬原委員 わかりました。

○橋口観光・リゾート課長 事務局監査は当然でございますけど。

○蓬原委員 基本的には2人で行くんですが、手分けして1人で行く場合もありますから、了解しました。

コンベンション協会の決算は去年の分が出ているのかどうか、あるいはおととしの分かかわりませんが、それは我々に、この委員会に資料として提出はできるわけですね。

○橋口観光・リゾート課長 まだまとまっていますけれども、まとまればまた……。ホームページでも決算については掲載しているというところでございます。

○蓬原委員 ほかの外郭、例えば物産振興センターだとか雇用開発協会等々、補助事業等の補助金を出しているところがあるようですので、その総体的なことを総括の中で聞こうかと思っていましたけれども、また後でお願いしたいと思えます。

マリンスポーツについて、坂元委員からも話がありましたが、宮崎というところはフィッシングの愛好家から見ると非常にいいところであるというような都市部の人からの評価をよく耳にするところですが、マリンスポーツパラダイスみやざきということですが、このフィッシングということについて何かこれから売り出すみたいな計画はこの強化事業の中で、先ほども答弁はありましたけれども、どうなんでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 非常に可能性のあるスポーツといたしますか、レジャーだと思いますけれども、県のほうも限られた予算の中で重点化してやらせていただくということで、今のところ、少なくとも20年度の予算では反映できなかったところがございます。

○蓬原委員 あと一点、269ページ、観光案内板整備事業というのがあります。ずっと昔、松形知事時代にも質問をして、そのとき、ぜひやりましょうという答弁をいただいたように思っておりますが、韓国の方、台湾の方、それにヨーロッパのほうからも徐々にふえる傾向にはなっていくと思うんですが、いわゆる外国語表記の観光案内板、一時期ちょっと目にしましたけれども、その後余り目立たないような気がしておりますが、外国語表記の観光案内板の整備というのはどういう状況か、ことしはどのようなふうにお考えなんでしょうか。考えておられるんでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 県内に主要な観光

地とか、県境とか、そういった要所に43基ほど設置しているわけでございますけれども、年々、それ自体の風化もございますので、大体5年に1回ぐらいのペースで情報を更新するような形で進めるということで今、実施しているところでございます。そういった意味で予算としては230万、案内板整備事業としては210万ですけども、5年に1回のペースでやっていこうというふうなことで実施しているものでございます。

○横田委員長 そのほか、ございませんか。

○萩原委員 268ページ、コンベンション誘致推進事業、先ほど、ロケのほうは新しく組織改正では企画振興が担当するということですが、このコンベンション誘致推進事業の中にロケは入っておるんですか、3,568万。コンベンションだけですか。具体的にどの程度入っているのか。

○橋口観光・リゾート課長 これはコンベンション誘致のほうでございまして、ロケは入っておりません。

○萩原委員 そうすると、ロケはどれぐらいの予算がどこに書いてあるんですか。

○橋口観光・リゾート課長 270ページのほうになります、(事項)国内観光宣伝事業費の説明の5、「宮崎フィルム・コミッション」運営事業、こういったところで。

○萩原委員 一つ提案ですけど、いつまで県庁ツアーがあるのかわかりませんが、県庁をずっと見ておると、この前、広島の人だったか、宮崎県の観光案内板をここに書いていただくありがたいんですけどというような話があったんですよ。ついでに宮崎県の生い立ち、小藩分立とか、鹿児島だったら島津藩とかありますが、宮崎県のたくさんの小藩が一緒になって宮崎県ができたという生い立ちの能書きを書いたのと、

観光案内の写真の観光案内板があればいいかなと言う人がおったんですよ。「いつまで続くでしょうかね」ということで流しておったんですけど、考えてみればそうですね、来て何もありませんよ。だから、観光案内板があるといいかなとは思いますが、これは提案ですが。

○橋口観光・リゾート課長 県庁本館の外にはないんですけど、中に入れたら右手に観光案内板を置いてございます。

○萩原委員 何かパネルみたいな。

○橋口観光・リゾート課長 そうです。

沿革とかこれまでの歴史についての御提言でございますけど、そこあたりはまた、スペースの関係等もございますので、関係課とまたいろいろと……。

○萩原委員 余り逃げる方向に考えないで、前に進む方向を考えて。

○蓬原委員 労働政策課、若者の雇用ということについていろいろやっていただいております。ところが現実には、若者がかなり就職できずに、学校は卒業したけれどもということで、フリーターの一步手前みたいなところで悩んでいる若者が結構いるわけですよ。例えば、国の機関のハローワークとかありますね。一般的にはここがよく知られています。県としては、どこにどうやって相談に行けばいいかというのが非常にわかりづらい。私の質問は、例えば、若者が1人いたとします。就職したいという希望を持っている、どこにどうやって相談に行けばいいかということを知りやすく教えていただきたいんです。

○金丸地域雇用対策監 県におきましては、就職活動に悩む者に対しましては、カーリーノ宮崎の8階に「ヤングJOBサポートみやざき」というのを設置しておりまして、今年度の新規事

業で「延岡サテライト」を8月に開設したところでございますが、そこを中心に支援をしております。都城と日南につきましては、月に1回、出張相談という形でカウンセリングには行っておりますけれども、ホームページもありますので、今、いろんな事業をやっているからだったものですから、今年度から体系づけて、就職の意識を持つという段階から、実際の就職活動、それから就職して定着支援といいますか、そういったところをカーリーノにあります「ヤングJOB」を中心にやっておりますので、そこで一体的に一元化してやっているということでございます。

○蓬原委員 聞けばなるほどなと思うんですけど、おっしゃるように体系化していただいて、入り口が複数というか、1カ所行けばそこからぱっと広がるような形が、また身近にないとなかなか相談しづらい。私も議員をしておりますが、どこに行けばいいのかなということなんです。だから、一般の人はもっとわかりづらいただろうなというふうに思いますから、そのあたりのPRも含めて、若い人で就職したい人、ハローワークとは別に県ではここに相談してくださいみたいなことをもっとPRをうまくしていただいたほうが、若者の失業者といえますか、フリーターみたいな人たちをなくすことに私はつながるだろうなというふうに思いますので、PRも含めて、そこあたり、力を入れていただくように、何か希望になりましたけど、ことしの政策の中で強力な展開をお願いしたいというふうに思います。

○金丸地域雇用対策監 これまで余り学校に行っていなかったんですけど、例えば高校卒業予定者で内定者に対する研修会だとか、とにかく大学だとか専門学校だとか、そういったところ

に今年度から出かけて行くようにしましたので、この辺をもうちょっと強化して、今、我々はフリーターになった人の治療をしているんですが、新たなフリーターを出さないというところをもっと強く、だから医療じゃありませんけど、治療から予防へというような形で取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

○武井委員 コンベンション協会の件が少し出ていましたので、1点だけ御質問したいと思うんですが、スポーツランドなんかでも、実際は県の予算として上がっていますが、観光コンベンション協会に丸投げといいますか、実質的には、そこにそのまま事業経費等を含めて出して、実際は観光コンベンション協会がやっているというようなものも、この補助金以外に事業の中でもあると思うんですが、実際は今、県の挙っている事業の中で、基本的には観光コンベンション協会がやっているものというのが、どれがそれに該当するのかというのを教えていただきたいんですが。

○橋口観光・リゾート課長 まず、観光コンベンション協会に対して、スポーツランド関係で予算を支出しておりますけれども、コンベンション協会のほうでもスポーツランドの推進員についての事業をやっているわけでございますが、県のほうではプロ野球等のプロスポーツを中心に、コンベンション協会ではアマチュアスポーツを中心に、そういった大きな区分けではやっておるわけでございます。ただ、先ほどコンベンション協会の成り立ちの中でも御説明いたしましたけれども、スポーツランド推進協議会という、県と民間団体が入って県全体で盛り上げていくという意味での協議会を設置しております、そちらのほうとの関係もございまして、県の観光・リゾート課のほうとコンベンション

協会とが一緒になってやっているというのが実際でございます。

○武井委員 もちろん、一体化してやるべきところもあるのはわかるんですが、今、少し課長からお話が出ました、スポーツランド推進事業費が6,556万8,000円あるんですが、中にいろいろ6つぐらい書いてありますけど、この中で観光コンベンション協会にお金も含めて投げられて、観光コンベンション協会がお金を差配して実際に使っているものというのは、この6,500万円のうち幾ら分ぐらいになりますか。

○橋口観光・リゾート課長 スポーツランドの関係で協会に事業費として出しているものでございますけれども、20年度予算では4,161万1,000円ということでございます。

○武井委員 ということは、去年とことしと一概に比較できないところはあるんですが、平たく言いますと、ずれはあると思うんですが、6,500万のうち4,100万は協会のほうに支出をしているということになるんですね。今の話を聞いても、結局は補助経費以外にも、事業費の中でも非常に多くのお金を協会が使っているということで、そういった意味で協会と本課の線引きみたいなもの、もちろん、共同でやらなければいけないのはわかるんですが、その辺をこれを見ただけでも非常に不明確ですので、その辺も少しわかるようにこれからはしていただければと思っております。

教育旅行についてお伺いしたいんですが、教育旅行が国内と海外でそれぞれで上がっているんですけれども、2つにそれぞれ同じような金額で分かれているんですが、例えば、一緒にして効率的にやるとか、その辺はできなかったんでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 これにつきまして

は、国内対策、国外対策それぞれで予算案を計上しているわけですが、これについては、やはり国内対策分についてはターゲットは国内でございますので、国内対策は国内対策、国外分については国外に出ていったときのセールスというふうなことで、一応、予算上の仕分けはそういうことで分けておるわけですが、いずれにいたしましても、20年度におきましては、やはり国内対策、国外対策、いずれもそうですが、これからの自然、環境、文化、こういったものの体験要素を組み込んだメニューづくり、プランづくりを進めていきたいというふうに思っております。また、国外対策につきましては、韓国とか中国、これまでいろいろと取り組んでおりますけれども、台湾もこれから定期路線ができますので、そういったものも見据えながら、誘致活動をまた強めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○武井委員 同じく270ページなんですけど、広域観光協議会等負担金3,600万上がっているんですけど、日本観光協会とか九州観光推進機構とか、そういったものの負担金だと思うんですけど、非常に額が大きいように思うんですけど、細かいところは結構ですから、上位3つぐらいはどこに幾ら負担しているのか、お願いします。

○橋口観光・リゾート課長 一番大きいのは九州観光推進機構、これは九州7県の官民で組織しているものでございますが、3,207万3,000円ということでございます。それから、南九州3県、鹿児島、熊本と一緒に取り組んでおります南九州広域観光ルート連絡協議会が200万円でございます。さらに、国際観光振興機構が74万円というふうなことでございます。

○武井委員 大部分が九観機構だということなんですけど、ここ、人も出していますし、今、J

Rの会長さんがトップをされているということで、私なんかが見ても、西側のほうに新幹線ができる関係もあって、非常にPRが多いんじゃないかなという感じもいたしますので、その辺は、費用対効果を見て、また下げられるのであれば下げる、宮崎県、人も出しているわけですから、割り当てだからということではなく、費用対効果を今後も見ていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○坂元委員 この間、飢肥のそば屋に行ったら、速報観光何とかという小冊子が置いてあったんですが、あれはスカイネットあたりでも入っているけど、あれは無料で配布されているということですね。コンベンション協会が出している、鉾脈社に委託されておる……。

○橋口観光・リゾート課長 無料で配布しています。

○坂元委員 鉾脈社の制作費も無料ですか。

○橋口観光・リゾート課長 これについては、県のほうが250万8,000円年間で補助しております。

○坂元委員 つまり、大都市あたりに行くと、地下鉄の通路なんかにはいっぱい情報誌がとってくださいと置いてあって、求人情報誌なんかもいっぱいあるけれども、あれを見るとほとんどコマーシャル、広告みたいなもので、逆に自主制作させて、そこの中に載っている人たちから広告料を取れば金は要らないと思うんですけど、どうですか。

○橋口観光・リゾート課長 いろいろフリーペーパーが出ているじゃないのというふうなことで、不要じゃないかという御質問かなと思いますけれども。

○坂元委員 そういうことは言っていない。ただ、予算を減額修正しろという意見があった

ものですから、何ぼかかっているのかということを知りたいと思ったんですが、聞かないうちに済んだんですけど、タウン情報誌みたいに商業料を取って、無償でつくらせて配ったらどうなのかと思ったから聞いたんです。

○橋口観光・リゾート課長 いろんなフリーペーパーなんかも出ているわけですけども、県の「速報観光みやぎ」、これは年間ずっとごらんいただきますと、本県の中心部、人口集中した都市部だけではなくて、今回は北郷町なんかも出ておりますけれども、それぞれの号によって、今回は高千穂に行ったり、日向に行ったり、延岡に行ったり、あるいは小林に行ったり、えびの高原に行ったり、もちろん日南もですけども、県内をくまなく歩きながら、年間を通じて県全体のバランスよい観光情報を提供しているというふうな意味では、意義はあるんじゃないかなという感じでおりますけれども。

○坂元委員 公金を突っ込んでいるための理論武装をされているみたいな答弁ですけど、私が言っているのはそうじゃないんですよ。いいんですよ。いいんですけど、見たら、焼き肉がどこがおいしいとかいっぱい書いてあるわけですね。この間の「合歓のはな」だって、隠れ里で今度、新規開店したということでしょう。商業なんです、実際は。だから、そういうところから協賛金をもらって、大量につくって、大量にばらまいたらどうかと。極端なことを言えば、福岡の地下鉄の駅でもばつとばらまいたらどうなのかということを知りたいので、そういうふうな作り方というのはないのかどうかということなんです。

○橋口観光・リゾート課長 そういうのは作り方としてはあるかもしれませんが、そのときに果たして県内一円に幅広い、県内バランス

よくできるかどうかというのが一つのポイントではないかなというふうに思っています。制作費全体では年間4,200万円程度の費用がかかっているようでございます。このうちの260万程度、協会のほうに補助しているということでございます。

○坂元委員 それについては、武井委員のほうから減額修正案が出ていましたが……。

これはちょっと私の勘違いかもしれませんが、リゾート振興基金は今、どこが管理しているんですか。

○橋口観光・リゾート課長 基金自体はコンベンション協会のほうに設置されております。

○坂元委員 あれは一般会計に戻すのはだめだったんですか。法的に問題があったんですか。

○橋口観光・リゾート課長 それについては、既に17年に一定額は一般会計のほうに返されているということでございます。

○坂元委員 法的には問題ないということですね。

○橋口観光・リゾート課長 一般会計から出した分については、そこで決着しているということでございます。

○濱砂委員 県営国民宿舎特別会計、公債費が3億円返済されていますが、起債の償還期限はいつまでなんですか。残額は幾らぐらいか。

○橋口観光・リゾート課長 これは施設によって違いますけれども、えびの高原荘のほうは平成27年度まで、高千穂荘が平成31年度までということでございます。

○濱砂委員 残額は。

○橋口観光・リゾート課長 残額は、えびの高原荘が10億5,600万余でございます。高千穂荘が15億8,700万余ということで、これは19年度末の残高でございます。

○濱砂委員 指定管理者制度が導入されて今、何年経過していますか。

○橋口観光・リゾート課長 18年度から導入されましたので、2年ということです。

○濱砂委員 制度導入前と現在と、県の持ち出し額の違いはどのくらいですか。

○橋口観光・リゾート課長 年度によっていろいろとイレギュラーな支出等もございますので、なかなか単純に比較は難しいわけですが、そういったイレギュラー分を除きますと、18年度しかわかりませんが、18年度の決算ベースで約7,932万円の経費削減ということでございます。

○濱砂委員 現在の委託先の運営状況はどうですか。

○橋口観光・リゾート課長 19年度のほうではまだ確定した数字は出てきておりませんからわかりませんが、18年度では、えびの高原荘が約400万余の赤字、高千穂荘についても1,800万余の赤字というふうなことで報告を受けております。

○濱砂委員 平成27年度までと31年度まで、あと総体で25億円の借金が残っているということなんですが、今、固定資産の評価額はどのくらいですか。

○橋口観光・リゾート課長 評価額自体は把握しておりません。

○濱砂委員 契約期間は5年間でしたか。

○橋口観光・リゾート課長 指定管理者としての委託期間は5年間というふうに設定しております。

○濱砂委員 経営の内容なんですけど、資産評価額と一緒に借金の残高になってしまえば、売却したほうが、いわゆる施設等の問題についてもすべて県が面倒見ていく、あるいは税金等々

については無税ということになっていくわけでしょうから、資産の評価額と起債額が一緒になった時点で売却したほうが、かえって将来のためになるんじゃないかなと思うんです。今、どのくらいの資産価値があるかどうかわからんものですから。委託を受けたほうは自分のものじゃないわけですから、自然にその中の企業努力というものが薄れてくるんじゃないかなという気がするんです。価格にしても、一般のユースホテルあるいはビジネスあたりとしても、そう安くないんですね。だから、この辺、どう考えておられるかなと思って話をしたんですけれども、どうでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 県といたしましては、指定管理者制度、今の指定管理者としての契約が切れる22年度までに、あらゆる方向でその方向性について検討していかなくちゃいけないというふうに考えているところでございますけれども、ただ、今、おっしゃいました売却につきましては、一つ大きなハードルになりますのが、売却した時点で、旧大蔵省——財務省の起債の借り入れ、先ほども申し上げました、今、25億円ほどの残高がございますけれども、これの一括償還というふうなことが出てまいりますので、県としても財政負担の関係もございまして、そういったハードルもございます。

○濱砂委員 資産価値と売却の金額が同一になった時点でという話です。いわゆる売買した金額で一括償還したら済むことですから。

○橋口観光・リゾート課長 売却する場合の問題は、償却資産の評価の話と今の起債の残高の話というのが一つございますし、えびのの場合は自然公園法の規制がございまして、他の用途への使用というのは非常に厳しいというふうなことで、用途制限も出てくるということでご

ございます。そういったハードルはあろうかと思
います。

○濱砂委員 民間に委託して既に公的な機関と
しての存在をなくしているわけですから、民間
の競合にも勝てないと、赤字が出ている状態だ
というようなものもあるものですからね。その
くらいに考えたときには、いろんな制約がある
でしょうけど、毎年3億円以上のお金を出して
いるわけですから、もったいないなという気が
するんですよ。何か方法を考えて、持ち出しゼ
ロで運営ができるのが一番いいんですが、それ
ができんということであれば、償却残と資産評
価額が一緒になった時点で、その方向性を考え
るべきじゃないかなと思ったものですから。以
上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 修学旅行で少しお伺いをしま
す。新規事業で挙がっていますが、19年度で国
内はどの程度の実績があるんでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 19年度については、
まだ実績はできておりませんが、18年度が人数
で3,613人ということで、修学旅行の受け入れ実
績は上がってきております。

○外山良治委員 外国は。

○橋口観光・リゾート課長 国外からの受け入
れ実績でございますが、18年度が1,027名、延
べ1,103泊ということでございます。

○外山良治委員 国内のほうのピーク時と比較
するとどの程度の減少なんでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 修学旅行ですけれ
ども、平成2年度が5万4,000人であったわけ
ですけれども、それが3,600人まで減少と。

○外山良治委員 今まで何をされていたんで
しょうか。

○橋口観光・リゾート課長 これには県内のい

ろんな、県の施策も含めて、そこらあたりの十
分な対応ができていなかったことによるものと
いうふうに考えております。

○外山良治委員 こういった質問をしまして済
みません。私たちはこういうふうに予算説明を
受けます。ほとんど昨年度の実績ということ
を説明されません。ですから、事業説明だけ
ではなくて、過去においてこういう数字が上
がってきたので20年度はこういうふうにし
ますというような説明が全くないんですよ。
ですから、事業説明を受けたっておもしろく
も何ともない。そこで今のような質問したん
ですが、5万数千人が3,000人に減少をした
と。行政というのは流れていくわけですから、
その時々担当課長、担当部長がどういった
手を打ったのかという中間報告がないもの
ですから、さっぱりわかりません。例えば、
知事マニフェスト、5%アップ、19年度、
たしか450万人じゃなかったですか。私、
覚えていませんから、19年度は推計で結構
ですから、県外観光客はどのくらい伸びて、
20年度についてはどのような予算を打って
いるのか、それをちょっと説明してください。

○橋口観光・リゾート課長 マニフェストの中
では、先ほど申しあげましたように、5%増
というふうなことで、平成17年度の450万
1,000人というのをベースに5%伸ばして
いこうということでございますけれども、17
年度が450万1,000人、18年度の動向
調査の数字でいきますと441万2,000
人ということでございまして、18年度は
さらにその数字を下回ったということで
ございまして、10年連続の減というふう
なことでございました。そういった中で、
県としても、大きな施策の意味では、
いろんな県の素材を生かした、県として
の独自のポテンシャルを生かしたさま
ざまな観光施策を展開していきたいとい

ふうなことで取り組んでいるところでございます。

○外山良治委員 例えば17年度が450万人で、18年度は逆に減っていますね。19年度の推計ではまだわかりませんから、こういった知事マニフェストに基づいて観光振興というのが打たれているという理解でいいわけですね。

ですから、修学旅行一つにしても、例えばことしの裸参り、私、行きました、孫が出たものからです。そのときに韓国の小学生だったと思いますが、私に何やかや言いました。私はさっぱりわかりませんでした。韓国の小学生が来ているんだということが初めてわかりました。そこで、極端な言い方をすれば、修学旅行は日本の中から3,000人、国外から1,000人、これぐらい国外の修学旅行の生徒が増加しているわけでしょう。僕も今、初めて聞いてわかったんですが、こういったところにもう少しシフトしていくとか、予算をつけていくとか、そういう取り組みが必要ではないのかなというふうな感じがいたしました。

労働政策課にお伺いいたしますが、昨日の説明で下請の受発注の中で、断られた中で技術レベルの低下という説明がありました。だから断ったという説明があったんです。技術といえば労働政策課長ですね。そういう話は、どういった宮崎県の中で技術が劣っているのかという報告は受けましたか。

○西労働政策課長 企業訪問を部内全体で行っております。そういった中で雇用の話とか技術の話が出てくると情報が入ってくるようになっています。そういう情報もございます。

○外山良治委員 具体的にどの技術が劣っているという指摘があったんでしょうか。これは、ある面では課長の恥ですよ。

○西労働政策課長 ちょっと具体例がわからないのでお答えしづらいんですが、我々のほうも、技能・技術の尊重とか機運の醸成とかいうようなことでさまざまな事業をやっておりますけれども、ただ、今の質問にお答えしづらいですけど。

○外山良治委員 例えば、西都の産業技術専門校、テレビで見えていましたが、たしか68人の卒業生ではなかったですか。確認です。

○坂口県立産業技術専門校長 3月8日に修了式があったんですけども、65名が卒業しております。

○外山良治委員 定数は何名でしたか。

○坂口県立産業技術専門校長 80名でございます。

○外山良治委員 その差は何でしょうか。

○坂口県立産業技術専門校長 定数が足らなかった場合と、途中で退校でございます。

○外山良治委員 例えば、宮崎県の場合、一たんつくと40年ぐらいは手をかけない、それでさびていく、こういう傾向がありますから、先ほどの下請の受発注の件においても、今、どのような技術がニーズがあるのか、そういったものを絶えず検証しながら、西都の産業技術専門校の科目、そういったものをステップアップしていく、そういった検討というのは絶えずされているんでしょうか。

○坂口県立産業技術専門校長 企業の代表の方たちとで運営会議を持っておりまして、年2回開催をしておりますし、いろいろな企業の方々が求人に来られる場合、そういう話をしまして、割と今、内定が早くなっているものですから、企業に合った技術なり資格なりを身につけるような指導もしております。

○外山良治委員 科目の変更というもの、それ

は今まで検討をされたことはありますか。

○**坂口県立産業技術専門校長** 現在、4科ございますが、これらについては、再編する場合に、比較的需要在長い学科を選定されております。そういうようなことで、今、開校5年ですから、まだそれを変更しようというような検討はしておりません。

○**外山良治委員** 5年で80分の65、投資、たしか38億ではなかったですか。確認してください。

○**西労働政策課長** 建設費のほうは37億9,000万ということでありまして、この前、同じような質問がございまして、そのとき37億と申しましたけれども、設計委託費、これが9,800万でした。これを積み上げると委員がおっしゃっていた38億ということになります。

○**外山良治委員** 38億の行政投資をして、4年たったら80分の65、それでも科目の変更は将来にわたって余り考えていないと。またここも閑古鳥が鳴きますよ。

○**坂口県立産業技術専門校長** 来年度の入校生なんですけど、今現在、合格者が75名おります。この中に数人、大学との併願生がおりますので、少しは減るかもしれませんが、3月25日が入校説明会ですので、このときにははっきりするかと思っております。ですから、来年度は人数はふえるんじゃないかなということ考えております。

○**外山良治委員** ふえないですがね。今、合格者が80分の70でしょう。併願があるからそこから5人逃げたと、そしたらまた65人になりますよ。途中退学するのが5人おったとしたら60人だから、減る。どうですか。

○**坂口県立産業技術専門校長** 79名のうち、今、把握しているところでは併願が3人となっております。

○**外山良治委員** そういう次元の低い話をしてるわけではない。受発注で技術レベルが劣っているという指摘を受けた場合、労働政策課長がやっぱり寂しいとか悲しいとかいうような実感を持っていただいて、どういった技術が落ちているのかということを知事部局で議論をして、そして西都の産業技術専門校について、時代のニーズに合った科目を絶えず考えながら、ステップアップをして宮崎県の産業振興に寄与していただきたいと、そういった視点から今、質問をしています。以上です。

○**横田委員長** ほか、ございませんか。

それでは、議案以外で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、以上で観光・リゾート課、労働政策課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時38分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、これより総括質疑に移ります。

まず最初に、昨日、坂元委員より御要望がありました新規雇用創出の件についての説明をお願いいたします。

○**高山商工観光労働部長** 1万人雇用創出につきまして御意見をいただきました。この1万人雇用創出につきましては、県政の最重要課題の一つと認識しておりまして、商工観光労働部としましても、全力で今、取り組んでいるところでございます。具体的な目標数値につきましては、昨年6月に策定しました新みやざき創造計画におきまして、企業誘致など県の施策により

創出された雇用等の1次・2次・3次産業における合計というふうにいたしております。そういったことを受けまして、私自身も、部局マニフェストの中で企業誘致の目標等を掲げておきまして、19年度、19社の誘致、最終雇用予定1,090人というふうになっているところでありまして、このようなはっきりと数字がわかる企業誘致にさらに積極的に取り組みますとともに、いろいろな施策、新事業とか新産業の創出等の施策を通しまして、既存産業の活性化にも努めますなど、少しでも多くの働く場が創出できるように努力をしていきたいというふうに思っています。

一昨日の委員長報告におきまして、新規雇用創出の考え方をわかりやすくするということでありましたので、今後、どう検証をしていくかを含め、速やかに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○横田委員長 それでは、委員の皆さんの商工観光労働部全般についての質疑をお受けいたします。

○坂元委員 この間、新規就農とか言われましたね。これは雇用じゃないですね。

○高山商工観光労働部長 先ほど申しました新みやざき創造計画の中におきましては、企業誘致による雇用予定者数、あるいは福祉施設の整備に伴う雇用者数、農林水産業への新規就業者数などを含むというふうに入れております。そういった意味で、働く場という感じでとらえているというふうに思います。

○坂元委員 野菜の加工場とか、そういうのがあって、そこで「雇用されるというのはわかるけど、例えば定年帰農者とかいうのは含まれないということですね。雇用ですよ。

○高山商工観光労働部長 雇用というのが働く

場の創出という感じでおりますから、今、おっしゃいましたように、帰農されるとか、そこで新しく農業を始められるとか、そういうのはカウントに入りますでしょうし、親から子供にかわったとか、そういうのは入らないとか、そこはなかなか難しいカウントがあるかなというふうに思っております。

○坂元委員 だったら10万人ぐらいになるんじゃないですか。建設業者が今度は異業種に転換して素材業をやったら、新規雇用ですね、業態の変更だから。だけど人数はふえないんですよ。今からその裏づけをつくるというふうに言われるけど、手段があって結論があるんじゃないくて、結論が先にあって、後で手段を考えるという方法だからおかしいなと思うんだけど、だからその辺を整理しないと、働く場が1万人新たにできるということじゃなくて、移動も横すべりもすべてということになるわけですから、例えば、皆さん方が定年退職してどこかへ天下りされても雇用ですね。1人が2つにも3つにもなるわけですよ。そういうのが新たな新規雇用と言うのかなということに疑問を感じていますので、その辺はちゃんと整理してみてください。

○蓬原委員 とらえ方といいますか、知事のマニフェストを最初どうとらえたかということがあると思うんですが、考え方ですけれども、あくまでも企業誘致100社というのがあって、これが引き金となって、あるいは誘因となって直接的あるいは間接的にその企業誘致によって雇用が創出された、それが第1次産業でも第3次産業でもいいわけですが、それが1万人というふうには考えないと、企業誘致とは全然関係ないところで、例えば、ある冗談話が防衛議連の中であったんですが、宮崎県は自衛隊員が一番多い

と、自衛隊員にことし何百人と入ります、これも新規雇用に入るのかと。これは知事がおっしゃったマニフェストとはちょっと別物だろうと。今、坂元委員がおっしゃるのもそこだと思っ
うんですね。皆さんが御退職になってどこかに就職される、企業誘致されたところに就職されれば別ですよ、それが全く別なことであれば、その定年帰農とかいうのは企業誘致が引き金、誘因、いわゆる鶏が先か卵が先かということじゃなくて、これは企業誘致がまずスタートになっているわけですから、そこを基点にして1万人というとらえ方をしていないと、どうもファジーでよくわからないなど、何かごまかされるんじゃないかという印象を受けるよということじゃないかと思うんです。出発点は企業誘致なんです。それからどう誘引したものを1万人とカウントするかだということだと私は整理した方がわかりやすいんじゃないかと思うんですが、部長、いかがですか。

○高山商工観光労働部長 先ほど申しましたとおり、創造計画におきましては、企業誘致など県の施策により創出された雇用等の1次・2次・3次産業における合計ということでございますので、企業誘致があつて、それに関連して1次がとか、そこ辺はちょっと難しいかなというふうな感じはしております。

○蓬原委員 総括ですが、マニフェストについてですが、観光客、年率5%、これは本会議でも知事も間違つた発言がありました。しかし、24ページの「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業を見ると、観光客年率5%アップを目指してということをもたまたま堂々とうたつてあるんですが、これを複利計算で1.05を4年かけていくと21.5%、知事のイメージでは4年間で全体の5%ということだったんですが、企業誘致の1

万人を含めて、マニフェストが先に来たから、商工観光労働部としては、実際は霧島山しか登る能力はないのに、エベレストに登れとおっしゃったようなもので、それがまかり通つてしまつた以上、登れないかもしれんが、材料も買わないかん、酸素ボンベも買わないかんということで、そういう計画をつくつて、今、議会で非常に苦勞されている。悲鳴にも似たものを感じるんですけれども、この5%アップ、マニフェストに出た以上は——そうあることは宮崎県のためには望ましいことですから、高い数値をクリアしてもらうことはありがたいことですから、議会としては、それを達成できるのという話に当然なるわけだけど、大丈夫ですか、正直なところ。

○高山商工観光労働部長 できる限りの努力をしてまいりたいというふうに考えております。ぜひ、御支援をよろしく願いしたいと思ひます。

○蓬原委員 わかりました——わかりましたというか、それしか回答はないですね。

あと一点だけ、予算案の説明を受けたんですけども、財団法人、社団法人、何とか協会、何とか雇用支援センター、雇用情報センター、就職相談支援センター、あるいは在宅就業サポートセンター、ヤングJOBサポートみやぎとか、外郭というか、いろんな補助事業なり、あるいは補助金を流している、あるいは職員を派遣している団体というのがいっぱいあるんですね、この商工観光労働部に関して。どういう事業とまでは読めばわかるでしょうけれども、一回整理する意味で、補助金を流している、補助事業を委託している、あるいは職員を派遣している団体の一覧表みたいなのを、整理する意味で資料としていただくとありがたいなと思うん

ですが。

○横田委員長 今回の資料要求ですけど、資料提供だけでいいですか。

○蓬原委員 時間が許せばそれぞれのこういう団体をはっきりして、ここにどういう補助金を流して、職員を何人派遣して、どういう補助事業をやらしてもらおうとしているのかということをやっと明確にしたいなと思っていました。というのは、先ほどから話がありましたように、観光コンベンション協会の行政の持つべき公平性といいますか、そういうことが内部的にも議論になりましたから、はっきりしたいと思ったんですが、資料を見ながらということで、一応、一覧表をいただければということでとどめておきたいと思います。

○横田委員長 今回の資料を全員に配付いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

今回の資料ですけど、この委員会の日程内に準備できますでしょうか。

○高山商工観光労働部長 準備いたします。

○横田委員長 委員会の日程内に全委員に御配付をお願いしたいと思います。

ほか、ございませんか。

○外山良治委員 企業誘致の定義はいつまでに出示してもらえるんですか。雇用と誘致の定義。

○横田委員長 委員長報告の中にあつたということですか。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告の中に、4年間での新規雇用1万人創出という目標は、知事マニフェストにおいても重要な目標の一つであることから、その前提となる新規雇用創出の考え方について、県民に対してわかりやすく明示されることを当委員会として要望するものでありますということですね。今の要望に対しての……。

○萩原委員 結局、部長がおっしゃった働く場を雇用とするのか、さっき蓬原委員が言った企業誘致を誘因として——誘因ということは下請会社とか、そういう企業誘致を前提とした、もろもろの関連する働く場を新規雇用1万人雇用とするのか、その辺をはっきり仕分けしたほうがいいんですね。働く場といたら、さっきの坂元委員とのやりとりでも、農業に就業したら、雇用じゃないけれども、働く場だから雇用にカウントするのか、その辺をはっきり知事と相談をして——我々はマニフェストを選んだつもりはないんだけどな。これは余計なことだけれども、マニフェストを見て選挙をするなんていうのは、ほとんど大半がしていないわけであって、しかし、建前上、そう言わないかんから、一応、100社企業誘致、1万人雇用と言うから、県民のほとんどがそう思っておるわけです。我々県議会だったら、100社の1万人といたら、1社100人の企業誘致をするのかという、それはちょっと難しかろうということになるわけですから、その辺ははっきり分けて、新規雇用とはどういうことなのかという大義名分を分けてください。

○高山商工観光労働部長 先ほど申し上げたんですが、新みやざき創造計画の中に数値目標の解説というのがあるんですけども、その中で、

新規雇用を創出するというのは、こういうふうにしております。「企業誘致など県の施策により創出された雇用等の1次・2次・3次産業における合計（企業誘致による雇用予定者数のほか、福祉施設の整備に伴う雇用者数、農林水産業への新規就業者数など）」というふうに記載しております。ただ、はっきりこの数が、新しい会社できて何人採用とか、個別になかなかカウントできません。最終的には検証が大事でございますので、その検証のほうをどうするかということも含めて進めて速やかに検討させていただきたいというふうに思っております。

○外山良治委員 「など」とおっしゃったでしょう。それがあるとちんぷんかんぷんでさっぱりわかりません。例えば、「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」というのが平成18年度、安藤県政のときに新規事業でつくられました。僕が、住民票の移動、これも入るのかと言いました。あの中では定義というものがございました。あの定義、御存じですか。しっかりとした定義がありますよ。だから、マニフェストの中で言う新規事業、企業誘致、これもやっぱり定義がないと検証のしようがない。住民票の移動を「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」でやれと言ったら、1年間に何万人とおるわけですから、すぐ達成ですよ、たった100人程度のものじゃない。ですから、もっとわかりやすく定義を示すべきであると思いますが、担当部長、どうですか。

○高山商工観光労働部長 先ほどから申しましたように、今、この考え方につきましては、企業誘致など県の施策により創出された雇用等の1次・2次・3次産業における合計ということでございます。

○外山良治委員 その説明ではみんな理解をし

ていないんですよ。僕らもさっぱりわかりません。だから、もっとわかりやすく定義を設けるべきではないのかということを行っているわけですよ。「など」といったら全部含まれますでしょう。どうですか。また一緒の文章を読んだらいいませんかよ。

○高山商工観光労働部長 新みやざき創造計画をつくる段階でこのように定義しておりますので、こういうことで対応していきたいというふうに思っております。

○外山良治委員 霧のロンドンみたいなもので、何のことやらさっぱりわからん。委員会の討論になるからやめておきますが、ある人に言わせれば、マニフェストによって支持したわけではないという一部、少数の声もありますが、僕ら、こういった籍を置く人間としては検証義務がありますから、検証することができないということであれば、責任を果たすことにはなりません。ですから、議会というところがチェック機能を果たすためにも、チェックをしやすい定義なりをつくっていただきたいというふうに思います。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん方には御苦労さまでございました。

午後は1時に再開いたします。暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん、お疲れさまでございます。今回、当委員会に付託されました議案の説

明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野口県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りいたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。資料の表紙をめくっていただきまして、目次がございますけれども、さらにめくっていただきまして、資料の1ページをお開きください。「新みやざき創造戦略」によります分野別の施策体系図に県土整備部の新規・重点事業を記載させていただいております。県土整備部といたしましては、これらの事業を積極的に推進し、県民の安全で安心な暮らしを確保し、快適で人に優しい生活空間、そして経済・交流を支える基盤となる県土づくりを目指してまいりたいと考えております。

なお、県土整備部の主要事業につきましては、資料の4ページ以降に事業概要と予算額を記載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

次に、資料の11ページをお開きください。県土整備部の当初予算一覧でございます。平成20年度予算は、一般会計で824億4,802万8,000円、特別会計で40億6,939万3,000円、県土整備部予算の合計といたしまして、865億1,742万1,000円となっております。前年度比では95.7%でございます。

また、資料の19ページ以降に主な新規事業等の説明資料を掲載しております。その詳細につ

きましては、この後、それぞれ担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が「平成20年2月定例県議会提出議案」、2つ目が、「平成20年度歳出予算説明資料」の2つでございますけれども、提出議案及び新規・重点事業につきましては、県土整備部関係分だけをお手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で説明をさせていただきます。なお、当初予算の主な内容につきましては、歳出予算予算説明資料で御説明いたします。

それでは、県土整備部の当初予算の概要につきまして御説明いたします。

委員会資料の11ページをお開きください。この表は、一般会計と特別会計の県土整備部の当初予算額を一覧表にして取りまとめた総括表でございます。一般会計と特別会計とを合わせました平成20年度当初予算は、部予算合計のとおり、865億1,742万1,000円、前年度当初比95.7%となっております。次に、右側の補助公共事業費のところをごらんください。道路事業で128億9,500万円、河川事業で63億2,603万5,000円、砂防事業で44億994万7,000円など、合計で285億7,332万9,000円であります。

次に、13ページをお開きください。上段の表の地方道路交付金事業でございます。道路事業で79億3,600万円、街路事業で18億5,340万円、合計で97億8,940万円であります。

下段の県単公共事業でございますけれども、道路事業で70億2,351万6,000円、河川事業で10億1,360万円など、合計で90億6,459万5,000円で

あります。

次に、14ページをごらんください。直轄事業負担金でございますけれども、道路事業で50億7,809万1,000円、河川事業で35億9,512万6,000円、また高速道の新直轄で25億円など、合計で121億6,295万2,000円であります。

次に、15ページをお開きください。災害復旧事業でございますけれども、土木災害が補助と県単合計で83億2,308万5,000円、港湾災害が補助と県単合計で7億3,897万1,000円、合計では90億6,205万6,000円であります。

次に、16ページをごらんください。債務負担行為の追加であります。本ページから次のページにかけて掲げております事業につきまして、合計15事業、85億5,679万6,000円を計上いたしております。

次に、18ページをごらんください。議案第37号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

平成20年度の土木事業に要する経費に充てるため、ここに記載の6事業につきまして、この比率は19年度と同じでありますけれども、下の段の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条等の規定によりまして議会の議決に付するものであります。なお、関係市町村からは負担金徴収についての同意を得ているところであります。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は、以上であります。

○横田委員長 引き続き各課長に説明をお願いするわけですが、審査に時間を要するため、数課ごとに説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑の時間を設けたいと思いますので、御協力をお願いいたします。なお、歳出予算の説明につきましては、新規事業、重点事

業を中心に簡潔明瞭にお願いいたします。

まず、管理課、用地対策課、技術検査課、道路建設課、道路保全課の審査を行いますので、関係の方だけお残りいただき、その他の方は別室で待機をお願いいたします。

それでは、準備のため暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時11分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、管理課長から順次説明をお願いいたします。

○持原管理課長 管理課でございます。まず、平成20年度予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの管理課のところ、359ページをお開きください。当課の平成20年度当初予算額は、25億9,512万2,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

(事項) 連絡調整費でありますけれども、3の調整事務費50万円を計上しております。これにつきましては、19年度の不適正な事務処理に関連しまして、今年度から備品購入費を連絡調整課に50万円ずつ配分されたところでございます。

次に、(事項) 建設技術センター費でございますけれども、3,031万6,000円、これは、362ページ上段に記載しておりますように、建設技術センターで行います研修や各種建設資材の試験等に要する経費でございます。

次の(事項) 若手建設技術者育成支援事業費につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、(事項) 公共事業支援統合情報システム構築事業費8,556万8,000円であります。これは、電子入札システムの運用等に要する経費3,456

万8,000円のほか、新規事業であります電子入札システム機能強化事業といたしまして、新たに導入いたします地域企業育成型の総合評価等、多様な総合評価落札方式等に対応するためのシステム改修費5,100万円をお願いいたしております。

(事項) 建設業指導費の㊟建設産業育成総合対策事業でありますけれども、(事項) 若手建設技術者育成支援事業費とともに、別冊の委員会資料に概要をまとめたものを記載しておりますので、委員会資料で御説明いたします。

資料の19ページをお開きください。まず、若手建設技術者育成支援事業費についてであります。

この事業は、土木建設に関する基礎及び実践的な測量等の専門技術を実習することで、現場において即戦力となる若手建設技術者の育成支援を図ることを目的としておりまして、具体的には、社団法人宮崎県産業開発青年協会へ産業開発青年隊の運営を委託いたしまして、土木建設に関する建設技術・基礎技術教育等の実習等を行うものであります。

次に、資料の20ページをごらんください。建設産業育成総合対策事業についてであります。

この事業は、1の事業目的にありますように、地域企業の育成を促進いたします総合評価落札方式の推進や、新分野進出に対する助成、経営資金円滑化に対する支援等を通じまして、技術と経営にすぐれた業者を重点的に育成・支援するものであります。

2にありますように、1億8,636万6,000円の予算を計上しておりまして、事業期間は3カ年間であります。

事業内容でありますけれども、3つの柱から成っております。初めに、経営基盤の強化支

援でありますけれども、県内9カ所に相談窓口を設けまして、建設業者の経営相談に対応していくほか、新分野進出セミナーの開催や、新分野における事業定着促進のための助成の拡充、これにつきましては、9月の補正で措置していただきましたけれども、この補助金を50万円から100万円に倍増いたしますとともに、件数につきましても、15件を30件に拡充いたします。それと、建設事業協同組合の転貸融資原資を新たに無利子貸付などを行いまして、建設業者の経営基盤の強化を支援いたします。

次に、地域企業としての建設産業の育成でありますけれども、災害時の対応等、地域における建設業者は大変重要な存在であります。このため、価格に加えまして、営業所の所在地でありますとか、地域貢献度等の評価いたします地域企業育成型、いわば宮崎モデルの総合評価落札方式を導入しまして、地域の業者が工事を受注しやすい環境を整備いたします。

最後に、不良不適格業者排除のための総合的な対策の確立でありますけれども、この取り組みでは、下請トラブルや法令違反などの情報を収集いたします建設業者ホットラインを設けますとともに、発注機関と連携した立入検査の充実強化を図ること等によりまして不良不適格業者の排除に努めまして、公正な市場環境づくりを進めます。

これらの取り組みを通じまして、本県経済と雇用を支える建設産業を総合的に支援いたしまして、健全な発展に努めてまいりたいと考えております。

歳出予算関係につきましては、以上であります。

次に、資料の21ページをお開きください。これは、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例

の一部を改正する条例について」のうち、当課が所管しております浄化槽工事業者の登録閲覧及び解体工事業者の登録簿閲覧手数料の改正についてであります。

まず、改正の内容でありますけれども、浄化槽工事業者や解体工事業者には登録制度が設けられておりまして、これらの登録情報はだれでも閲覧することができます。現在、この閲覧に1件当たり430円の手数料を徴収することとしておりますけれども、これを徴収しないこととするものであります。

2の改正の理由にありますように、閲覧手数料を徴収しないことによりまして、情報開示が促進され、発注者の利便性の向上が図られますことから、上記の改正を行うものであります。なお、建設業法の許可を受けた建設業者の登録情報等に関する閲覧制度におきましては、手数料を徴収しておりません。そういうことで、今回の改正によりまして、建設業関係業種の取り扱いが統一されるということになります。

施行期日につきましては、20年4月1日からとしております。

管理課につきましては、以上でございます。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。当課の平成20年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の365ページ、用地対策課をお開きください。当課の当初予算額は、一般会計で13億3,573万5,000円、公共用地取得事業特別会計で24億2,011万5,000円、合わせて37億5,585万円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

367ページをお開きください。まず、一般会計であります。 (事項) 収用委員会費3,470万3,000円です。これは、収用委員の報酬の

ほか、審理に必要な鑑定料あるいは建物等の物件調査委託料など、委員会の運営に要する経費であります。

次に、(事項) 用地対策費853万7,000円です。これは、未登記処理に伴う登記事務の委託に要する経費等です。

次に、368ページをお開きください。(事項) 特別会計繰出金12億988万4,000円です。これは、次に説明いたします公共用地取得事業特別会計の歳入として一般会計から繰り出すものであります。

369ページをごらんください。公共用地取得事業特別会計です。当初予算額は、24億2,011万5,000円ですが、これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費です。説明の欄の1、公共用地取得事業費12億1,003万4,000円につきましては、用地の先行取得や、代替地の取得のための用地補償費及び事務費です。同じく2、一般会計繰出金12億1,008万1,000円につきましては、19年度以前に先行取得した用地を事業課が買い戻すことによる繰入金11億1,008万1,000円と代替地売り払い収入1億円を一般会計へ繰り出すものであります。

用地対策課は以上です。

○児玉技術検査課長 技術検査課でございます。平成20年度の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の371ページをお開きいただきたいと思います。当課の平成20年度当初予算額は、3億508万2,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

373ページをお開きいただきます。まず、(事項) 土木工事積算管理検査対策費5,235万2,000円について御説明いたします。これは、公共工事の設計単価の調査、工事実績管理及び施工体

制の重点点検等に要する経費であります。この中で3の㊤公共工事品質確保強化事業であります。この事業は、施工体制監視チームによる施工現場の重点点検を実施し、適切な現場指導を行うことにより、発注者及び受注者双方のさらなる技術力の向上と不良不適格業者の排除を図り、公共工事の品質確保を強化していく事業であります。

次に、374ページをお開きください。(事項)コスト削減対策促進事業費485万円についてであります。これは、新技術活用促進システムの運用及び設計VE検討会の開催に要する経費であります。

技術検査課の予算については以上であります。**○荒川道路建設課長** 道路建設課でございます。お手元の歳出予算説明資料の375ページ、道路建設課をお開きください。当課の当初予算額は、228億7,946万7,000円であります。

以下、主なものを御説明します。

377ページをお開きください。まず、(事項)直轄道路事業負担金の50億7,809万1,000円であります。これは、国道10号など国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、(事項)スマートインター等可能性調査事業費700万円であります。これは、平成19年度に実施しました調査に基づき、スマートインターチェンジ設置の可能性がある箇所について検討するものであります。

378ページをお開きください。次に、(事項)公共道路新設改良事業費97億6,200万円であります。これは、国の補助を受けて、一般国道、地方道の道路改築等を行う事業であります。その内訳でございますが、一般国道が86億円、地方道が11億6,200万円あります。

次に、(事項)地方道路交付金事業費68億3,800

万円あります。これは、地方道路整備臨時交付金の交付を受けて道路整備を行う事業であります。

379ページをごらんください。(事項)県単特殊改良費1億2,000万円あります。これは、県管理の国道及び県道において国庫補助事業に該当しない局部的な拡幅等を行う事業であります。道路建設課は以上であります。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。歳出予算説明資料の381ページをお開きください。当課の平成20年度当初予算額は、126億8,100万円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

383ページをお開きください。まず、(事項)公共交通安全施設事業費19億5,800万円あります。交通安全地区一括統合補助事業では、一定の地域内における交通安全上の課題を解消するため、自転車歩行者道の整備や交差点の改良、電線類の地中化などを集中的に実施するもので、宮崎北地区ほか12地区を整備することとしております。

次に、384ページをお開きください。(事項)公共道路維持事業費5億6,000万円あります。これは、県が管理する道路において、落石等の災害が発生するおそれがある危険箇所等の防災対策や橋梁の耐震対策に要する経費であります。

次に、(事項)県単道路維持費29億7,600万円あります。これは、安全で円滑な交通を確保するため、排水溝やガードレール等の道路施設の補修・更新や草刈りなど、日常的な維持管理に要する経費であります。

次に、385ページをごらんください。(事項)県単舗装補修費17億5,800万円あります。これは、車両等の安全走行を確保するために、平坦性や強度が低下した舗装の部分的な補修工事

や全面打ちかえ工事に要する経費であります。

次に、(事項) 沿道修景美化推進対策費 7億175万円であります。これは、宮崎県沿道修景美化条例に基づき、花木類の植栽等を行い、宮崎らしい潤いや安らぎのある道路環境の創出と保全に努めるものであります。

次に、(事項) 地方道路交付金事業10億9,800万円あります。これは、地方道路整備臨時交付金の交付を受けて、自転車歩行者道の設置や災害防除等の道路整備を行うものであります。

最後に、(事項) ㊦地域自立・活性化交付金事業費 6億1,500万円あります。これは、国において19年度に創設されました地域自立・活性化交付金の交付を受けて、主要観光地へのアクセス道路の補修・整備等を行い、県内観光の振興を図るものであります。以上であります。

○横田委員長 各課長の説明が終了いたしました。説明がありました議案についての質疑がありましたら、お受けします。

○坂元委員 管理課の建設業指導費 1億1,800万の諸収入がありますが、これは、建設事業協同組合から1億円、測量設計事業協同組合から1,800万円が入ってくるという考えですか。

○持原管理課長 そのとおりでございます。

○坂元委員 何で貸したんだったのですか。

○持原管理課長 建設業協会に1億円、測量設計事業協同組合に1,800万円貸し付けまして、これを協調融資といたしまして、民間の金と抱き合わせまして組合員に事業運営資金等を貸し付けるという制度を実施しております。その原資でございます。これにつきましては、ことしから無利子ということで拡大を図ったところであります。

○坂元委員 道路保全課の道路管理費の財産収入800万円、これは。

○東道路保全課長 これは、廃道敷の払い下げの収入です。

○坂元委員 具体的に。

○東道路保全課長 具体的には、今までの平均的な数字で上げております。申請に基づいて払い下げますから、場所は特定しておりません。

○坂元委員 去年はないですね。

○東道路保全課長 去年は6月補正で800万円上げております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 管理課長、ちょっと教えてください。人件費が、どこの部分でもいいんですけど、管理課で見ると22億円、職員総数が265名ということなんですが、県土整備部全体の職員は何人ぐらいなんですか。

○持原管理課長 県土整備部全体で20年度当初予算に計上しております人員は877名でございます。そのうち管理課で上げておりますのは、県費分でございます。管理課27名と出先機関の238名、トータル265名、この分を管理課で上げておるところでございます。あと補助公共事業費で見ている分が各課に入っております。これがトータルで146名分、10億余、それから一部受託事業等の分が53名分、これが4億余等となっております。トータルでは877名分で70億程度、人件費が計上されているところであります。以上であります。

○濱砂委員 中でも技術検査課の人件費、1人当たりの金額で見ると約900万円強ですが、年齢層の問題でしょうか。

○持原管理課長 1月現在の現員現給で上げておりますので、年齢構成の高いところはやはり単価が高くなっております。以上でございます。

○濱砂委員 管理課で見ると800万ちょっとぐらいですか、この人件費はどこまで見ているんで

すか、給与、賞与……。

○持原管理課長 共済費まですべて見ておりません。

○濱砂委員 平均年齢でどのくらいですか。どこの課でもいいんですが、大体どんなものかなと思って。

○持原管理課長 県庁全体が団塊の世代のところになってかなり高くなっておりますので、本庁あたりの課では40数歳ぐらいになっておると思っております。それで、全体の1人平均の支給額は660万程度になっております。以上であります。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 管理課、362ページなんですけど、僕の聞き落としだったら済みませんが、電子入札システム機能強化事業5,100万円、これは説明資料の中にありますか。

○持原管理課長 これにつきましては、入れておりません。今のシステムというのが平成15年度から開発をしておりますので、今、事後審査というようなことでやっておりますけれども、対応できていない部分も出ておまして、新しいシステムに切りかえるというような予算経費を計上しております。

○武井委員 確認ですけど、業者さんでなかなか電子入札になれないから、そういう方のフォローということではなくて、庁内、受け側のシステムの整備事業ということでよろしいですか。

○持原管理課長 ウィンドウズビスタとかを最近、業者さんのほうも入れるような状況になっておまして、県のシステムが古くなっておまして、業者さんのほうのスピードアップにもつながるものというふうに理解しております。

○武井委員 この予算が通ってからメンテナンスといたしますか、システム改造といたしますか、

つくりかえを始めて大体どれぐらいをめどに——1年でその辺は全部完了するものなんですか。

○持原管理課長 本会議でも答弁しておりますけれども、総合評価落札方式を大幅に拡充したいということで、地域企業育成型、これの導入にはシステムの改編というのが必須であるというふうに理解しております。それで、今、現実に電子入札、走っておりますので、システム改編に数カ月を要して、後、入れかえといたしますか、今、現実にシステムが動いておりますので、これをどうしてもとめてやらないと、2週間程度かかりますので、お正月の休みのときに入れかえようという計画でありまして、現実的に新しいシステムでスタートするのは年明けからということで計画をいたしております。

○蓬原委員 今の電子入札に関してですが、発注者側は当然新しい方針にいくとして、応札側の、いわゆる電子入札をできない業者さんが多くて、システムはできるけれども、応札できないというような話を聞くんですが、そのあたりの実態についてはどうとらえられて、それに対する発注者側として何か対策をとろうというような考えはあるんですか。

○持原管理課長 電子入札システムにつきましては、昨年の7月から本格導入をいたしまして、測量等もすべて電子入札という形に切りかえております。その切りかえる以前に2カ年ぐらいかけまして、いろんな建設業者、測量業者等を含めた研修も重ねてやっておりますし、昨年5月にも集中的な研修等をやっておりますので、7月の実施以降、基本的には対応できているというふうに理解をいたしております。

○蓬原委員 377ページ、スマートインター、これは山之口かなと思ったわけですけど、何カ所

あって、どういう見通しなんでしょうか。

○荒川道路建設課長 スマートインターでございますけれども、宮崎県内の現在、高速道路がありますのが九州縦貫と東九州自動車道が西都インターまで、この部分についてSAとかPA、バスストップ、そういったところに入出口を設けたらどうかという検討でございます。全体的には11カ所あるんですけども、19年度中に一部分検討してきましたけれども、そのうち5～6カ所はちょっと無理かなというふうに聞いております。それからまた絞りまして、最終的には2カ所ぐらいになるのではないかなと思いますけれども、平成20年度に向けまして、その辺の可能性をまた探っていきたいというふうに思っております。その中で、今、委員がおっしゃいました山之口ですけれども、ここについては、交通量推計がまだ途中でありますけれども、そこを出入りする、使う方の推計からいきますと、残った中ではまあいいほうではないかなというふうに思っております。今後まだ検討していきたいと思っております。以上でございます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、議案以外で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で管理課、用地対策課、技術検査課、道路建設課、道路保全課の審査を終了いたします。

入れかえのために暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時46分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

次に、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課

の審査を行います。

それでは、河川課長から順次説明をお願いいたします。

○児玉河川課長 河川課でございます。当課の平成20年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の河川課のところをお開きください。当課の当初予算額は、209億6,679万円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

389ページをお開きください。まず、(事項)河川管理費9,841万9,000円であります。これは、河川等の維持管理などに要する経費であります。このうち説明欄の5の㊤未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業127万5,000円であります。これは、水辺の魅力を再発見する機会をふやすため、市民団体等が開催する学習会への補助や、活動発表の場を提供する川のワークショップを実施するものであります。次の6、㊤河川パートナーシップ推進事業1,500万円あります。これは、自治会等に河川の草刈り等を実施していただき、県民との協働による河川管理の推進と河川管理のコスト削減を図るものであります。

次に、390ページをお開きください。(事項)公共河川事業費53億2,603万5,000円あります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等に要する経費でありまして、ハード整備及びソフト対策が一体となった防災対策を進めることとしております。

次に、391ページをごらんください。(事項)県単河川改良費2億4,100万円あります。これは、補助事業の対象とならない河川の掘削や小規模な改修等に要する経費であります。

次に、392ページをお開きください。(事項)河川受託事業費6億9,600万円あります。これは、河川の改修に伴い、橋梁のかけかえ工事な

どをあわせて実施するため、市町村等から委託を受けて一体的な整備を図る事業であります。

次の（事項）直轄河川工事負担金35億9,512万6,000円であります。これは、国が大淀川など直轄区間において激特事業を初めとする河川改修や維持修繕工事などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。

次に、（事項）㊸「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」運営事業費であります。この事業につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、393ページをごらんください。（事項）河川激甚災害対策特別緊急事業費5億8,000万円あります。これは、激特事業のうち県が実施する事業であります。大淀川支川の大谷川や瓜田川において、河川改修を緊急かつ重点的に行う事業であります。

次に、（事項）公共海岸事業費2億2,000万円あります。侵食が著しい住吉海岸におきましては、平成20年度から国の直轄海岸事業が新規事業として着手される予定となっております。これは国の補助を受けて県が実施する事業でありまして、離岸堤の整備を行うものであります。

次に、（事項）ダム管理費5億1,831万4,000円あります。394ページをお開きください。渡川ダムほか7つの多目的ダム、日南ダムほか4つの治水ダムの維持管理に要する経費であります。

次に、（事項）公共土木災害復旧費82億5,100万円あります。これは、道路や河川など、被災した公共土木施設の復旧に要する経費であります。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料の23ページをお開きください。㊸「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」

運営事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的ですが、水辺は生態系にとって重要な生息・生育環境の場であります。河川工事などを行う際には、事業の目的と自然環境の保全の両立を目指しているところであります。しかしながら、現場では工事の効率等が優先され、水辺環境の保全が十分でないことが全国的な課題となっております。このため、NPO法人であります「大淀川流域ネットワーク」と共同で研究会を立ち上げ、行政や民間の技術者に水辺環境に関する知見や技術を身につける機会を提供できる仕組みづくりに取り組み始めております。この仕組みづくりを今後3年程度でさらに向上させ、良好な水辺環境づくりに寄与することを目的としております。

2の事業の概要についてであります。事業期間が22年度までの3カ年を予定しております。20年度の予算額は100万円を計上しております。事業の内容につきましては、水辺環境の知見や技術を習得するための講習会、現場の成果等を発表するための川づくりコンペを開催します。また、工事に伴う水辺環境の変化を追跡調査するため、モニタリング手法を研究し、あわせて地域の方にその調査をお願いしてまいります。さらに、設計コンサルタントや建設業者等の民間企業の方々が、河川環境に関して積極的に取り組めるように、資格制度等の研究を行ってまいります。

河川課につきましては、以上であります。

○桑畑砂防課長 砂防課であります。当課の平成20年度当初予算について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の397ページ、砂防課をお開きください。当課の当初予算額は、48億5,856万7,000円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

399ページをお開きください。まず、(事項) 公共砂防事業費28億1,714万7,000円であります。これは、土石流などの土砂災害から人命財産を守るため、荒廃した溪流や地すべり区域において、砂防堰堤などの整備に要する経費であります。説明欄1から5の事業につきましては、通常砂防事業や地すべり対策事業で48カ所を実施することとしております。説明欄6の砂防等激甚災害対策特別緊急事業8億円につきましては、激甚な災害が発生した椎葉村の松尾畑地区及び美郷町の島戸地区において、再度災害を防止するために、平成18年度から平成20年度までの3カ年で集排水ボーリングや押さえ盛り土工等の対策を実施するものであります。説明欄7の特定緊急砂防事業1億8,000万円ではありますが、激甚な災害が発生した宮崎市田野町別府田野川及び日之影町綱ノ瀬川において、おおむね3カ年で砂防堰堤等の対策工を実施するものであります。

次に、(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費15億9,280万円であります。400ページをお開きください。これは、がけ崩れから人命財産を守るために、急傾斜地崩壊危険箇所の擁壁工やのり面工等の整備に要する経費であります。説明欄1の急傾斜地崩壊対策事業は41地区、2の総合流域防災事業は14地区において対策工事を実施するものであります。

次に、(事項) 県単砂防調査費8,150万円であります。これは、通常の補助事業の新規採択箇所や、災害関連緊急事業等の申請に伴う測量や調査等に要する経費であります。

次に、(事項) 県単公共砂防事業費8,621万2,000円であります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事や地すべり対策工事に要する経費でございまして、小規模な流路工、

砂防施設や地すべり防止施設の修繕を行うものであります。

次に、(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業費9,180万円であります。401ページをごらんください。これは、国庫補助の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策工事や現在ある施設の修繕に要する経費でございまして。

次に、(事項) 直轄砂防工事負担金1億4,933万3,000円あります。これは、国が高原町の大淀川水系大幡川などにおいて実施する直轄砂防工事に対する県の負担金であります。

次に、(事項) 土砂災害防止啓発推進事業費199万8,000円あります。これは、広く県民に土砂災害に関する防災知識を普及啓発するための講習会等に係る経費であります。なお、説明欄1の㊤「みんなで防ごう土砂災害」啓発推進事業につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の24ページをお開きください。まず、1の事業目的であります。近年、異常降雨による土砂災害が多発していることから、広く県民に土砂災害に関する防災知識を普及啓発するための講習会等を実施するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制づくりを支援し、早目の避難により人的被害の軽減を図ることを目的としております。

次に、2の事業の概要であります。平成20年度の事業費といたしまして169万8,000円を計上しております。主な事業内容は2つございまして、1つ目は、広く県民に防災知識を普及啓発するために、6月の土砂災害防止月間に土砂災害防止講座及び土砂災害防止教室を開催することとしております。2つ目は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制づくりの支援として、土砂災害警戒区域の住民を対象とした研修会を

開催することとしております。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料の25ページをお開きください。議案第31号「宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、改正の理由についてであります。砂防堰堤に堆積している土石等につきましては、設備の管理者であります県が除去等を行ってまいりました。しかしながら、財政が逼迫している現在、堆積している土石等の除去に要する経費の確保が難しくなっております。また、堆積した土石については、建設資材として有効に活用できるのではないかと検討していたところでございます。このようなことから、砂防設備の管理上問題がない場合、土石を必要とする民間業者等の採取を許可し、採取した土石にて土石採取料を徴収することができるよう所要の改正を行うものです。

次に、改正の内容についてであります。主な改正点であります。1番目としまして、砂防設備において土石を採取する者は、土石採取料を納付しなければならないとしております。2番目といたしまして、土石採取料の額につきましては、「河川法に基づく流水占用料等徴収条例」で定められている額を準用することとしております。3番目としまして、国または地方公共団体及び公共性の高い事業を行おうとする場合には、土石採取料等を減免することができることとしております。

最後に施行期日についてであります。平成20年4月1日としております。

この条例改正により砂防設備の適正な管理が図られるとともに、除去経費の削減と資源の有効活用が可能となるものと考えております。

なお、新旧対照表及び土石採取料の額につき

ましては、26ページから28ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

砂防課は以上でございます。

○竹内港湾課長 港湾課であります。歳出予算説明資料の403ページをお開きください。当課の当初予算額は、一般会計で56億3,539万4,000円、港湾整備事業特別会計で16億4,927万8,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして72億8,467万2,000円でございます。

以下、主なものについて御説明いたします。

405ページをお開きください。まず、(事項)空港整備対策事業費1,577万5,000円であります。これは、主に宮崎空港の駐車場周辺の植栽管理を行うものでございます。

次に、(事項)空港整備直轄事業負担金1億3,632万円であります。これは、宮崎空港の護岸及び排水施設等の改良に係る直轄事業に対する負担金でございます。

次に、406ページをお開きください。(事項)港営費1億9,148万7,000円あります。これは、県内16港湾の管理に要する経費でございます。

次に、(事項)港湾維持管理費3億7,009万7,000円あります。これは、航路等のしゅんせつや係留施設などの修繕など、港湾施設の維持補修に要する経費でございます。

次に、407ページをごらんください。(事項)特別会計繰出金7億6,884万9,000円あります。これは、港湾整備事業特別会計で整備しました荷役機械や野積み場などに係る起債償還が事業収入によって賄える分につきまして、一般会計から繰り出しをお願いするものでございます。

次に、(事項)直轄港湾事業負担金6億3,270万9,000円あります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤などの整備に係る直轄事業に対する負担金でございます。

次に、408ページをお開きください。(事項) 公共港湾建設事業費22億3,913万円であります。これは、県内の港湾施設の機能強化、安全性などを確保するため、国庫補助事業により防波堤などの整備をするものでございます。

次に、(事項) 県単港湾建設事業費3,600万円であります。これは、国庫補助事業の対象にならない物揚げ場の改良などを行うものであります。

次に、(事項) 港湾災害復旧費7億3,897万1,000円あります。これは、台風などにより被災した公共港湾施設を原形に復旧する経費でございます。

次に、410ページをお開きください。港湾整備事業特別会計について、主なものについて御説明いたします。

まず、(事項) 細島港管理運営費1億6,263万8,000円あります。これは、細島港の荷役機械、引き船の管理運営に要する経費でございます。

次に、(事項) 宮崎港管理運営費1億5,869万5,000円あります。これは、宮崎港のフェリーターミナル、引き船、マリーナ等の管理運営に要する経費でございます。

次に、411ページをごらんください。(事項) 油津港管理運営費1,870万7,000円あります。これは、油津港の上屋、荷役機械等の管理運営に要する経費でございます。

次に、(項) 公債費13億390万2,000円あります。これは、港湾整備事業特別会計で整備しました荷役機械や野積み場などの起債償還のための経費でございます。元金が11億404万8,000円、利子が1億9,985万4,000円でございます。

港湾課については、以上でございます。

○河野都市計画課長 都市計画課であります。

当課の平成20年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の413ページの都市計画課をお開きください。当課の当初予算額は、31億4,813万6,000円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

415ページをお開きください。まず、(事項) 都市計画に関する基礎調査実施事業5,500万円あります。これは、都市計画法に基づき、都市計画区域について、市街地の面積、土地利用、交通量等の現状及び将来の見通しについて調査を行うもので、平成19年度から平成20年度の2カ年で実施いたします。

次に、416ページをお開きください。(事項) ④大規模集客施設立地評価ガイドライン等策定事業費につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 公共街路事業費8億1,500万円あります。これは、市街地における都市計画街路の整備に要する経費であります。このうち説明欄の1の橋梁整備事業は、延岡西環状線の一部となります祝子橋及び(仮称)岡富橋の工事を行うものであります。

次に、417ページをごらんください。(事項) 土地区画整理事業費2億3,775万円あります。これは、土地区画整理事業に要する経費であります。このうち説明欄の1の組合区画整理事業補助金は、延岡市の多々良地区土地区画整理事業を施行いたします多々良土地区画整理組合に対し補助を行うものであります。なお、この事業でも、延岡西環状線の一部となります富美山通線が整備されることとなります。

次に、(事項) 地方道路交付金事業費18億5,340万円あります。これは、国から交付金を受けて都市計画道路の整備を行う事業に要する経費

であります。

次に、委員会資料の29ページをお開きください。大規模集客施設立地評価ガイドライン等策定事業について御説明いたします。

事業の説明に入ります前に、30ページをごらんください。まず初めに、当該事業の根拠となります「宮崎県まちづくり基本方針」の概要について御説明させていただきます。

初めに、1の基本方針策定の趣旨でございますが、人口減少・超高齢社会を迎え、平成18年に、いわゆる「まちづくり三法」の改正が行われたところであります。この法改正に対応するため、現在、商工観光労働部と県土整備部とで連携して、当該基本方針の策定に着手しているところであります。今月末の都市計画審議会に諮問し、来年度早々の公表を予定しているところであります。

次に、2の本県の目指す都市づくりについてでございますが、人口減少・超高齢社会に対応したさまざまな都市機能が集約されたコンパクトな都市づくりを目指すこととしております。

次に、3の本県の目指す都市づくりを推進するための基本方針でございますが、丸の1つ目では、大規模集客施設の立地につきましては、商業、近隣商業地域に誘導し、その他の区域につきましては原則として立地を抑制することとしております。なお、大規模集客施設の定義でございますが、一番下に記載しておりますとおり、改正法に基づき、床面積が1万平方メートルを超える店舗や映画館、アミューズメント施設等としております。次に、丸の2つ目ですが、大規模集客施設が原則立地できない区域におきまして、なおかつ立地の要望等があるなど特例的な対応が必要になった場合に、手続や判断基準等を定めております。なお、この特例的な対応

に際しまして、適切かつ円滑な運用を図るため、今回、新規事業をお願いするものであります。次に、丸の3つ目ですが、都市計画区域外でも大規模集客施設の立地ポテンシャルの調査を行い、立地の規制が必要な地域があれば市町村と協議を行い、調整が整い次第、準都市計画区域を指定することとしております。次に、丸の4つ目ですが、市街化調整区域内の既存集落につきましては、居住環境の整備やコミュニティーの維持・活性化を図るため、地区計画に関する県の同意指針を見直すこととしております。

次に、4の中心市街地活性化の基本方針でございますが、まず、丸の1つ目では、県は、市街地の整備改善、商業の活性化のための事業等について、補助事業の実施や必要な情報の提供、助言を行うなど、中心市街地の活性化に取り組む市町村等の多様な主体を支援することとしております。次に、丸の2つ目ですが、中心市街地の活性化に向けた取り組みが県内の各市町村へ広がるよう、各地域の取り組み状況等の周知に努めることとしております。

以上が宮崎県まちづくり基本方針の概要についての説明であります。

引き続き、29ページに戻っていただき、大規模集客施設立地評価ガイドライン等策定事業について御説明いたします。

初めに、1の事業目的についてでございますが、ただいま説明いたしました宮崎県まちづくり基本方針では、大規模集客施設の立地を抑制する区域におきまして、事業者等から立地に関する都市計画の決定または変更の提案があった場合、大規模集客施設立地後の影響評価を事業者に義務づけております。県は、この影響評価の結果を踏まえまして、公益的な見地からその適否を判断することとしております。このため、

大規模集客施設の立地による都市構造等の影響評価の方法や評価指標等についてガイドラインを策定し、基本方針の円滑な運用を図ることとしております。

次に、2の事業の概要についてでございますが、(1)の予算額としまして、557万5,000円を計上いたしております。(2)の事業内容ですが、県都市計画審議会に設けた土地利用専門委員会におきまして、大規模集客施設立地後の影響評価方法や評価指標等を検討するとともに、市町村の意見聴取等を経た上で、ガイドラインとして取りまとめる一連の事業であります。

具体的には、その下に評価項目を整理しておりますが、大規模集客施設の立地後における都市構造の観点からの評価項目や土地利用の外部性からの評価項目につきまして、評価方法及び評価指標等の調査検討をするものであります。

歳出予算関係につきましては、以上であります。

次に、31ページをお開きください。議案第32号「宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」についてであります。

最初に、1の改正理由であります。いわゆるラッピングバス広告を初めとする乗り合い自動車を利用した屋外広告物につきましては、新たな広告媒体として全国的に普及してきております。こうした状況を踏まえまして、乗り合い自動車、いわゆる路線バスにつきましては、運行経路が定まっております、商業地域など主に景観の形成及び風致の維持に影響が少ない地域を走行するものもありますので、ラッピングバス広告などの表示につきまして、商業地域の看板などの他の屋外広告物との均衡を失わない範囲で今回、許可制度を導入するものであります。なお、宮崎市におきましては、中核市として独自に屋外

広告物条例を定めておりますが、既に平成15年1月1日から許可制度を導入しております。

次に、2の改正内容であります。ラッピングバスなど乗り合い自動車を利用した屋外広告物について、知事の許可を受けて表示できるものの規定を追加するものであります。なお、宮崎市など他の自治体で表示の許可を受けた自動車が本県内を走行する場合などは許可の必要はございません。

次に、3の許可の基準(案)についてであります。表示場所は、車体の側部または後部、表示面積は、1台につき20平方メートル以内、台数は、1つの事業所につき5台までとするなどの許可の基準を定めたいと考えております。なお、許可の基準につきましては、条例第37条第2項の規定によりまして、宮崎県屋外広告物審議会の意見を聞いた上で、別途、施行規則に定める予定であります。次の32ページをごらんください。この許可の基準のとおり表示した場合のラッピングバスの略図でございます。

最後に、4の施行期日についてであります。周知期間を設けるなどの必要もありますので、平成20年10月1日から施行することとしております。

なお、次の33ページに現行条例と改正案の対照表を添付いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

都市計画課は以上であります。

○横田委員長 各課長の説明が終了いたしました。説明のありました議案についての質疑がありましたら、どうぞ。

○坂元委員 1つだけ聞きますが、砂防ダム、治山でやった砂防ダムというのは対象外ですね。

○桑畑砂防課長 治山は対象外です。

○坂元委員 要するに、土砂が堆積していると、

その上を滑ってくるわけで、逆に今度は河川の堆積、河床が高くなる、その原因にもなるから、私は、積極的に工事なんかで指定で土砂を利用するように設計なんかで言われたほうがいいと思うんですが、問題は、一番肝心な治山の砂防ダムはどこが管理しておるんですか。

○桑畑砂防課長 国有林関係は国営管理署あるいは県の治山のほうでやっております。

○坂元委員 県の管理されている砂防ダムでどれだけの堆積土砂があると予想されていますか。県管理の砂防ダムの堆積土砂量。

○桑畑砂防課長 県の砂防ダムが1,115基あるんですけれども、それを平成9年に1回調査をしております。その中で、満砂しているのが250何カ所で25%、その後大きな台風が来ましたので、ことし再度調査をかけて、3月末にはその結果が出るようになってはいますが、今、大体70%ぐらいは調査結果が来てはいますが、それによりますと250基ぐらいありますので、さらにその数はふえると思えますけれども、砂防ダムの機能からして、満砂したら悪い影響を与えるかというのではなくて、満砂して機能を発揮すると。要するに河川の河床勾配を安定させて溪岸侵食を防ぐという機能もございます。今回、こういうことを考えたのは、そうしながらも、さらに以上に堆積した土砂が下流に被害を与える。その堆積土砂が骨材とかに使えるんじゃないかと。そうしたときに砂防施設に害を与えないように、あるいは地山を乱さないように、そういう管理を徹底して、例えば、砂利組合が砂利をとってできるんじゃないか、そうすることによってコスト縮減、あるいは骨材利用、そういう両面から有効じゃないかということで条例改正をしたところです。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○萩原委員 都市計画課長、御池都城線は今回は予算化されていないわけですか。今、用地買収をどうのこうのと言われたけど。

○河野都市計画課長 県道名が御池都城線でございますけれども、街路名では中央西通線ということで、地方道路交付金事業費の中に計上をいたしております。

○萩原委員 どこに入っていますか。

○河野都市計画課長 歳出予算説明資料の417ページの地方道路交付金事業費の中に、中村木崎線ほか13路線の中に入っております。

○萩原委員 議案第32号「宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」、これは、宮崎県の区域内の1つの営業所につき5台以内であることという5台というのは、何か根拠があるんですか。

○河野都市計画課長 県内には禁止地域と規制地域というのがございます。その中で、第二種規制地域においては、通常の屋外広告物の表示できる面積というのがございます。それが100平米になるんですけれども、バスにつきましては、その100平米を基準として、今、中型車のラッピングバスが大体1台について20平米ございます。そういうことで100平米を1台の20平米で割るということで、5台というふうにしております。これは、一般の広告物の中でも市町の市街地、商店街に掲げる広告物の面積等考えまして、100平米ということにしております。バス1台のラッピングそのものが20平米程度ございますので、それで100平米を割って5台というふうにしております。

○萩原委員 これは乗り合い自動車ですね、いろいろと規制しなきゃいけないんですか。乗り合い自動車というのはもともと営業車なんだから、会社のマイナスになるようなことはしない

わけで、ここに宮交のOBがおるけど、宮交のバス、あるいは民間バスだって一緒であろうと思うけど、そんなにあつたこうだと規制しなきゃならないような代物なのかどうか。例えば、通常の道路に出す広告物ならいざ知らず、こういう乗り合い自動車に一回一回規制して許可をするとか何とかしなきゃならん代物なのかなと僕はいつも不思議でならんだけだ。

○河野都市計画課長 宮崎県においては、沿道修景美化条例というのを制定しまして、良好な沿道景観の保全の創出に努めておるわけですが、国定公園とか幹線道路沿線地域についても厳しく規制をしているという状況でございます。そういう中で、景観法ができて、宮崎県景観形成基本方針というのを定めておりまして、県民に対しまして、景観の保全、形成というふうなことを啓発しているところでありまして、そういう景観政策を進めている中で、こういう新たな媒体といいますか、ラッピングバス等があるものですから、そういう中でほかの屋外広告物の規制とも比較考慮して、ちょっと厳しい状況での検討になったということでございます。随分慎重に検討したわけですが、

○萩原委員 いろいろへ理屈を並べていらっしゃるけど、景観というのは、通常、移動しないものであって、屋外広告物にして、例えば、景観条例とかいろいろあるでしょう。それは移動をしないんですよ。バスの場合は利益を出さなきゃいかん営業車ですから、甚だしく世間の景観を悪くするような代物ではないわけだから、これに対して一々許可したり、規制しなきゃならん、それだけ住みにくい世の中なのか、どうなんですか。それは言い合ってたってしょうがないから、一回その辺を考えてみてください。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 河川課、393ページお願いしたいんですが、公共海岸事業費の侵食対策事業のところなんですけれども、2億2,000万、住吉海岸についているんですが、確認ですけど、今、ヘッドランド構想なんていうのも出ているんですが、その調査、この2億2,000万というのはどういったものを具体的に想定しているということでしょうか。

○児玉河川課長 現在、住吉海岸を含めた一ツ瀬川までの海岸についていろいろ検討しておりますが、その中で県が既に離岸堤を整備してきておる部分がございます。現在、8基目に入ったところなんですけれども、その8基目まではすべて県のほうでやり上げるという前提で事業を進めております。その上で、それから北側の部分につきましては、国の直轄として事業に取り組んでもらうということで、20年度と21年度につきましては、県の事業と国の事業が場所、区間を分けて並行して実施するというように考えておきまして、県は離岸堤の8基目が上がるまで事業を継続してやっていく、そして国は20年度から、それから北の部分について、今、ヘッドランドとかいろんな検討しておりますが、工法については今からの検討なんですけれども、その間の保全対策を国のほうで取り組んでいくということで、県がやる区間と国がやる区間を区間を分けてやっていこうということで考えておきまして、この2億2,000万につきましては、県が行います事業の事業費を計上しているところでございます。以上です。

○武井委員 確認ですけども、ヘッドランド等が今、構想されているんですが、これは全部国の直轄ということになるんですが、そういったときの調査費を出す、出さないとかいうこと

も含めて、それについて、意思決定において県としてかかわることというのは法的にできるものなんですか、ただ意見を述べる程度のものになるのでしょうか。

○児玉河川課長 直轄事業は、国が直接海岸の事業をやるわけですが、海岸の管理者は県なんです。それで、県が海岸管理者でありますけれども、ある部分を事業を急いでやらないかんとか、大規模な事業費になるということで国がやってくれるわけですが、国がやった後は、事業がすべて完了したら県のほうに引き継いで県が管理することになります。そういうこともありますので、直轄区間の事業自体は国が進めます。最終決定は国のほうで、工法の決定等もやりますけれども、当然、県もそれにかかわって、いろんな調査の段階、それから事業実施中も、地元調整とかいろんなことから、そんなことも含めて県もそこにずっとかかわっていくと。それから、工法の決定に際しましては、技術検討委員会というのをつくっておきまして、その中には海岸の専門家の先生ですとか、あるいは地域の代表の方なんかも入っているんですが、そういった委員会の中の意見も踏まえながら、最終的に工法を決定すると。その委員の中には私も入っていますので、その場でも県の立場としていろんな意見を言わせていただく、そういうことで計画決定にもかかわってまいりますし、計画が固まった後、事業を進めていく中でも、県も一緒になって考えていくということで、直接の最終決定は国かもしれませんが、県もそれにかかわっていくということで考えております。

○武井委員 改めての確認ですけれども、ということは、管理者は県ですから、県の管理者である部分を国にそういう形で任せるというよう

な形になってくると思うんですが、例えば県議会とかこの委員会とかにおける議決とか、議会としてそれに対してかかわるということはないということになると。つまり、最終的にはいろいろ研究会なり国の中で課長が出られて意見を述べていくというようなレベルで最終的に決まるということになるんですか。そこだけちょっと確認させてください。

○児玉河川課長 先ほど申しましたように、事業者は国でありますので、最終的な工法を決定するのは国かと思えます。ただし、それに対して県もかかわってきます。それから、例えば、県議会とのかかわりになりますと、一つは予算があります、直轄事業に対する県の負担分も2割ぐらいありますので、予算書としては出てきますから、場合によってはそういう場で御意見を伺うとか、あるいはいろんな節目、節目で委員会のほうに私どもから御説明して、それに対して御意見いただいたことを、今度は国と一緒にやる委員会の場でまた意見を言っていくとかいうこともできると思えますので、直接的に県議会の同意を得て工法を決めるとか、そういうことはありませんけれども、間接的な形で皆さんに御説明して、それをまた反映させていきたいと考えておるところです。

○武井委員 予算で一部の負担分などもありますから、やり方があるということはわかりました。

次に移ります。砂防課なんですけれども、先ほど坂元委員からもありました、砂防指定地管理条例の改正の件なんですけれども、私も現場なんかを見させていただいて、いろいろ話を聞く中で、業者さんにとってもらうと、非常においしいところだけといいますか、いいところだけとって、逆に流水に対して影響が出て困ると

いう懸念があるみたいな話も土木事務所の方なんかから伺ったりもしたんですが、そういった場合、2点お伺いしたいんですが、まず1つは、問題が生じない場合についてはというのがあるんですが、これはだれが、どのような判断で行うのかというのが1点、もう一点は、今、申し上げたような業者さんの管理、並びにとるならとるで、とることが適正に行われるか、また適正に行われなかった場合、どのような対応をするのか、2点お伺いします。

○桑畑砂防課長 問題が生じない場合といえますのは——要するに、砂防の上流に堆積をしております。それで、先ほど言いましたように、地山を乱さない、あるいは施設、砂防堰堤そのものを乱さない、そして堆砂、一般的に砂防ダム、2通りの考え方がありまして、1つは土石流に対するダム、あと一つは水系砂防ダム、これは川の中につくる砂防でございます。水系砂防の場合におきましては、計画堆砂線というのがあります。それによって溪岸を山脚固定していく、あるいは川の流れを緩やかにして、溪岸侵食を防ぐというようなことで、水系砂防におきましては、一時的に土砂がたまっても、次の出水時期に徐々に下流に流れていって、またもとの安定した河床勾配に戻る。土石流対策ダムの場合は、下流に人家があったり、そういうことで一気に土石流が押し寄せて下流の人家をつぶす、そういうようなものを防ぐためのダムでございますので、そういうダムにつきましては、上流からの土砂に対するポケットの容量、要するに利用量を確保する必要があるというようなことがございます。

いずれにしても、砂防堰堤そのものに危害を与えないようなとり方、これは砂防ダムから5メートルぐらい離したり、あるいは地山から3

メートルぐらい離したり、あるいは地盤線、河床から3メートル離したりと、そういう技術基準をつくって、それによってとってもら。そして、とり始めたときに月に1回、その採取量を報告してもら、状況写真を報告してもら、それに基づいて土木事務所、許可したところが管理を徹底するという手法でいくことにしております。

○武井委員 わかりました。

最後、1点、都市計画課、お伺いします。まちづくり基本条例の件なんですが、これは、おっしゃることは大体わかったんですけども、確認なんですけれども、宮崎市はイオンの問題なんか非常にありましたけれども、基本的には宮崎市のことは全部100%宮崎市で、県としてはかわらないということよろしいですか。

○河野都市計画課長 まちづくり基本方針ということでつくっておりますけれども、土地の利用については県のほうで規制をしていきますので、宮崎市のほうでやるという状況のものではございません。先ほど言いましたように、大規模集客施設の立地を規制するというふうなことで、この規制においては、県の基本方針のもとに、宮崎市以下県内の市町村が、それなりに自分たちで方針を固めるなり、進めていくというふうなことになるかと思えます。

○武井委員 今のお話ですと、確認しますと、これは方針ですから、これは一つの上位概念であって、実際はこれに基づいて、市町村がこれをブレークダウンした形で具体的に方針を定めていくという趣旨のものだということですか。

○河野都市計画課長 この部分については、大規模集客施設が立地した場合にいろんな市町村に影響を与えるということで、県としては、広域的な見地から適否を判断するというふうなこ

とで、ほかの市町村については、大規模集客施設を立地しようとする場合においては、地区計画制度とかあるわけですが、その適否を市町村においても判断をしていくというふうなことになるかと思えます。

○武井委員 わかりました。ということは、この方針に基づいた、つまりこの方針を含みながら、市町村が最終的には適否を判断するという形になるということですね。

○河野都市計画課長 大きな集客施設については、いろんな周辺まで影響がございますので、その適否を判断するのは最終的には県の判断になります。

○武井委員 わかりました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 住吉海岸のことで少し聞きますが、30億ぐらいの防砂堤建設というのがあったんじゃないですか。あれはどうなっているんですか。

○竹内港湾課長 防砂堤でございますけれども、これは港湾区域の中に入っておりますので、一応、港湾計画の中で計画しているところでございます。現在、宮崎港に砂が流れているということで、これの抜本的対策としましては、防砂堤でいこうかなと考えるところでございますけれども、これにつきまして、今、国と協議をしている段階でございまして、1つは、規模なり効果等につきましては、北のほうから砂が流れてくるということになりますので、北の住吉海岸等の対策工がまだ詳細に詰まっておりますので、その詰まった段階で検討していくということで、住吉海岸を担当される国のほうを含めまして、工程等の打ち合わせ等はしておるところでございまして、なかなかまだ工程等が決まらないということで、協議は進めさせ

ていただいているという状況でございます。

○外山良治委員 めどしてはどうなんでしょう。

○竹内港湾課長 いずれにしましても、宮崎海岸ですけれども、具体的に構造物の国のほうの計画が見えてきた段階で判断することになると思いますので、そちらのほうの工程等がまだはっきりしておりませんので、いつできるということについては、今は、答えはできないかと思っております。

○外山良治委員 ということは、補正でも出ましたが、いわゆる7,000万、2億6,000万の関係、これはいつまで続くんですか。

○竹内港湾課長 先ほど言いましたように、今、宮崎港に砂が流れているということで、抜本対策につきましては、住吉海岸のヘッドランドの工程等と調整しながら、御指摘の検討をすることになるかと思えますけれども、当面の対策としましては、1つは、港湾空港技術研究所が今、掘削工法の新工法を開発されておりますので、これの試験施工を実はやりたいということで今、準備をしております。もし、この試験施工等がある程度めどがつきますと、工費的にはかなり安くなると思っております。当面对策の2番目としまして、先ほど言いました、宮崎海岸の侵食対策として養浜を先行するという話をお聞きしておりますので、今、たまっておりませんマリナ周辺の砂を宮崎海岸の養浜砂として利用できないか、これにつきまして、国と現在、協議を進めているところでございまして、もし、この養浜砂が活用できればしゅんせつの費用も削減できるということによりまして、それによってかなりしゅんせつも頻度が少なくなるということは期待できるかと思えます。いずれにしましても、宮崎港の場合、浜辺につくられた海岸でございまして、航路の施設の利用

等につきましては、ある程度のしゅんせつ等は今後とも必要ではないかと思っているところでございます。

○外山良治委員 順序よく、例えば、2億2,000万かけて侵食対策をする、一方では流れて、掘って砂遊びをしている、これで7,000万ぐらいかかっている、しかし、抜本対策をどうするかというのは、防砂堤をつくって、ヘッドランドをつくって、こういった一連の将来構想があるわけでしょう。それで調査費が5,000万円ついたんでしょう。どうですか。

○児玉河川課長 5,000万の調査費が出ましたので、私の方から御説明したいと思いますが、国が海岸事業を直轄化することに伴いまして、19年度に5,000万の調査費がついております。これにつきましては、海岸事業をどうするかということを検討するためについた調査費でございます。今、海岸をどういう工法でやったらいいかということを検討している最中でございます。先ほどから話が出ておりますが、まず養浜、砂を入れるという部分は決まっておりますけれども、その入れた砂がそこにとどまるかどうか、制御するための構造物を何にするかというのは、今のところ、ヘッドランドが一番いいだろうということで提案はされておりますけれども、そこがまだ決定していないというような状況でございます。いつごろヘッドランドみたいな砂が流れるのをとめる施設ができるかというのは今の段階では全然わかっておりません。そういうこともあって港湾のほうも苦慮されているんだと思いますが、海岸につきましては、今、そういう状況でございます。

○外山良治委員 ヘッドランドとは別に防砂堤30億というのがあったんじゃないですか。なかったんですか。

○竹内港湾課長 先ほど言いましたように、宮崎海岸の南側ですけれども、そこに港湾区域が入っていますけれども、港湾区域の中に防砂堤が計画されております。これにつきましては、港湾計画に入っておりますので、港湾のほうで施工をするということでございます。

○外山良治委員 施工をするとおっしゃったでしょう。いつするんですか。

○竹内港湾課長 港湾計画の中で防砂堤が計画されておまして、先ほどから申しますように、その施工期日につきましては、規模と効果等がありますので、先ほど河川課長が言いました宮崎海岸のヘッドランドといいますか、そういう構造物の出方の工程等が決まらないと、規模なり効果なりが判断できませんので、それをもって防砂堤の事業計画が進むということでございます。

○外山良治委員 であるならば、簡単に言うといつになるかわからないと、そうですか。

○竹内港湾課長 いずれにしても、先ほどから申しますように、宮崎海岸のヘッドランドの計画がまだ明らかになっておりませんので、今の段階ではいつから防砂堤にかかるよとかということとは言えないと思っております。

○外山良治委員 であるならば、あの表現は悪い砂遊びの予算というのは出ているんですか。

○竹内港湾課長 歳出予算説明資料の406ページの港湾維持管理費が3億7,000万余でございます。その中の説明の中に1の港湾維持管理費2億6,109万7,000円とございますけれども、この中にしゅんせつ等の費用が入っております。

○外山良治委員 前年度並みで出ているんですか。

○竹内港湾課長 港湾維持管理事業につきましては、19年度当初よりも5,100万ほど増額をして

おります。これにつきましては、宮崎海岸にあります港湾のしゅんせつ等の経費がかなりかさんできていおるということがございまして、5,100万ほど昨年よりも増額はしております。

○外山良治委員 台風2個分ですね。私になぜこういったことをお伺いするかというと、例えば、シーガイアの室内プールを閉じた、唯一、あの東側にある宮崎マリーナですか、海水浴場、あれとの連携はどうなっているんですか。どういふふうに誘客をしようと考えておられるんですか。

○竹内港湾課長 質問をちょっと確認させていただきますけれども、マリーナと人工ビーチですか。

○外山良治委員 マリーナ。

○竹内港湾課長 わかりました。一応、臨海公園につきましては、日南海岸リゾート構想の中の一環として、今から海洋レクリエーションの需要拡大があるということで、港湾計画に位置づけまして整備が進められているところでございますけれども、周辺のシーガイア、フローランテ宮崎とか森林公園等がありますけれども、これと一体となった一ツ葉地域の観光資源になっているという認識をしております。現在の臨海公園でございますけれども、夏場は当然、海水浴でございますけれども、それと釣り、海浜の散歩とかバーベキュー広場等がありまして、当然、マリーナ基地もその中に入っておりますけれども、年間を通じた利用ができる施設になっている、それが定着しているというふうに思っております。特に、ことしの利用状況でございますけれども、約18万を超えるという状況でございます。昨年度よりか4万5,000人増加をしているという状況になっております。また、海水浴の利用者につきましては、5年ですけれど

も、過去最高の利用者を現在数えているということでございます。

こういうこともございますので、現在の臨海公園、これは指定管理者を導入しておりますけれども、来年度からは、サンビーチ一ツ葉ですけれども、ここの指定管理者の自主管理事業ということで、協賛する形でシーガイアさんと連携を図りながら、新しい利活用のメニュー等も検討していきたいと思っております。それにより県民に優しい、親しんでいただくような施設づくりをしていきたいと思っております。

また、繰り返しになろうかと思っておりますけれども、マリーナにつきましては、臨海公園の中心的な施設ということを考えておまして、もうそういうふうになっておりますけれども、高校生の教育の場、それとヨット、クルーザー等の基地として活用されておりますので、その中で利用者の皆様から料金をいただいているということございまして、管理者の責任として、安全を確保するような義務があるのじゃないかと思っております。その中で当然、先ほどかかると言いました費用につきましては、最小限の費用で工法の検討、国の補助事業等も利用しながら、維持管理費の削減に努めてまいりたいと思っております。

○外山良治委員 宮崎マリーナのことは申し上げません。恥ずかしくなります。中核的施設ということを行いながら、船も出せんのが2カ月、3カ月ぐらい続くわけですから……。

あと一点、タンポリの廃船について、何か最近では大きな動きがあったというふうに伺っていますが、どのような動きがあったんですか。

○児玉河川課長 タンポリにプレジャーボート、廃船が多数ありました。まず、昨年度、FRP

船の処分をやりました。それから、コンクリートの船とか大型の船がまだ残っておりました。そのことにつきまして、今年度撤去することとしておりました、今、残りが8隻あるんですが、それを今年度中に撤去するというので今、作業を進めておるところです。現在、8隻中3隻を既に引き上げておりました、残りにつきましても、今週中には引き上げるということで現在作業を進めておるところでございます。

○外山良治委員 そういうことではなくて、今まで係留を法的に許可を与えていたと、与えられた側に大きな動きがあったでしょう。その対応について伺いをいたします。

○児玉河川課長 宮崎マリーナという株式会社が許可を取って船を泊めておったと。そのマリーナの親会社が、経営上、そこを畳みたいという話でいろいろで昨年からの動きがございました。最終的には、例えば、その経営権をどこかに譲ると、その段階で許可が消えてしまいますので、そんな話をいろいろ打ち合わせする中で、結果的には、例えば、社長をかえるとか、そういうことで会社を存続させてそのまま占有していくという方向になりつつあるということを今、話は聞いております。

○外山良治委員 そういふ話とはちょっと違うんですが、倒産をしたというふうに聞いているんですが。

○児玉河川課長 私が聞いておりましたのは、親会社が楽天なんですけれども、最初は株式譲渡したりとか、そんな話がいろいろ出ておったようなんですけれども、最終的には、それをやりますと占有許可が消えてしまいますので、そういうことをせずに会社を存続させるということで今、話は聞いております。

○外山良治委員 わかりました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、議案以外で何かありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で河川課、砂防課、港湾課、都市計画課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時56分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

次に、公園下水道課、建築住宅課、営繕課、高速道対策局の審査を行います。

それでは、公園下水道課長から順次説明をお願いいたします。

○富高公園下水道課長 公園下水道課であります。当課の平成20年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の419ページ、公園下水道課をお開きください。当課の当初予算額は、8億6,151万4,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

421ページをお開きください。まず、(事項)下水道事業推進費1億61万円についてであります。これは、市町村における下水道事業の促進を図るために要する経費であります。このうち、1の公共下水道整備促進事業は、都城市ほか6市9町1村に対しまして、県単独の交付金を交付するものであります。

次に、(事項)公共都市公園事業費1億4,000万円についてであります。これは、大規模な災害が発生した場合の活動拠点の一つとして、県総合運動公園を活用するために、既存施設であ

る陸上競技場の耐震化、防災機能の充実を図るものであります。

422ページをお開きください。次に、(事項) 県単都市公園整備事業費1億9,700万円についてであります。これは、都市公園施設の維持補修を行う事業費であり、県立平和台公園等で実施いたします。

(事項) 都市公園管理費2億8,545万1,000円についてであります。これは、都市公園を快適に利用していただくために、施設の維持管理等を行う事業に要する経費であり、主に指定管理者の管理委託料であります。

最後に、(事項) ㊦地域自立・活性化交付金事業費6,000万円についてであります。これは、現在、補助事業であります公共都市公園事業で県総合運動公園を整備しているところですが、これと並行して、これまで補助対象とならなかった既存施設の補修等を、国において19年度に創設された地域自立・活性化交付金の交付を受けて行うものであります。

公園下水道課については以上であります。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課であります。平成20年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の建築住宅課をお開きください。当課の当初予算は、27億7,188万4,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

425ページをお開きください。まず、(事項) 建築確認指導費9,218万6,000円であります。次の426ページになりますが、この経費は、建築物の建築確認審査や許可などに要するものであります。

次に、(事項) 建築物防災対策費1,660万3,000円ではありますが、これは地震やがけ崩れなどに

よる建築物の被災を未然に防止するため、がけに近接する危険住宅の移転などに要する経費であります。このうち、4の㊦木造住宅耐震化促進事業につきましては、後ほど、委員会資料にて御説明いたします。

427ページをごらんください。(事項) 県営住宅管理費9億3,477万3,000円ではありますが、これは、県営住宅の入居者募集や修繕などの管理に要する経費であります。このうち、4の㊦民間活力の活用による県営住宅の整備に関する方針策定事業は、後ほど、委員会資料にて御説明いたします。なお、平成20年度は、平成18年度から宮崎土木事務所管内で実施いたしております指定管理者の第2期指定に関する公募などの手続を行うこととしておりますが、今回の公募に際しまして、隣接いたします高岡土木事務所管内の県営住宅162戸を加えて行うこととしております。

次に、(事項) 公共県営住宅建設事業費13億4,276万8,000円ではありますが、これは、宮崎市の花ヶ島団地や日向市の三ツ枝B団地など、4団地において行う県営住宅の整備に要する経費であります。

次に、(事項) 市町村営住宅建設促進費1,834万5,000円ではありますが、これは、市町村営住宅の建設促進に要する経費であります。このうち、1の人にやさしい公営住宅支援事業につきましては、障がい者世帯向け公営住宅などの建設または改善を行う市町村に対し、その費用の一部を助成するものであります。

次に、(事項) 公共優良賃貸住宅供給促進費5,749万9,000円であります。次の428ページになりますが、この経費は、民間の土地所有者などが建設する中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅ですとか、高齢者向けの優良賃貸住宅の建設

費などに対する助成に要するものであります。

次に、（事項）住まいづくり対策費1,763万7,000円ですが、これは良質な住まいづくりの支援や住情報の提供などに要する経費であります。このうち、4の㊸住情報提供ネットワーク推進事業につきましては、インターネットを利用して住まいに関するさまざまな情報を提供するためのネットワーク「みやぎき住まいの安心情報バンク」の運営に要する経費であります。

次に、委員会資料の34ページをお開きください。㊸木造住宅耐震化促進事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的についてであります。この事業は、木造住宅の耐震化の促進を図るため、所有者が行う耐震診断に対し市町村が補助する場合、その一部を市町村へ補助することにより、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現に寄与することを目的として、平成17年度に創設したものであります。これまでに20の市町村において実施された279戸の耐震診断に対し支援してきたところであります。今後一層の事業促進を図る観点から、今回、新たに、次の2の事業の概要の（3）事業内容の1にあります、アドバイザー派遣に対する支援を加えることといたしました。このアドバイザー派遣は、耐震診断を必要とする住宅の所有者に高齢者が多いことや、住宅も老朽化したものが多いことなどを勘案し、市町村が耐震診断士をアドバイザーとして活用し、直接、相談者の自宅や啓発のために地域の集会などへ派遣する場合、県はこれらの費用の一部を市町村に対し助成するものであります。予算額は188万5,000円で、事業期間は、平成20年度から22年度までの3カ年を予定しております。

次に、委員会資料の35ページをお開きくださ

い。㊸「民間活力の活用による県営住宅の整備」に関する方針策定事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的についてであります。県営住宅の整備につきましては、より計画的かつ効率的な事業の推進が求められているところであります。近年の厳しい財政事情などを踏まえ、PFIなどの民間活力の活用が不可欠と考えられます。このため、この事業は、民間活力の活用による整備手法の導入の可能性などについての基礎的調査を実施し、団地ごとの整備方針の策定を行うものであります。これにより、財政負担の軽減化と整備管理の効率化を図ろうとするものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は490万円で、事業期間は、20年度、21年度の2カ年を予定しており、事業内容にあります民間活力の導入に関する基礎的調査及び団地ごとの整備方針の策定を行うこととしております。

予算関係につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の36ページであります。議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります。今回の改正は、大きく分けて2つありまして、1つ目は、（1）の手数料徴収の対象事務の追加で、新たに手数料を徴収するためのものと、2つ目は、（2）の構造計算適合性判定を求めなかった場合、その手数料を還付するためのものであります。まず、（1）の手数料徴収の対象事務の追加で、新たに手数料を徴収するものにつきましては、下記に記載しています「建築物の耐震改修の促進に関する法律」など3つのいずれかの法律に基づき、建築物の建設や改修の計画を行政庁が認定したときは、建築基準法に基づく確認を受けた

ものとみなされることから、建築確認の手続の一環として、構造計算適合性判定も不要となりますが、昨年6月の建築基準法の改正により、構造計算の適合性制度が導入された趣旨にかんがみまして、これらの認定に当たりましては、構造計算の適合性の判定を求めることとし、それに必要な経費として手数料を徴収するための所要の改正を行うものであります。次に、(2)の構造計算適合性判定手数料の還付につきましては、例えば、建築確認審査において、申請内容が構造計算以外の部分で建築基準法の諸規定に適合しない場合には、構造計算の適合性の判定を求めるまでもなく建築確認をすることができないため、このような場合には判定に係る手数料を申請者に還付することとし、そのための所要の改正を行うものであります。

具体的な改正の内容は、次の2に記載のとおり、(1)の手数料の徴収につきましては、下記(3)の法律に基づく計画認定の申請を関係条項に追加することとし、(2)の手数料の還付につきましては、還付するための規定を追加するものであります。

施行期日は、平成20年4月1日としております。

なお、37ページから40ページまでの新旧対照表につきましては、説明は省略させていただきます。

次に、委員会資料の41ページをお開きください。議案第27号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。平成19年4月に東京都町田市の都営住宅におきまして、暴力団による立てこもり発砲事件が発生したことを受けまして、平成19年6月に国土交通省か

ら公営住宅における暴力団排除についての基本方針が示されたところであります。県におきましては、この基本方針を踏まえ、県営住宅の入居者や周辺住民の生活の安全の確保を図るため、県営住宅に暴力団は入居できない旨の入居者資格を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正の内容は、次の2にありますとおり、条例の関係条項に(1)の暴力団員は県営住宅に入居できない旨の入居資格要件の追加、また、(2)の同居の承認や入居承継において、承認しない旨の規定の追加、さらには(3)におきまして、入居者が暴力団員と判明した場合、明け渡し請求できる旨の規定の追加などとなっております。

施行期日は、平成20年4月1日としております。

なお、42ページから47ページまでの新旧対照表につきましては、説明は省略させていただきます。

建築住宅課は以上であります。

○藤山宮繕課長 宮繕課であります。当課の平成20年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の429ページの宮繕課をお開きください。当課の当初予算額は、9億1,147万3,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

431ページをお開きください。まず、(事項)庁舎公舎等管理費2億5,572万3,000円です。これは、庁舎等の維持補修に要する経費であります。

次に、(事項)電気機械管理費3億2,255万2,000円です。これは庁舎等の機械・電気設備の維持修繕工事及び冷暖房機器やエレベーター等の運転並びに保守点検等、維持管理に要

する経費であります。

次に、432ページをお開きください。(事項) 営繕管理費812万円であります。これは、営繕積算業務電算システム及び県有建物保全情報システム整備に要する経費であります。

営繕課は以上であります。

○岡田高速道対策局長 高速道対策局であります。当局の平成20年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の高速道対策局、433ページをお開きください。当局の当初予算額は、34億9,786万4,000円であります。

それでは、主なものを御説明いたします。

435ページをお開きください。まず、(事項) 東九州自動車道建設促進対策事業費2億8,200万円あります。これは、高速道路の早期着工を図ることを目的として、道路の建設に必要な工事用道路につきまして、県が高速道路の建設に先行して整備を行うために要する経費であります。

次に、(事項) 東九州自動車道用地対策費2億50万円あります。これは、東九州自動車道の早期完成を図るため、県が国土交通省及び西日本高速道路株式会社から受託する用地取得事務に要する経費であります。

次に、436ページの(事項) 直轄高速自動車国道事業負担金25億円あります。これは、県内の高速道路網の早期完成を図るため、国が実施します高速自動車国道整備、いわゆる新直轄事業に要する経費の一部を県が負担するものであります。以上でございます。

○横田委員長 各課長、局長の説明が終了いたしました。説明のありました議案についての質疑がありましたら、どうぞ。

○武井委員 2点だけ質問させてください。

まず、委員会資料の41ページの県営住宅の件、住宅建築課なんですけど、確認なんですけど、暴力団の関係は入居できないということなんですけど、これはまさにそのとおりだと思うんですが、これは警察との連携とか、そのあたりどういうふうになっているか教えてください。

○藤原建築住宅課長 具体的な取り扱いにつきましては、警察との協力が当然不可欠でございますので、協定の締結に向けて現在、努力しているところでございまして、年度内には協定締結されるというふうに考えております。

○武井委員 その協定というのは、例えば入居者の情報交換とか、当然、向こうは名簿とか持っているでしょうから、そういったもので予防というのが非常に大事だと思うんですけども、そういったことも含めて対応されるということによろしいでしょうか。

○藤原建築住宅課長 基本的には入居申し込みされる方々に対してのリストを警察当局に提示し、その中から具体的な暴力団の方々の照会をいただくというふうなこと、それから既存入居者につきましては、そういう取り組みはできませんので、既存入居者につきましてもの情報提供の我々の受け方、向こうの提供の仕方、さらには個人情報としての保護のあり方など、そういったものが協定の内容になろうかと思えます。以上です。

○武井委員 わかりました。

次に、高速道対策局に質問させていただきます。去年も1回質問したんですが、促進大会、いわゆる大会系のものというのがいろいろイベントとしてあると思うんですが、ああいったものというのは、あり方というものは見直していかなければいけないと思うんですが、ことしはああいった大会系の中での何回

ぐらい予定されているのでしょうか。宮崎でやるものとか、県北でやるものとかあると思うんですが、含めて。

○岡田高速道対策局長 昨年と同程度、25回程度を予定しております。

○武井委員 それにかかる総経費は幾らですか。

○岡田高速道対策局長 大会等にかかる経費につきましては、331万1,000円を予定しております。

○武井委員 それについて、昨年から会場の見直し等も必要ではないかみたい話をしたんですが、例えば、回数であるとか、やり方の工夫であるとか、そういったことで削減とかいうようなことの努力等はされたのでしょうか。

○岡田高速道対策局長 会場使用等につきまして、できるだけ公共施設を使うということを考えております。そういうふうにしていく予定にしております。

○武井委員 前年と比べて回数並びに経費というのは、どれぐらい減ったとか、ふえたとか、変わらないとかありますか。

○岡田高速道対策局長 昨年の決算時に御報告しました数字で言いますと、334万9,000円ですので、3万8,000円程度減っているというような状況です。

○武井委員 今後その辺は効果的に見直していただきたいと思います。

あと一点だけ、これは確認なんですけれども、71名ということで、非常に人数が多いんだなというので驚いたんですが、本課にデスクが43席あって43人いらっしゃるんですか。それとも、どこにいらっしゃるものですか。

○岡田高速道対策局長 職員費の人数ということですか。

○武井委員 71名の。

○岡田高速道対策局長 人数の内訳を申し上げますと、対策局が8名、用地事務所が28名、埋蔵文化財センターが35名で71名でございます。

○武井委員 埋蔵文化財センターというのは、いわゆる埋文は当然やらないといけないんですが、35名というのは全部正職員ということですか。

○岡田高速道対策局長 その中で高速道対策局と併任になっている方が35名ということです。

○武井委員 併任というのは、文化財課とか、どことどこが、何と何が併任になっているんですか。

○岡田高速道対策局長 埋蔵文化財センターと高速道対策局とが併任と。

○武井委員 その方が35名ということですね。わかりました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で公園下水道課、建築住宅課、営繕課、高速道対策局の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時20分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、総括質疑に移ります。委員の皆さんの県土整備部全般についての質疑がありましたら、どうぞ。

○坂元委員 質疑をしておかないと委員長報告の中に盛り込めませんので……。入札制度、一応、本会議でもいろいろ検証しながら今後制度をと答弁がありましたが、特に、予定価格の事

前公表制度については、県議会が予定価格を聞き出したりはしないという誓いを新たにみんなしているわけでありますから、本会議で萩原議員が言われたとおり、2,000万以上は事後公表にするとか、そういうふうにしないと、今、これは検証済みなんですよ、例の応札状況なんかを見ると検証済み、その辺にみんな固まっているわけですから。これだけ検証結果が出ていることについては、新年度の事業発注なんかにおいては、十分に検討を加えられた方が、全国39都道府県はいざ知らず、宮崎県はそっちのほうがより健全な業者の育成になるというふうに思っていますので、これは答弁は同じことでしょうか、要りませんが、ちゃんと要望をしておきます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○河野都市計画課長 先ほどの武井委員の質問の回答ですけれども、土地利用に関しまして、県が判断するというふうに私、説明をしましたが、ちょっと不十分だったというふうに考えましたので、追加して説明をさせていただきたいと思います。今回の基本方針の対象でございますけれども、宮崎市も含めた都市計画を持つすべての市町というふうになっております。その中で具体的な大規模集客施設の立地計画があった場合でございますけれども、市町村が都市計画の決定を行うことになるわけですが、その際におきましては、県からの同意を得なければならないというふうになっておりまして、その同意の判断を行うという意味の説明をしました。直接、決定というのは市町村が行いますけれども、その前提になる同意について県が判断をするというふうなことでございます。以上でございます。

○武井委員 管理課長、お伺いします。不適正

資金の関係なんですけど、裏金問題、去年は非常に大きく出たんですけれども、ことし調整費もこういう形で入りましたので、一定の方向性は出たと思うんですが、各担当課なり出先機関に対して、今年度、二度と起こらないということに向けて、どのような指導されたのかということについて、改めてお伺いしたいと思います。

○持原管理課長 不適正な事務処理につきましては、昨年末、12月27日付で総務部長通知がございまして、私の部といたしましても、二千数百万の不適正な経費があったということで、十分重く受けとめておるところでございます。そういうことで、ことしに入りまして早速、各地区ごと、8地区においてコンプライアンスの研修というのもやっておりますし、せんだって、2月13日には出先の次長、総務課長、本庁の補佐等で会計事務処理による具体的な指示確認を行ったところでございます。来年早々には建設技術センターでそういう公務員倫理に関するような研修もまた新たに計画しているところでございます。今回の事案につきましては、一番大事なのは職員の意識改革かなと思っております。そういう意識改革の取り組みを引き続き部としても一生懸命頑張ってまいりたい、それとあわせて、全庁的に、総務事務センターでありますとか、あるいは先ほどのような調整費、あるいは予算の流用の簡素化、改善というのも計画されておるようでございますので、そういうものにつきましては、全庁的な取り組みとあわせて、部として二度とこういうことがないように一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。

○武井委員 お願いで結構でございますので、のど元過ぎればということにならないように、また継続してしっかりと対応をお願いしたいと思います。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○萩原委員 さっきの暴力団のことですが、何をもって暴力団となすのか、指定暴力団なのか、県警が把握している暴力団なのか、例えば、一見暴力団風、チンピラも暴力団なのか、その辺の線引きはどうなんですか。

○藤原建築住宅課長 暴力団の定義につきましては、暴力団対策法に基づく暴力団という取り扱いになるかと思しますので、県のほうが県警本部に照会しまして、県警本部が暴力団と認定されている方が暴力団ということになります。したがって、今後、いろんな立証責任等が生じるかと思いますが、これにつきましては、県警のほうで責任を持って立証していただけるというふうな考え方でございます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○外山良治委員 私、奇異に感じるんですが、県土整備部に営繕課というのがあるのは何ですか。

○藤山営繕課長 営繕課は、ここに予算計上している部分は少ないと思いますが、知事部局、教育委員会、ここでそれぞれ施設管理している課があります。これは、県庁内で30数課あるわけですが、そこでいろんな施設改修、修繕、それを予算計上されて、予算が議会承認された後、次年度に営繕課のほうにその予算をもって設計、調査、あるいは工事の発注、現場管理、これを依頼されて、その業務を主にやっております。

○外山良治委員 別に県土整備部から出ていけと言うんじゃないかと、それは全くないんですが、ここにふさわしいのかなと思ったものですから、できたら総務部のほうに転居されたほうが合う

のではないのかなと思いました。

この予算で、17年、18年、19年の災害復旧費が出ていますけれども、また、春が過ぎると災害の時期になります。こういったことから、例えば、可及的速やかな事業完了をしていただきたい。でなければ、積み残し、積み残しということで、宮崎県というところは災害に非常に弱いと。17年度の災害もまだ終わっていないということからして、可及的速やかな事業完了というものを要望しておきたいというふうに思います。以上です。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野口県土整備部長 私の方から委員の皆様方にお礼方、きょうの委員会の審議でもいろいろ御指導をいただきました。その辺をしっかりと守りながら、事業のほう、年度末を控え、また来年度行っていきたくて思っておりますので、引き続きよろしく願いいたしたいと思っております。

特に、入札制度改革、本会議でもいろいろ御質問もございましたし、委員会の場でもございました。我々、十分承知させていただいております。引き続きまして検証をしながら、改革のほうを進めまして、技術と経営にすぐれて地元にもしっかりと貢献される業者さんがしっかりと生き延びていけるというような体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

その中の一つで、これも本会議でいろいろ御質問があったんですけど、総合評価落札方式なんですけれども、私のほうで、拡充をしていく、あるいは評価項目の見直しを行っていくというような形で答弁させていただきましたけれども、平成18年度には3件、平成19年度には64件、総

合評価落札方式の取り組みを行いましたけれども、平成20年度からは原則8,000万円以上の工事につきましては、すべて総合評価落札方式で入札のほうを行っていきたいと思っております。また、対象工事も4,000万円以上から2,000万円以上に、下のほうに拡大をさせていただくということでございます。そうしますと、8,000万円未満の工事だとおおむね全体の中の150件ぐらいをさせていただく。それと、さっき言いました8,000万円以上の工事、今年度64件で来年度200件ということで、およそ3倍ぐらいの工事をさせていただきたいと思っております。また、評価項目の見直しでございますけれども、これも議会の皆様とか、関係団体からいろいろ御意見をお伺いさせていただきまして、評価項目の見直し、企業の地域社会貢献度の配点の割り増しのほうを検討課題にさせていただいております。以上につきましては、新年度、4月1日からの入札公告から実施してまいりたいと思っております。

それと、管理課のほうから建設産業育成総合対策事業という新規事業の中で説明させていただきました、総合評価落札方式の中で新たに地域企業育成型というものを設定するというところでございますけれども、これは、本当に今までの総合評価落札方式をもっと簡単にしたものでございまして、今まで対象とすることができなかった工事金額とか技術的難易度が比較的低い工事でございますとか、早期着工が必要な災害復旧工事、こういうものを対象にして、できるだけ手続を簡単にして、評価項目を少なくして、実際の入札期間を短くするというようなことで行っていきたいと思っております。この辺は入札の電算のシステムのほうともかかわってくるわけございまして、若干、大規模な改修が必

要になっておりますので、先ほど電子入札システムの改修の話がございましたけれども、来年度、20年度の後半、21年の1月ごろから試行のほうをさせていただきたいと思っております。ということで、できるだけ地域の建設業者の皆さんが、しっかりと技術力のあるところをとっていただけるという体制に一步でも近づけたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。以上です。

○横田委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時33分休憩

午後 3 時36分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。14日の13時30分から行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、次の委員会は、14日の13時30分再開と決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようでしたら、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時37分散会

平成20年3月14日（金曜日）

午後1時39分再開

出席委員（9人）

委員	長	横田	照夫
副委員	長	田口	雄二
委員		坂元	裕一
委員		蓬原	正三
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		萩原	耕三
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉	直樹
議事課主任主事	古谷	信人

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔議案第1号を除き一括〕と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 今、副委員長のほうから議案第1号とほかのやつを分けて採決してほしいということでありましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

〔田口副委員長退席〕

○横田委員長 それでは、議案第1号について、

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○横田委員長 挙手全員、よって議案第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時40分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

〔田口副委員長着席〕

○横田委員長 続きまして、議案第1号以外の11件すべての議案につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○横田委員長 挙手全員、よって議案第1号以外のすべての議案も原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等ありましたら、お願いいたします。

○坂元委員 けさ、朝日新聞を見て、えっと私も思ったんですが、観光速報を見てみました。私も議長時代にあの冊子に載ったことはないん

ですが、相当力のある議員がいらっしゃるんだなというふうな思いを深くしたわけでありますが、ただ、コンベンション協会の生い立ちからずっと見てみると、やはり多額の県の支出もあるわけでありますから、いろんな広報のあり方も委員会で言いました、広告収入に頼った発行の仕方もあるんじゃないかと。もっと幅広く公平公正な取り扱い方の視点というのを、公金を投じている以上、その辺を踏まえた編集方針があつてしかるべきじゃないのかと、あるいはまた、発注方法にしても、随契で特定の業者に委託するというような方法はいかがなものかと、いろんな指摘を委員会のときもしたところでありますが、この予算の執行に当たっては、外郭団体に対して厳重に指導を強めていながら、そして、もうちょっと県内の広告収入というものを当て込んで、無料で配布する範囲が広がるぐらい、その辺の内容を充実していただくということを含めて、管理監督、指導を徹底方願いたいということをお願ひしておきます。

○蓬原委員 県に関する刊行物については、行政の公平性ということをしつかり考えて基準をつくっていただきたいということを述べていただきたい。

○横田委員長 わかりました。

ほか、ございませんか。

○萩原委員 県の外郭団体といっても、一般県民から見ると県なんですよ、どんな小さな外郭団体でも。そういう意味で、外郭団体といえども県の職員並みの仕事をやる以上は公平性がなきゃいかんということだと思います。その辺をやっぱり強く言ったほうがいいと思います。

○坂元委員 入札改革も道途上ですけれども、要は、目的は何かということをしちつとしてもらって、業者の淘汰が目的なのか、それとも良

質な成果品を得ることが目的なのか、両方とも目的なのかということをしちつと検証を早めて、いろんな入札改革の方向性を確固としたものにしていただく方法がいいんじゃないかということから言えば、ニュースでありましたが、測量が46社が端数まで一緒だったという、こういうような極めて不正常的な状態があるというのは、とりもなおさず、予定価格を事前に公表しているということに一番問題があるということだと思いますから、その辺を、一度にとは言わないまでも、事前公表と事後公表といういろいろなテストをやりつつ、見積もり能力がある企業が応札できるというような改革方法を早く確立するようにということをお願いします。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 物産振興センターについてなんですけれども、売り上げが前年度比600%とか非常に多額に上がっているにもかかわらず、例えば、新宿の家賃等も含めて県が出しているということがあります。つまり、売り上げが上がっていることが県の利益に還元されていないということは非常に問題だと思いますので、あり方を今後、検討をしていくということが必要だということをしちつ、お願いいたします。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 消費者金融、貸金業対策ですね、これは自殺防止とも絡まることですから、消費者金融の貸金業に関する相談事業等を含めた対策について、十分な強化対策をしていただきたいと、そして、最終的には自殺防止につながるような形の政策推進をお願いしたいと。

○坂元委員 これは言わずもがなですが、視点がちょっと違うかもしれませんが、極めて流動的な道路特定財源の動きですね。私どもが19日にこれを議了したとしても、歳入欠陥が生じる

予算になる可能性は極めて大きいということからすれば、取り崩す基金もない、かといって委員会で出たようにほかの一般財源から充てないかんでしょうねと言ったって、そんな金もないということですから、それについては、緊急性があるものあたりを、特に専決処分ではなくて、ちゃんと議会の議を経て予算の補正なりをやるようにということは、あらかじめくぎを刺しておかんと、すぐ専決、専決ということで走りますから。そこ辺は我々も議論しなきゃならない局面が出てきた場合ですよ。

○濱砂委員 国民宿舎特別会計なんですけど、指定管理者制度に移行されておるにもかかわらず、毎年の起債の3億2,600万円の返済がなされておる。残高が合計して25億円強になっておりますので、いわゆる公の宿泊施設としての機能が果たされていないというのが現実の問題としてあるわけですから、売却するなり、将来の資産処分のもについても検討時期に入っておるんじゃないかということもつけ加えていただきたいと思います。県の所有財産、必要でないものについては見直しをし、軽減を図っていくべきだということでもありますので、お願いいたします。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 県土整備部分で2点だけ、1つは、裏金の問題を質問させていただいたんですが、裏金が起こらない体制づくりというものを今後も継続してやってほしいということ、あとは高速道対策局で申し上げたんですが、いわゆる決起集会とかのあり方をできるだけ簡素化して行ってほしいということをご希望いたします。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 2～3点あるんですが、まず、

海岸侵食で予算が2億2,000万ほどついていましたが、また国交省、5,000万の調査費がついていますが。当初の説明では、養浜をして、流砂調査を2～3年検証した後、防砂堤35億、最終的にはヘッドランド300億という多額な投資というのが想定されると、そこで将来に禍根を残さないような流砂調査を行っていただいて、最小の投資で最大の効果を上げるような調査というのをやっていただきたいということが第1点。

第2点目は、宮崎県の観光振興を絶えず検証するという、というのは、修学旅行のピーク時が5万4,000人だったですか、現状では3,000人ということを含めて考えたときに、観光動向というのを絶えず精査をしながら、タイミングよく打っていく、そういった姿勢というものをとっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、観光の県外客にしても450万人、しかし減少傾向にある、こういった点について、知事マニフェストというのは、政治公約、誓約ですから、そういった点についても十分配慮しながら、今後取り組んでいただきたい。

それから、誘致企業、1万人新規雇用、こういった点についても再度、県民にわかりやすい検証の方法について、定義というものを設けるべきではないのかというふうに考えます。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

コンベンション協会等の外郭団体に対する管理監督とか、入札制度の改革、物産振興センターのこと、消費者金融対策、道路特定財源、国民宿舎特別会計、裏金、決起大会のこと、海岸侵食、観光振興の検証と知事マニフェスト、たくさん出されました。できるだけ盛り込めるように頑張っていきたいと思いますが、今、お伺い

しました御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 3 時54分閉会